

国民民主党

政策INDEX2019

つくろう、
新しい答え。



この『政策INDEX 2019』は、参議院選挙政策『新しい答え 2019』に掲載していない政策も含め、国民民主党の政策やさまざまな政策課題に関する基本的な考え方をまとめたものです。

目次

家計第一の経済政策	1
成長戦略・未来先取り政策	4
財政改革	11
総務・地域主権（地域主権改革・地方再生）	12
税制	16
経済産業	24
選挙・政治改革	28
厚生労働	29
《共生社会》	29
《子ども・子育て》	34
《働き方》	44
《社会保障と税の一体改革》	51
《医療等》	52
《介護》	57
《年金》	59
文部科学	60
《教育政策》	60
《文化政策》	68
《スポーツ政策》	69
《科学技術政策》	70
エネルギー	72
環境	77
農林水産	81
国土交通・沖縄北方政策	86
震災復興政策	92
福島再生	94
内閣	96
《災害対策関係》	96
《国家公安・拉致問題》	98
《新しい公共・NPO》	100
《海洋》	104
《IT》	105
《宇宙》	107
《行政改革・行政刷新》	108
《公務員制度改革》	110
男女共同参画	111

消費者・食品安全.....	119
法務.....	122
外交.....	126
安全保障・防衛.....	129
憲法.....	133

家計第一の経済政策

「家計第一」の経済政策

- アベノミクスの最大の弱点は、家計消費が伸びないことです。企業収益は増えてきましたが、一部の経営者の富の増加にしかつなげていません。一方、国民の実質賃金は低下しています。年金だけでは満足な生活ができないことも政府は認めました。生活は悪化し、消費は低迷し、経済は停滞しています。さらに、大規模財政出動により、国の借金は増え続けています。
- 国民民主党は、「家計第一」。家計を支援し、消費を活性化させます。人への投資で、一人ひとりの能力が存分に生かせるようになれば、家計も企業も豊かになります。「地域活性化」により、地方が立ち直れば、都市も豊かになります。

消費税

- 約束した議員定数削減も果たされていません。高所得者が得をする軽減税率や、一部の人がだけ得をするポイント還元を伴う、今回の消費税引き上げには反対します。『家計支援こそ成長力』。社会保障財源の確保は必要ですが、消費拡大による景気回復を十分に果たさなければ、消費税引き上げを行うべきではありません。引き上げの前に、先行して子育て支援拡充を行うため、「子ども国債」を発行します。

所得再分配機能の回復

- 一般の家庭が少しでも余裕を実感できるようにする一方、富裕層には応分の負担をしてもらい、そのお金を社会に還元します。NISA等の拡大により、家計の金融資産形成を応援します。同時に、高所得者層は金融所得の割合が高いことから、金融所得課税により所得再分配機能を強化します。
- 「所得控除」から「給付」（給付付き税額控除）へと税体系を大きく変えていきます。給付を社会保険料の支払いと相殺すること等により、実質的な可処分所得を底上げするとともに、無年金者、生活保護世帯を減らします。
- 「G A F A」と呼ばれる巨大IT企業などがビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態を踏まえ、国際社会と協調して課税を強化していきます。

厚く、豊かな中間層の再生

- 従来の子育て支援策を抜本的に拡充するとともに、非婚化・晩婚化の進展が少子化に及ぼす影響を踏まえ、若い世代に対する結婚・出産支援策を強化し、「希望する人が安心して

結婚、出産できる社会」をつくります。

- 非正規雇用の待遇改善を進め、さらに産業政策により正規雇用を増大することで、賃金や可処分所得を増やし、「若者が将来に希望を抱ける社会」をつくります。
- 社会保障制度の充実・安定化を図ることで将来不安を軽減し、「現役世代も高齢者も安心して消費できる社会」をつくります。

家計の負担軽減

①子育て支援（詳細「厚生労働」の「子育て」）

②家賃の負担軽減

- 年収500万円以下で、賃貸住宅で暮らす世帯の家賃について、月10,000円の補助を行います。住環境の改善が実現できれば、子育て支援にもつながります。

③特定支出控除の拡大

- 職業の違いによる税制の不公平の是正、確定申告の機会拡大の観点等から、給与所得控除等を見直しつつ、自動車の任意保険料、塾代等の民間教育費等について特定支出控除の対象とすることを検討します。

④雇用・賃上げ企業の減税

- 中小企業の社会保険料事業主負担軽減や雇用促進税制拡大等により、企業活動を支援し、従業員の手取り増につなげます。賃上げを行った企業とそうでない企業との間で、法人税率に差をつけます。中小企業に適切な支援をしつつ、最低賃金は、「全国どこでも時給1,000円以上」を早期に実現し、さらに暮らしを底上げします。

⑤人への投資

- 児童手当増額、教育無償化、待機児童解消等により、日本の将来を支える人材を育成します。

⑥ 経済基本法の制定

- 成果の出ないアベノミクスに代わり、経済・財政・金融・予算に係る新たな枠組みについて法律を制定します。

中小企業支援（詳細「経済産業」の「中小企業」）

- 中小企業の社会保険料事業主負担軽減や雇用促進税制拡大等、企業活動を支援し、従業員の手取り増につながる政策とします。

「総合的な農業者戸別所得補償制度」の導入（詳細「農林水産」の「田園からの産業革命」）

- 「総合的な農業者戸別所得補償制度」を導入し、農業を地域再生の柱にします。

マイナス金利の撤回

- 無理やり物価を引き上げようとしても、賃金上昇が追い付かなければ暮らしは苦しくなる一方です。特に、マイナス金利は、預金者にデメリットが大きだけでなく、金融機能低下を招きかねない政策です。また、緩和の前提であった「持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」という政府・日本銀行の 2013 年の共同声明の内容は実質的に反故にされ、事実上の財政ファイナンスにより財政危機、金融危機のマグマは溜まり続ける一方です。
- デフレ脱却・為替の安定に努めつつも、マイナス金利は撤回させ、金融政策は現状を踏まえ、より柔軟に行うよう、日本銀行に対して促します。

成長戦略・未来先取り政策

成長戦略の展開

- 既存産業の生産性向上、新産業の創出・育成の観点から、
 - ・政策資源（予算、税制、人員等）のメリハリ＝「選択と集中」
 - ・起業の促進＝「新陳代謝の向上」
 - ・就業機会と働きがいの追求＝「雇用の安定・確保」という3つの基本方針に沿って、11分野に渡る成長戦略を展開し、雇用の受け皿である産業・企業の発展、生産性向上を実現します。

①グリーン

- あらゆる政策資源を投入し、2030年代を目標として、できるだけ早期に原子力エネルギーに依存しない社会（原発ゼロ社会）を実現します。グリーンエネルギー革命を実現して、成長率のかさ上げと持続可能な経済社会を目指します。

【最重点施策】

- ・分散型エネルギー社会の推進・再生可能エネルギー普及加速
 - a. エネルギー自給を目指す自治体支援
 - b. 国の施設の省エネ・再エネ導入徹底
 - c. エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）の改善
- ・世界一の省エネルギー社会の実現
 - a. 事業者の省エネの見える化
 - b. 建築物の断熱強化・省エネの見える化
 - c. 省エネ義務量制度の導入
- ・熱利用の強化
 - a. 廃熱利用の促進、廃熱量の見える化
 - b. 再生可能熱利用促進
 - c. 地域熱供給網の整備促進
- ・脱化石燃料の推進、水素活用社会の実現
 - a. 運輸部門における脱化石燃料の推進
 - b. 農林水産業部門における脱化石燃料の推進
 - c. カーボンリサイクルの推進、水素活用社会の実現
- ・スマートシティ・スマートグリッド
 - a. スマートメーター設置の最大限前倒し
 - b. 地域で最適な蓄電
 - c. まちの低炭素化推進

d. 断熱健康リフォームの推進

②ライフ

- 遠隔医療や医療介護分野におけるICT利活用の推進、iPS細胞等の再生医療の研究への更なる支援等により、ライフ・イノベーションを推進します。
- 日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出により、国際競争力を強化し、積極的に海外市場に展開して需要を獲得し、経済成長を促します。
- 治験や臨床研究をしやすい環境を整備することでエビデンスに基づいた医療技術や治療方法を確立し、海外に対する日本発の医療技術等の提供を促進するとともに、日本で治療等を受ける外国人を増やします。
- 健康長寿社会を実現することで、高齢者の労働参加を促進するとともに、定期健診や健康指導、ロコモ対策など予防医療の充実やジェネリック医薬品の普及等により、医療費等の負担増の抑制も図ります。

【最重点施策】

- ・遠隔医療の推進
- ・iPS細胞等の再生医療の研究へのさらなる支援
- ・ドラッグラグ、デバイスラグの完全解消、ワクチンギャップの解消
- ・医療の海外展開
- ・生活支援ロボットの国際標準化

③科学技術イノベーション・情報通信

- 我が国が強みを持つ学問分野を結集したリーディング大学院の強化を図り、成長分野などで世界を牽引するリーダーとなる人材を国際ネットワークの中で養成するなど、産官学の知識を結集して世界トップレベルの研究開発及び成果の還元を推進し、技術革新を促進します。
- 民間企業と大学、国立研究所などが研究の外部連携効果を実現するための横断的な取り組みを誘導・推進します。ICTについて、世界をリードする技術とサービスの革新を目指し、国際的な競争や連携を視野に入れた新しい競争・規制政策を確立します。
- 産官学の強力な連携体制により、ロボット開発、IoT(モノのインターネット)の推進、ビッグデータの利活用などを図り、国民生活のあらゆる分野で課題解決型の先進的なサービスの提供と質の高い雇用の創出を実現し、国民の暮らしを世界一豊かにしていきます。
- 基礎研究への公的支援の充実、応用・実用化研究への民間企業による投資拡大の仕組みづくりを進めます。

【最重点施策】

- ・遠隔医療の推進(再掲)
- ・自動運転の推進
- ・ICTによる地域コミュニティ(地域の絆)の再生

- ・ICTの防災・減災対策への活用
- ・IoT・ビッグデータ・AI時代に合わせた産業革新
- ・教育現場のICT化の推進

④中小企業

- 経営努力に傾注し、地域雇用を担っている中小企業を財政面、金融面から支援します。
- 自らマーケティング、製品開発、海外を含む販路開拓、他業種との連携などが可能となるよう、支援体制の強化とワンストップ化を行い、系列化、下請け化からの脱却を図ります。
- 資金・経営手法・経営人材などの面から総合的に創業者を支援し、開業率の向上を目指すとともに、第三者保証の禁止などを通じ、第二創業へチャレンジしやすい環境整備を行います。
- 官民金融機関による中小企業・零細事業者への支援機能について、事業の収益性に基づいて融資を行うプロジェクト・ファイナンスを含め、強化します。

【最重点施策】

- ・正規労働者を増やした企業の社会保険料事業主負担1/2相当額の軽減
- ・中小企業の海外展開支援
- ・事業承継やM&Aに関する施策の充実
- ・第二創業の推進
- ・中小企業金融円滑化法の制定

⑤農林水産業

- 農業者戸別所得補償制度の復活による所得安定、農地の一層の集約を通じた生産性向上などにより、「農業の基盤強化」を図ります。
- 6次産業化や輸出促進、農産品及び加工品の高付加価値化による「農業の成長産業化」を目指します。
- これらの取り組みを通じ、新規就農者の確保と定着、農村の活力向上を図り、農業を地方再生の柱として打ち立てていきます。

【最重点施策】

- ・農業者戸別所得補償制度の復活、法制化
- ・若者・女性に対する就農支援
- ・適切な森林管理をする者に対する直接支払
- ・国内農林水産物の輸出増に向けた戦略的支援

⑥金融

- 世界の金融センターとしての地位を確立すべく、我が国の金融・資本市場の機能向上を図ります。

○成長資金が必要な主体に対して、円滑、効率的かつ効果的に供給されるよう、政策金融機能と産業金融の役割を整理します。

○民間金融機関の取引先支援機能を強化します。

【最重点施策】

- ・総合取引所の実現
- ・金融サービスの環境変化への対応
- ・地域金融円滑化法の制定（再掲）
- ・法定開示監査制度の一元化

⑦観光

○交流人口の増加により国内観光需要を喚起することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会の創出を促進します。

○為替動向に影響されない安定的な交流人口の確保を企図し、観光資源の質的向上を図ります。

○観光需要を地域経済のエネルギーにするため、観光をマネジメントする人材を育成するとともに、有給休暇を取りやすくします。

○観光における日本の強みは、文化・芸術、食文化であることも踏まえ、総合的な施策を展開します。

【最重点施策】

- ・空港・港湾使用料の低減
- ・文化・芸術の海外発信
- ・税関、出入国管理、検疫の増員

⑧アジア太平洋経済

○経済的な連携を進めるとともに、我が国企業等の海外ビジネスの展開を拡大し、その果実を国内に還流させます。

○世界経済の20世紀型二極体制（欧米）から21世紀型三極体制（米欧亜）への変化も踏まえ、近隣諸国との関係改善（隣交）を進め、経済的利益の増進を図ります。

○FTAAPに向けた日中韓、RCEP等についても早期の妥結を目指す中で、自由貿易体制の発展にリーダーシップを発揮しつつ、日本としての利益の最大化を図ります。

【最重点施策】

- ・文化・芸術の海外展開支援
- ・JAPANブランド発信
- ・知的所有権の保護

⑨生活・雇用

○同一価値労働同一賃金やワークライフバランス等を推進し、雇用の質の向上を図ります。

- 中小企業に適切な支援を行いつつ、最低賃金を引き上げること等により、健全な企業の育成を図ります。
- 人材を必要とする成長産業へ適切に労働移動を促すため、再教育・再訓練の促進などにより「雇用の安定・確保」を促進します。
- 女性の社会進出を促進する観点も含め、結婚・出産前後の女性が働きやすい環境を整備することでM字カーブを改善するとともに、結婚などに対する多様な選択肢を受容する社会・制度を整えます。
- 働くことを希望する高齢者が、豊かな経験と能力を発揮できる環境を整備するなど、全ての人に居場所と出番がある社会をつくります。

【最重点施策】

- ・女性登用への支援等
- ・地域企業就職者への支援
- ・結婚などに関する多様な選択肢
- ・出産、子育て支援の強化
- ・転職のための再教育の機会確保
- ・高齢者が働きやすい環境の整備

⑩人材育成

- 家計の状況にかかわらず学べる環境を整備します。
- グローバルに通用する高度人材の育成・確保を図るとともに、地域社会・経済を支える人材を育成するため、実践的な職業教育・職業訓練を強化します。
- 教育・研究開発・文化・スポーツ分野への投資を大幅に拡充します。

【最重点施策】

- ・外国語教育等の充実
- ・高等教育における職業教育の充実など
- ・所得制限のない高校無償化
- ・良質な学びの機会の提供
- ・科学技術を担う人材の育成
- ・文化・スポーツの指導人材育成等
- ・情報人材（特に、IoT・データリテラシー人材）の育成・確保

⑪国土・地域活力

- 人口減少社会の中でのコンパクトシティ、大都市等の再生等に重点的に取り組み、持続可能で活力ある国土・地域の形成を図ります。
- 地域内での購買活動推進、エネルギーの地産地消などにより地域循環型社会を構築し、地域経済活性化を図ります。
- 地方自治体への権限・財源移譲を推進し、地域が自主性・独自性を発揮して切磋琢磨でき

る環境を整え、日本全体の底上げを図ります。

- 総合特区制度をさらに活用し、包括的・先駆的な地域のチャレンジを総合的に国が支援して地域起点の規制改革を促進し、成功事例を全国に展開します。これに対し、国家戦略特区については、一部の利害関係者による恣意的・利益誘導的な運用の疑いが指摘されているため、国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、制度の抜本的見直しを進めます。
- 新しい公共やPPP（官民連携）などを積極的に推進することなどにより、地域の自主性・独自性がより発揮できる環境を整えます。
- 東京一極集中が地方の疲弊を招いています。一方で、都市居住者の多くは長い通勤時間にストレスを感じ、生産性の低下を招いています。これらの問題を解消するため、「職住近接」、「商住近接」、「医住近接」の「3つの近接」を基本とするコンパクトシティの形成を図ります。
- 東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に活かすことで地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。

【最重点施策】

- ・首都機能移転・分都構想の検討
- ・地方支分部局の地方移管、選択的道州制
- ・マンション建替え総会決議の要件緩和
- ・中古住宅関連産業等の活性化
- ・空き地・空き家対策
- ・社会基盤の老朽化対策
- ・地域仮想通貨

第4次産業革命

- 世界で進行中の第4次産業革命（IoT、ブロックチェーン、ロボット、人工知能、ビッグデータ、自動運転等の多岐にわたる技術革新）については産官学・中小企業と大企業・国内外の企業家など異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法（オープンイノベーション）を積極的に活用し、日本発の「世界でたたかえる産業」を育成します。
- 国の研究開発のあり方を質・量ともに変革します。科学研究費補助金（科研費）をさらに増やし、ITやIoT、ロボティクス、データ解析、サイバーセキュリティ、ヘルスケア、教育、宇宙などの分野を重点的に強化します。
- 交通事故の削減、高齢者等の移動支援や渋滞の解消などに資する自動運転の実現に向けて、特定条件下における完全自動運転（レベル4）について可能な限り早期に実現するとともに、完全自動運転（レベル5）を世界に先駆けて社会実装できるよう開発を加速します。

「ソサエティ5.0」の実現

- 先端技術を、物流や介護など、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「ソサエティ5.0」を実現します。

どこでもWi-Fiの実現

- どこでもギガを気にせずネットを楽しめるよう、全国の駅前や飲食店など、人が集まる場所の無料Wi-Fiスポットの設置を支援します。

財政改革

財政の健全化

- 異次元金融緩和の前提であった「持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」という政府・日本銀行の共同声明の内容は実質的に反故にされました。
- 成果の出ないアベノミクスに代わり、経済・財政・金融・予算に係る新たな枠組みについて法律を制定します。
- プライマリーバランスの黒字化をはじめとする財政の健全化を目指します。

公会計制度

- 一般会計、特別会計について、民間企業と同じように発生主義・複式簿記による国の財務諸表を作成し、インターネットで公開することを義務付けます。また、現在は各年度の決算が11月に政府から提出されていますが、これでは翌年度の予算編成に十分に生かせません。決算を予算に適切に反映させるため、決算の提出時期を前倒しします。これらを政府に義務付ける「公会計法」の制定を目指します。

総務・地域主権（地域主権改革・地方再生）

省庁再編

- 現在、税金は税務署に、年金や医療の保険料は年金事務所に、雇用保険の保険料は厚生労働省の出先機関に納めなくてはなりません。どれも政府に対して納めているのに、納める場所がバラバラで時間や手間がかかります。このような不便を解消するために、税金、医療・年金の保険料、雇用保険の保険料をまとめて扱う歳入庁を設置し、ワンストップで全ての保険料の納付や相談ができるようにします。また税や保険料の徴収担当の職員を歳入庁に集中させ、人員の効果的な配置や情報の共有化を進め、不当に税金や保険料を払っていない人への対応を強化します。これらを実現するため、「歳入庁設置法」の制定を目指します。
- また、統計不正問題の再発防止のため、統計作成事務を独立性の高い「統計庁」に一元化するなど、省庁の大規模な再編を進めます。また、「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置し、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を政府から独立して実施させるとともに、国が行う統計などについてチェックする機能を持たせます。

地域主権型社会（地域主権改革）

- 地域主権型社会の構築にあたって、「権限・財源・人間」の東京一極集中を脱して、地域の創意工夫による自立を可能とする社会を構築します。ものごとの決定や自治の活動などをできるだけ小さな単位で行い、そこで行えないことをより大きな行政単位が補う「補完性の原理」と、最も住民に身近な自治体が優先的に執行する「近接性の原理」に基づく原則を重視します。
- 基礎自治体である市町村は、住民に一番身近な地方自治行政の基本単位であり、市町村間連携、広域連携、市町村と都道府県間の連携を通じ、地域住民の自主的な選択によって、多様性を認めつつ効率的・効果的な行政運営を行える仕組みを検討します。
- 国から地方への権限移譲は、自治体からの自発的な発意を重視しながら、住民に最も近い行政主体である基礎自治体への移譲を基本として、受け入れ能力に配慮しつつ推進します。
- 基礎自治体の強化を図りつつ、道州制への移行を目指します。その際、それぞれの地域の選択を尊重します。
- 国の出先機関は、原則廃止を目標として整理し、ガバナンスの確保や国と地方を通じた行政組織・運営の最適化、事務の集約化・スリム化を図ります。
- 各府省の「ひも付き補助金」を見直し、地域の自主的な取り組みに対応して柔軟に予算配分を行う「一括交付金」を拡充して復活させます。これにより、現行のひも付き補助による事業内容の縛りを廃し、地域自ら考え、住民とともに知恵と創意を生かし、より効果的な財源活用を目指します。

- 道府県から独立した特別市や、政令市内の区への大幅な分権等、住民や関係機関等との合意を前提として、新たな自治のあり方を選択できる仕組みを創設します。
- 自治体間格差を是正し、臨時財政対策債に依存しない形で地方財政を充実させるため、一括交付金の復活・拡充、地方の自主財源の確保を進めた上で、将来的には、地方交付税制度と一括交付金制度を整理し、財源調整と財源保障の機能を強化した予見可能性のある安定した地方財政制度の構築を目指します。現行の地方財政計画や地方交付税の算定にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定過程の透明化を図ります。
- 地域の発想に基づく規制改革を推進します。
- 地方自治体の適切な予算執行のため、競争性のない随意契約の削減、議会主導・市民公開の事務事業レビューの実施を推進します。
- 地方自治体の非正規職員の法的位置付けを明確にし、非正規職員の雇用の継続と正規職員との均等待遇を実現します。

I C T（情報通信技術）政策

- 世界中の全てのものがインターネットにつながるI o T時代を迎え、成長戦略の柱に「I C T（情報通信技術）」を位置付け、製造業や金融業のI C T化を実現します。また、産・官・学・民の強力な連携体制により、国民生活のあらゆる分野で課題解決型の先進的なI C Tサービスの提供と質の高い雇用の創出を実現し、国民の暮らしを豊かにしていきます。フィンテックの推進により、東京（大手町）をニューヨーク（ウォール街）、ロンドン（シティ）に並ぶ世界の金融拠点とします。
- ブロックチェーン技術を使った「地域仮想通貨（暗号資産）」は、低コスト・高セキュリティで、マーケティング等にも応用でき、地域内からお金が流出しにくくなるなど地域経済活性化に資するため、発行（自治体I C O）を可能とします。
- I C Tを最大限活用し、情報の収集・選択・活用能力を培う学習者本位の教育を行い、地域の特性を活かした専門的な高等教育と連携し、地域活性化の核となる人材を育成します。教育クラウドを推進することで、限界集落や離島などをはじめとする住民に対して都市と遜色のない主体的な学習活動を支援します。小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、インクルーシブ（ともに生きともに学ぶ）教育、支援技術の研究・開発・普及体制を強化します。
- 遠隔医療診療の普及などI C Tの積極的な利活用によって、遠隔地での生活上の不安の解消など資源の偏在に対処し、各地域と専門家との相互連携の拡大を目指します。
- I C Tの恩恵を受ける人と受けない人との間に生ずる格差（デジタルディバイド）を解消するため、誰もがI C Tを利用できるよう、基盤整備や支援を進めます。
- どこでもギガを気にせずネットを楽しめるよう、全国の駅前や飲食店など、人が集まる場所の無料W i - F iスポットの設置を支援します。
- 情報セキュリティ対策の向上を図りつつ、政府情報システムや地方自治体の情報システム

について、クラウド化を推進します。国・地方通じた行政における情報通信システムについて、運用コスト削減とその加速化を目指します。

- 頻発するサイバー攻撃やマイナンバー導入による個人情報漏洩を防ぐため、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の権限を拡大し、地方自治体のネットワークや重要インフラ施設（原子力発電所等）も直接監視できるようにします。

マイナンバー制度

- マイナンバー制度が確実に運用され定着するよう、国民全体への周知や事業者への指導・助言等の体制整備を推進するとともに、個人情報の保護やなりすまし防止等、制度に対する国民の不安の払拭を進めます。
- 現行のマイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策の3分野以外の利用の際は、国民への丁寧な説明と合意形成を図ることを前提に、安全性の確保、行政の効率性、国民生活の利便性の向上が認められる項目のみを検討対象とします。
- 行政のICT化を強力に推進するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、マイナンバー制度を積極的に利活用することにより、徹底した行政のスリム化とコスト削減を図ります。
- 行政手続きを原則として電子申請に統一し、手続きをネットで完結できるようにし、行政手続きにおける添付書類の削減、または廃止を可能にする「デジタルファースト法」を制定しました。IT技術等の進展にも留意しつつ、国民の利便性向上と行政の効率化に向けて、政府全体で取り組んでいきます。
- マイナンバーカードについては、国民が利便性を実感でき、情報漏洩に心配ない普及方法を検討します。

通信・放送政策

- 通信・放送行政を総務省から切り離し、放送免許の付与・更新や番組規制などを行う規制監督部門を独立性の高い独立行政委員会として設置する通信・放送委員会（日本版FCC）に移し、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入の排除を進めます。
- 通信と放送の融合の時代に見合うよう、放送法の改正を検討します。
- 放送については、地域社会・文化の振興、ユーザーである視聴者の利便性向上、わが国経済の成長への寄与を目指し、スマートテレビ等の放送サービスの高度化、デジタル放送日本方式（ISDB-T）の海外普及の促進、コンテンツの海外展開の強化等の施策を推進します。地上デジタル放送については、難視聴対策、字幕放送、解説放送の拡大などを進めます。また、インターネットを介した放送番組の流通など、コンテンツの2次利用の促進を図ります。

- 電波オークション（電波利用権限の入札による取得）の導入などを通じて、国民の財産である電波の公平・公正な利活用を図ります。また、電波利用料の引き下げを検討します。

郵政事業

- 平成24年（2012年）に成立した改正郵政民営化法に基づき、国民利用者の利便性を高めるとともに、郵政事業の保障するユニバーサルサービスの維持・提供を進めます。
- 郵便貯金銀行、郵便保険会社の資金については、政府の株価対策に利用されることのないよう、郵政民営化法の趣旨に沿った持続可能性のある適切な運用が行われることを推進します。
- 郵政事業に係る税制上の措置については、他の事業形態とのバランスも勘案しつつ、ユニバーサルサービス確保の観点から、さらなる検討を進めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の限度額については、利用者の利便性向上の観点から、撤廃を目指します。その際には政府出資の解消など、民間会社との公平・公正な競争条件を確保します。

地域防災力の強化

- 地域防災や広報を担う消防団員、自主防災組織の処遇改善、防災資機材の整備を推進します。

税制

消費税

①『社会保障と税の一体改革』の評価

- 超少子高齢化に対応し、生活者の安心を守る観点から、『社会保障と税の一体改革』の推進は基本的に必要であると考えます。
- ・消費税率を8%に引き上げた際、その引き上げ分を基礎年金国庫負担割合2分の1の費用に充てたことにより、生活者の老後の安心を確保するとともに、新規国債発行を抑制し、もって財政再建への第一歩となりました。
- ・高齢になっても人生を楽しめるよう、年金・医療・介護等の社会保障制度の安定性を確保し、安心を守らなければなりません。
- ・一方で、支え手となる子どもの減少への対策も打たなければなりません。また、子どもの未来のためにも、質の高い教育を確保しなければなりません。
- ・そうした施策を継続的に講じるためには、巨額の安定財源が必要です。しかし、年金・医療・介護等の社会保障制度にかかる費用を現役世代だけで支えることもできておらず、借金を重ね、将来世代にツケを回しているのが現状です。
- ・消費税のウェイトが高まる中、所得課税や資産課税、いわゆる霞が関埋蔵金による財源確保は追求すべきですが、なかなか安定財源を確保しきれません。
- ・消費税は、景気に比較的左右されない税目であるとともに、全世代で広く分かち合う税目であり、それを社会保障や教育等で国民に還元する公平なシステムを確立することにより、国民の納得と理解が得られると考えます。
- ・その意味で、超少子高齢化への対応を講じる観点から、『社会保障と税の一体改革』の推進は基本的に必要であると考えます。

②消費税率についての考え方

- 消費が低迷し、景気も足踏みする中、今、消費税率の引き上げを行うべきではありません。
- 消費税率引き上げの際の前提である、社会保障の充実・教育の負担軽減、議員定数削減・行政改革、家計支援対策を実施することも十分ではありません。
- 軽減税率は混乱をもたらすだけであり、逆進性対策は「給付」で行うべきです。
- 今後の引き上げについては、景気の動向を踏まえ、判断されるべきです。
- ・消費税率引き上げによる増収分については、社会保障の充実、質の高い教育の確保を含む子育て支援等、生活の保障に充てるとともに、年金・医療・介護等の社会保障費の不足分に充て、財政の持続可能性を高めます。
- ・消費税率引き上げの際には、立法府としては議員定数削減等の政治改革、政府としても行政改革を実施します。

- ・また、経済環境の整備や国民生活の向上が進んでいなければなりません。「家計支援」を重視した消費税率引き上げ対策の実施が前提と考えます。
- ・軽減税率制度は混乱をもたらすだけであり、逆進性対策は「給付」（給付付き税額控除）で行います。

所得税

①「日本型ベーシックインカム構想」

○所得再分配機能の強化、格差の固定化防止等の観点から「日本型ベーシックインカム（基礎的所得保障）構想」を提唱します。

- ・所得再分配機能の強化、格差の固定化防止等の観点から、「所得控除」から「給付」（給付付き税額控除）へと税体系を大きく変えていく「日本型ベーシックインカム（基礎的所得保障）構想」を提唱します。
- ・給付を社会保険料の支払いと相殺すること等により、実質的な可処分所得を底上げするとともに、無年金者、生活保護世帯を減らします。

②職業の違いによる不公平の是正

○職業の違いによる税制の不公平を是正する観点から、給与所得控除を見直しつつ、どうしてもかかる経費を実額控除の対象としていきます。こうした措置は、確定申告の機会を拡大し、国民の納税者としての意識を高めることにもつながります。実額控除拡大の第一歩として、特定支出控除を拡大していきます。

③給付及び所得税減税 【家計支援対策】

○消費税は全世代で広く分かち合う税ですが、所得の少ない家計ほど収入に占める税負担割合が高くなるため、「逆進性対策」が必要です。

- ・消費税率引き上げの際の「逆進性対策」には、軽減税率ではなく、所得に応じ恒久措置としての「給付」を行うべきです。これは所得税減税に給付を加え、ハイブリッドで組み合わせた「給付付き税額控除」の導入により実施し、課税最低限以下の世帯も支援します。
- ・軽減税率は、食料品を持ち帰るかその場で食べるかで税率が異なる点、対象品の線引きに根拠付けが困難で不公平や利権が生じる点、消費者を混乱させ、事業者に過度な負担をかける点、などから反対です。また、高額な財・サービスを購入できる人ほど軽減額が大きくなるなど、「逆進性対策」として適当ではありません。
- ・また低所得者への対応として、年金給付金の最低月 5,000 円への増額、総合合算制度の導入を進めます。

○前述の低所得者への給付とともに、消費税率引き上げの際には、特に給与所得者・個人事業主等の分厚い中間層を支援するため、臨時的な2年間の激変緩和対策として、定率減税など「給付・所得税減税」を実施すべきです。

④所得再分配機能の回復

- 一般の家庭が少しでも余裕を実感できるようにする一方、富裕層には応分の負担をしてもらい、そのお金を社会に還元します。
- NISA等の拡大により、家計の金融資産形成を応援します。同時に、高所得者層は金融所得の割合が高いことから、金融所得課税により所得再分配機能を強化します。

⑤子育て支援等

- ひとり親家庭支援の観点から、寡婦（夫）控除については、未婚の方も対象とする改正を早急に行います。
- 子育て・教育支援の観点から、教育無償化の進展状況も踏まえつつ、民間教育費等の実額を所得控除できるようにする見直しを行うこと等により、家計支援を充実させます。
- 自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度について、今後の社会保障制度の見直しに応じ現行制度を拡充します。

法人税等（企業負担のあり方）

- 中小企業の社会保険料事業主負担軽減や雇用促進税制拡大等、企業活動を支援し、従業員の手取り増につながる政策を実施します。
- ・法人の7割が赤字であり、赤字法人には法人減税の恩恵が及びにくいのが現状です。地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業・小規模事業者の社会保険料事業主負担を軽減する法案を成立させます。
- ・余裕資金の労働者への還元をより促すため、賃上げを行った企業とそうでない企業との間で、法人税率に差をつけます。
- ・法人税については企業によってバラツキがあるとの指摘もあることから、有価証券報告書などに加えて、透明性を確保していくことも課題と考えます。
- ・国際協調を進め、法人税の引き下げ競争には与しません。一方で、わが国産業が厳しい国際競争を勝ち抜いていくため、研究開発税制などの拡充を図ります。
- ・「G A F A」と呼ばれる巨大IT企業などがビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態を踏まえ、国際社会と協調してタックスヘイブンの悪用などの課税逃れへの対策を強化していきます。また、国際金融取引に係る課税制度（いわゆる国際連帯税）について検討を行います。

自動車関係諸税 【家計支援対策】

- 自動車重量税の「当分の間税率」廃止、自動車重量税の国分の本則税率の地方税化、「新自動車税」「新軽自動車税」への簡素化により、1.5+未満のマイカーであれば1台当たり4,800円/年の減税を実施します。
- ・地方ほど生活必需品である自動車に対し、9種類もの不条理で過重な税を課している現状を抜本的に改め、ユーザー負担を軽減し、家計を支援する必要があります。
- ・自動車関係諸税は重要な地方財源であることにも留意が必要です。
- ・そこで、以下の通り、自動車関係諸税の改革を行います。
 【ユーザー負担軽減】自動車重量税の「当分の間税率」は廃止します。
 【地方財源の確保】自動車重量税の国分の本則税率は地方税化します。
 【簡素化】各税目を統廃合し、「新自動車税」「新軽自動車税」に集約します。
- ・上記改革により、1.5+未満のマイカーであれば1台当たり4,800円/年の減税になります。
- ・国としては0.4兆円の税収減となりますが、別途財源を確保します。
- ・自動車の任意保険についても、控除の対象とし、ユーザーの負担軽減を図ることを検討します。

住宅関連税制等 【家計支援対策】

- 一部屋増やす余裕ができるような住環境の改善を図るため、賃貸に住む方々への負担軽減を実施します。
- マイホーム購入のため、包括的な「住まい税負担軽減パッケージ」を導入します。
- ・家賃は消費税非課税ですが、消費税率引き上げを口実にして、既存物件の家賃便乗値上げが起きないように、対策を講じます。また、引き上げ後に貸主が貸家購入時に支払う消費税や固定資産税などが、家賃に価格転嫁される可能性は高いと考えられます。
- ・マイホーム購入のため、本来であれば住宅は消費税を非課税とすることも検討すべきですが、消費税の制度上、非課税としても累積した負担は消費者の負担とするか、販売側の負担とするかしかありません。消費税は、例えば価格3,000万円の新築物件のうち建物等の価格が2,000万円なら、消費税10%時には200万円にも及びます。そのほかにも、登録免許税、印紙税、固定資産税、不動産取得税等の諸税、登記手数料やローン保証料等の諸経費が数十万円単位でかかり、大変大きな負担となっています。
- ・政府与党が、軽減税率制度を導入するならば、大きな買い物となる住宅こそ軽減すべきです。しかし、軽減税率は制度自体に問題があることはこれまで指摘してきた通りです。
- ・そこで、不動産取得税・登録免許税・固定資産税軽減、すまい給付金拡充、住宅ローン減税、投資型減税拡充等、包括的な「住まい税負担軽減パッケージ」を導入します。

- ・空き家対策について、平成27年度、28年度税制改正で措置が講じられましたが、今後の空き家数の推移を見つつ、見直しを検討します。

相続税・贈与税

- 雇用を支え、地域経済の中核となっている中小企業や、地域の医療を支える医療機関等の事業承継の円滑化を推進するため、10年限定の特別措置となっている事業承継税制の恒久化及び免除措置の創設を行います。
- 国民民主党が主張してきた個人事業主の事業承継制度は、平成31年度税制改正で創設されました。
 - ・昨今、経済政策の観点から、相続税は課税強化が行われる一方、生前贈与を促進する制度の創設、拡充が行われてきました。
 - ・2013年に相続税の課税強化を行いました。一方、生前贈与を促進することにより経済活性化を図りました。
 - ・引き続き経済活性化の観点から生前贈与について検討を行いますが、生前贈与を促進すれば、若年世代の格差が拡大することに留意が必要です。
 - ・雇用を支え、地域経済の中核となっている中小企業や、地域の医療を支える医療機関等の事業承継の円滑化を推進するため、10年限定の特別措置となっている事業承継税制の恒久化及び免除措置の創設を行います。

医療・介護の控除外対象消費税

- 医療・介護は消費税が非課税となっています。一方で、設備や医薬品等の仕入れには消費税がかかります。特に、高度医療機器や建設費等の消費税負担は大きくなっています。
- 医療・介護の価格が自由に決められるのであれば、仕入れ時の消費税負担をあらかじめ価格に織り込むことはできます。しかし、診療報酬・介護報酬は公定価格であり、そうした負担を価格に転嫁できません。
- 医療機関・介護施設等の控除外対象外消費税問題については、課税対象とせずに、仕入れにかかった消費税の還付を含め適切な措置を講じ早期に解決を図ります。

地方税財政

- 地方への再分配の観点から、税源の偏在性の是正は重要な課題です。平成30年度改正において、地方消費税の清算基準の見直しを行い、税収をより適切に最終消費地に帰属させるための見直しを行いましたが、大都市と、そうではないところの財源の奪い合いという構図では、根本問題の解決には至っていません。

- 地域主権改革実現のため、基礎自治体を中心に、財源・権限の移譲、課税自主権の拡大、国が地方の財源の偏在を調整する地方交付税改革を進めていきます。
- 地域の様々な知恵を活かし、活力ある地方を取り戻すという、本来の地域主権改革を果たさなければなりません。

新しい公共税制（寄付金税制）

- 全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPO等様々な主体が「公（おおやけ）」に参画する社会を再構築していくことが重要です。クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等、続々「新しい公共」の新形態も芽吹き始めています。
- そこで、新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充します。現物寄付へのみなし譲渡非課税特例の対象化等、NPO等に対する支援税制（市民公益税制）について改善を図り、大学等に対する寄附金税制を充実させていきます。

災害復旧・復興支援税制

①「災害損失控除」の創設

- 近年、大きな災害が多発していることを踏まえ、雑損控除から災害による損失控除を独立させ、「災害損失控除」を創設します。「災害損失控除」は、それ以外の所得控除等を適用した上で、最後に適用する結果、所得税の負担軽減となります。控除しきれない金額は雑損控除同様に繰り越しができるものとします。

②ボランティア活動支援税制

- 被災地支援のため、ボランティア活動を行うには、交通費等少なからぬ実費も掛かります。
- そうした活動を支援する観点から、自己負担分について税額控除を行うボランティア活動支援税制を創設します。

③火災保険等に係る異常危険準備制度の充実

- 巨大自然災害への保険金支払いに耐えうる異常危険準備金残高の早期回復等のため、積立率・洗替保証率の引き上げ等の措置を講じます。

課税の公平性・利便性の確保

①金密輸への対応

- 消費税の脱税を目的とした金密輸入が近年急増しており、相当程度の利益が犯罪組織等に流れているおそれがあります。
- また、密輸された金が輸出される場合、納められていないのに消費税が還付される現状があります。
- 国に二重の損害が生じており、消費税率引き上げの際、この問題はさらに拡大します。
- 水際対策を強化し、税関と国税庁の連携を強化するとともに、金輸出を担う商社に対し、入手ルートが不明な金の取引は慎重に相手先を調査する等、犯罪の抑止への協力を求めます。

②価格転嫁対策

- 適正な価格転嫁や価格表示の改訂が円滑に図られるよう、価格転嫁対策に万全を期します。

③新しいビジネスへの対応

- 近年、民泊、カーシェアリング等、シェアリングエコノミーが広がりを見せています。
- こうした新しい働き方により得た所得は、本業としてでも、副業としてでも、確定申告を行う必要がありますが、そのことが一般に知られているとは言い難い状況です。
- 確定申告制度の周知に努めるとともに、確定申告がしやすい環境を整えるため、現在は手続きが煩雑かつ初期費用がかかる e-Tax の改善を図ります。
- 広がりつつある仮想通貨（暗号資産）等についての課税のあり方についても、上場株式等譲渡益が分離課税となっていることとの公平性や、商品を購入した場合の確定申告の煩雑さが指摘されていることを踏まえ、検討を行います。

④急激な所得減少への対応

- 前年より大幅に所得が減少した方についても、住民税は前年の所得を基準に課税されるため、大変重い負担となっております。
- そうした方々の再チャレンジを応援する観点等から、住民税の現年課税化が理想ですが、現年課税化は税務上困難です。
- そこで、前年の所得税を返すことで所得税負担を平準化する制度を導入します。
- 前年より大幅に所得が減少した場合、前年と当年の所得を合算して割り算をし、所得税を計算し直して還付等の対応を行います。

⑤印紙税のあり方

- 印紙税については、税制抜本改革法7条に基づき、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書（百貨店や飲食店等での領収書を含む）について負担の軽減を検討します。

その他

- 「衆議院・参議院における税制小委員会の設置」、「国税Ⅰ本、地方税Ⅰ本と大括りで提出される税制改正法案の見直し」等、税制改革議論のあり方を見直します。
- 租税特別措置等については、「租特透明化法」による国会報告に基づき、効果が不明なもの、役割を終えたもの等は廃止し、真に必要なものは恒久措置へ切り替えます。
- 揮発油税のトリガー条項復活による負担軽減については、今後の原油価格の動向を踏まえながら、財政再建も考慮しつつ、設計（実施）します。

経済産業

新産業創造・新雇用創出

- 雇用を産み出す成長を実現します。グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（医療・介護分野）、農業の6次産業化、「ものづくり」を横断的に担う中小企業など、成長分野において起業支援、M&Aの活用などを行ない産業の育成を進めます。
- 現在世界で進行中の第4次産業革命（IoT、ブロックチェーン、ロボット、人工知能、ビッグデータ、自動運転等の多岐にわたる技術革新）については、マシンが人間を代替するだけの自動化・デジタル化ではなく、「人間の能力を拡張する・生活の質を高める」ためのテクノロジーに焦点をあてます。産官学・中小一大企業・国内外の企業家など異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法＝オープンイノベーションを積極的に活用し、日本発の「世界でたかえる産業」を育成します。

中小企業

- 中小企業の継続と発展を支えるため、国の総力をあげ、人材確保策や事業承継を支援するとともに、競争力の高い中小企業や、創業間もない企業への支援を強化します。
- 産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育てるため、内閣に中小企業担当大臣を置き、旧民主党政権下で制定した中小企業憲章の理念を実践します。
- 小規模企業へのきめ細かな支援体制を構築するとともに、ものづくり技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした中心市街地の活性化、ODAを活用した海外展開支援などを一元的に推進します。
- 中小企業における正規雇用を推進していくため、中小企業の社会保険料事業主負担を軽減します。
- 少くない地域が消滅寸前にあるという危機に対応して、中心市街地の活性化のために国主導による地方都市のコンパクトシティ化を推進します。その際に、地産地消のエネルギー社会を進め、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進を図ることで中小企業の仕事づくりにつなげます。また、大店舗が出店する際には、近隣の商店街や住民との間で、営業時間やまちづくり等について話し合いをするための事前協議制度を設けます。
- 中小企業の生産性向上のため、研究開発、人材、IT、デザインなどソフト面への支援を強化します。
- 中小企業を支援する税制（消費税対策、欠損金繰越期間の延長、印紙税の廃止、事業承継など）の強化・改善、中小企業の代表者本人以外の第三者連帯保証の禁止、無担保・無保証融資制度の推進などを通じ、中小企業の資金繰りを徹底的に支援します。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大には反対します。

- 製造業と非製造業とにそれぞれ分類される中小企業が、等しく国の支援策の恩恵に預かれるという原則に則り、支援を強化します。具体的には、これまで製造業中心に設計されている減税（設備投資減税・研究開発税制・固定資産税減免等）や補助金制度について、非製造業に適用拡大することを推進します。
- 小規模事業者などの経営の効率化を図るために、中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の起ち上げ支援とその後の運営を法人税減税等で推進します。
- 中小企業における円滑な事業承継を促進するため、事業承継税制における複雑な要件（事業継続要件、代表者要件、雇用要件など）を緩和し、自社株を生前贈与した際の贈与税の軽減措置、事業継続を前提とした株式評価のあり方を見直します。さらには、事業承継の効果を高めるため、中長期的には、納税猶予の対象となる自社株式の発行済議決権株式総数2/3制限を撤廃するとともに、納税猶予割合を100%へ上げます。
- 中小企業金融の円滑化を図る観点から、融資の際に不動産担保・人的保証に過度に依存することなく、事業計画を審査するなど、資金調達体制を整備し、中小企業の自立と発展に一層資する制度となるよう抜本的な改革を行います。
- 中小企業の工場や仕事の現場において安全対策の充実を促進するために、働く者の安全に資するための設備投資に対して、特別償却または税額控除による減税措置を設けます。
- 中小企業の知的財産権を活用した技術革新を促進するために、弁理士を活用した取り組みに対する補助制度を創設します。
- 自動車整備士やトラック運転手など、深刻な人手不足が生じている現場人材の確保に向けて、若者や女性等が魅力を感じる職種となるよう、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していきます。

ものづくり・人材育成

- 日本のものづくりの現場を支える人材の育成を強力に後押しします。高校への多様な専門科の導入、高等専門学校、専修学校、工業高校等への支援を拡充します。大学等においても研究、開発やものづくりの基盤を支える高度人材の育成を推進します。また、社会人の職業訓練を支援するとともに、セーフティネットを強化した上で成長分野への人材移動と集積を進めます。
- 人材育成にあたっては、高度な専門領域に精通する人材育成に加え、技術の複合化が求められる中であって、複数の専門領域を学べる環境整備を進めます。また、即戦力の育成や働く場の確保につなげるために、教育機関と企業等との連携も視野に入れた人材育成に取り組んでいきます。
- さらには、同業者、異業種企業、大学、研究機関、政府等との交流、連携を促進することによって産業全体の総合力を高め、日本のものづくり競争力を強化していきます。
- 情報人材（特に、IoT・データリテラシー人材）の育成・確保（再掲）

エネルギー・電力の安定供給

- 環境に優しいエネルギーの地産地消を推進し、エネルギーの自給を通じて地域でお金を回すことにより、地域の自立、地域活性化と雇用創出を図ります。これを実現するため、分散型エネルギー社会推進4法案（分散型エネルギー利用促進法案、熱エネルギー利用促進法案、公共施設省エネ再エネ義務化法案、エネルギー協同組合法案）の成立を目指します。
- エネルギー利用に関する原則の追加、国・地方公共団体等の責務の拡充等を内容とするエネルギー政策基本法の改正について検討し、エネルギーの地産地消と省エネ・再エネ中心の社会への変革をエネルギー基本計画などで明確化します。
- 建築物省エネ法を改正し、全ての建築物の断熱を義務化します。住宅断熱の義務化・省エネ努力の見える化、省エネトップランナー制度に基づく省エネ建材基準の厳格化など、日本の持つ優れた技術の飛躍的な普及を図るとともに、熱供給などのエネルギーインフラ整備を推進します。世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の技術を海外にも広めていきます。
- 地中熱利用促進法を制定し、省エネ効果の大きい地中熱の導入を加速化します。
- 波力、潮力、藻類バイオマス燃料など、新たな再生可能エネルギー技術の開発を進めるとともに、「power to gas」等の余剰電力対策の実用化を目指します。
- 二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーである水素を燃料電池等で利用する水素社会の実現に向け、技術開発やインフラ整備を着実に進めます。
- 2030年に電源構成比で再生可能エネルギー30%以上を目指します。また、2030年に2010年比で最終エネルギー消費26%（原油換算1億kl）以上の削減を目指します。
- 分散型エネルギーの普及と同時に、公正な競争を確保する観点から、電力・ガスシステム改革の課題検証を行い、消費者の立場に立ったエネルギーの安定供給の確保を実現します。
- 再生可能エネルギーなどの小規模分散型電源を普及させるためにも、送配電網の強化・更新がなされるよう支援を行います。また、電気設備を点検する電気設備保安従事者の要員確保に取り組み、安全な設備維持に努めます。
- 天候に左右されやすい太陽光・風力発電などの再生可能エネルギーには調整電源が必要で、そのため、調整電源となり得る火力発電所等への支援を行うとともに、安定供給を維持するために必要なコストのあり方について検討を進めます。
- 被災地・東北地区を、エネルギー価格の抑制と再生可能エネルギーの加速度的な拡大を追求する「新産業特区」とし、産業復興と雇用確保に向けて、製造業と観光業等の復興関連産業を通じた経済再生を実現します。
- メガソーラーについては地域で建設反対の動きがあるケースもあり、環境への影響も懸念されることから、地元自治体の同意や環境影響評価の適切な導入も含め規制のあり方を検討します。そのことを前提に、高速道路の路面のソーラーパネル化（ソーラー道路化）の

推進、農業生産者が行う農地への太陽光パネル設置、ソーラーシェアリング要件の緩和など、必要かつ適切な環境下での太陽光発電の普及を推進します。

- 太陽光パネルについては、有害物質を含むパネルの適正処理を徹底するとともに、中古市場の活性化により再利用を推進します。
- リースの活用等により、2030年までに全ての道路街灯をLED化します。

自動車税制の見直し

- 自動車関係諸税の簡素化・負担の軽減を図ります。その実施にあたっては、国税から地方税に財源を移譲し、地方税に影響を与えないことを基本に、自動車重量税の当分の間税率の廃止、自動車税・軽自動車税の負担軽減を含めた車体課税の抜本的な見直しを行います。また、政府が走行距離に応じた自動車ユーザーへの課税を検討する場合は、自動車利用頻度の多い、地方で暮らすユーザー、物流業界など、幅広い自動車ユーザーの意見を踏まえ、一部のユーザーに過度な負担増とならないよう、厳正に対応していきます。
- 自動運転や次世代自動車などの最先端技術において競争力を高めていくため、研究開発促進税制を拡充します。

経済外交

- アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）等、日本が主体となった高度かつ戦略的な経済連携を目指し、経済外交を推進します。ODAなどを活用した中小企業の海外展開支援や、水・鉄道・都市開発・医療システムなどインフラのパッケージ輸出を積極的に推進します。また、エネルギーの調達先を多様化するとともに、我が国の優れた技術を生かした環境協カプロジェクトを進めます。
- 特許や著作権など、知的財産を守り積極的に活用するため、国際的な知的財産戦略を推進します。また、國酒をはじめとする日本の食文化やコンテンツ（クールジャパン）を海外に積極的に展開し、ソフト分野でも稼ぎ、雇用を増やす産業構造をつくります。
- 日米通商交渉、RCEP等の自由貿易交渉を行うにあたっては、自由貿易の重要性を強調するとともに、自動車や農業分野などを中心に日本の国益を守ることを最優先に位置付け、日本が主体的・戦略的な経済外交を推進します。
- 通商交渉経過の透明性を確保するため「重大通商交渉情報提供促進法案」の成立を目指します。

選挙・政治改革

- 安倍首相は、党首討論での国会議員定数削減の約束を破ったのみならず、参議院定数を6人増やしました。国民民主党は、衆参両院の定数を削減します。まずは、第198回通常国会において、わが党が単独で提出した参議院定数6減法案の成立を目指します。
- 二院制のもとでの衆参両議院のあり方の検討を進め、議員定数不均衡の是正を図りつつ、合区を解消し、各都道府県選挙区において議員が選挙されるよう、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しを行います。
- 衆議院の一票の較差是正については、衆議院選挙制度調査会の答申に基づき、大規模国勢調査の人口を基に、アダムズ方式による都道府県の議席配分見直しを行います。
- 政治分野での男女共同参画推進については、政党の候補者選定の自由・政治活動の自由を確保する中で、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す政治分野男女共同参画推進法の制定を受け、国政選挙におけるクォータ制の法制化を目指します。
- 被選挙権年齢については、大人としての自覚とともに、法的権利と責任が伴う成人年齢(満20歳)から付与することを原則としつつ、衆議院・参議院の二院制の歴史的意義や、議員と首長との職責とこれまでの制度的経緯を勘案し、現行の各種選挙の被選挙権年齢を5歳引き下げ、若者の政治への直接参加の機会を増大させます。
- 若者を含めた政治参加促進のため、インターネットの活用等により、①政策づくり、②選挙運動、③投票の各場面で参加しやすい環境づくりを進めます。
- 政治資金の透明性向上の観点から、国会議員関係政治団体の収支報告書を名寄せし、インターネットにより一括掲載することを義務付ける法律を制定します。
- 一般有権者もメールによる選挙運動を行えるようにすることを目指します。
- 国会改革により、国会を強化し、国民代表機能を取り戻します。行き過ぎた官邸主導を受けて繰り返される与党による強引な国会審議を改めるため、逐条審査など法案審査を丁寧に行う場として「法案委員会(仮称)」を設置します。ここでは与野党の熟議を通じて、多様な意見を反映した法案修正を可能とする仕組みを導入し、国会に国民代表としての機能を取り戻します。
- 財務省の決済文書改ざんや統計不正問題等、政府の不祥事も相次いでいます。そうした問題を法案等の審査から分離して集中的に審議できるよう、強力な行政監視機能を持つ「行政監視院」を国会に設置します。また、一定割合の議員から動議があれば特別委員会の設置等が義務付けられる「少数者調査権」を導入し、国会の行政監視機能を強化します。

厚生労働

《共生社会》

障がい者政策

(総論)

- 「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえながら、2014年に批准した同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。
- 精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進めます。内閣府に設置した政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討します。
- 障がいのある人のニーズを踏まえ、障害種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。精神疾患による患者やその家族への支援を充実します。また、改正された障害者総合支援法の附則を踏まえ、2011年の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の理念の実現を目指します。重度訪問介護の支援区分中度者への対象拡大や、常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動や就労の支援、障害福祉サービスのあり方、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援のあり方等のうち、積み残された課題について検討します。
- 障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性ある運用を目指します。
- 障害福祉サービス等報酬の改定に当たっては、全ての障害福祉事業者のサービスが安定的に提供されること、障害福祉従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職が防止されることにつながるよう配慮します。
- 障害福祉従事者の賃金を全産業平均の水準に引き上げることを目指して、着実に処遇改善を行います。障害福祉サービス事業所における事務職や技術指導者等の職種の処遇改善も行います。
- バリアフリー法の対象に災害時の避難対策も含めて、避難所等のバリアフリーを実現します。
- 第三者によるチェック体制を整備することなどにより、病院や学校、施設等での障がい者の虐待防止を進めます。
- 障がい者の活躍の場を広げるとともに障がい者本人の意思決定を尊重するため、成年後見制度のあり方を検討します。

○2019年の通常国会で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対し、真摯に反省し、心から深くおわびするとともに、国が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給します。

(障がい者の就労、社会参加等)

- 「障害者の権利に関する条約」の第27条(労働及び雇用)が「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」と謳っていることに鑑み、働く全ての障がい者にディーセント(働きがいのある人間らしい)でインクルーシブな就労の場を確保することを目標に据え、政策に取り組みます。
- 福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労のあり方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。また、法定の雇用障害者数を下回っている企業が支払う障害者雇用納付金の金額が低く、法定雇用率を達成していない企業も多いため、障がい者雇用を促進する観点から、納付金のあり方を検討します。
- 短期的には、現行の福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含めて、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進も含めた自立可能な仕組みの構築を図ります。
- 障がい者雇用の水増し問題を受けて、中央省庁等で障がい者の法定雇用率達成に向けた取り組みが進められていますが、障がいの特性に配慮することや当事者の意欲と能力が十分に発揮されるようにすること等を政府等に求めていきます。
- 親亡き後の自立生活を視野に、地方自治体における障がい者雇用配慮型の総合入札方式の拡大を進めるとともに、発達障がいに対する地域や企業、産業医の理解の増進、職場での意志決定支援者の支援導入等により、さらなる障がい者雇用の拡充を図ります。福祉と「農」の連携、遠隔操作のロボットを活用した就労をはじめ、既存の発想にとらわれない障がい者の新たな社会参加・就労機会の場を確保します。また、障がい者のスポーツや余暇活動に対する支援の充実に努めます。
- 共生社会の創造に向けた地域住民・NPOの活動に対する支援をより拡充するとともに、それらを通じて障がいの軽重にかかわらず、健常者とできる限り同等に社会に参画する選択肢を増やしていきます。
- 希望する子どもたちが障がいの有無などに関わらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。

(障がいの特性に応じた施策)

- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障害者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童の保護者への支援、教育における配慮、関係機関と民間団体間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員のあり方について検討します。
- 視聴覚障がい者などの自己選択と自己決定が実現できる社会環境を整備するため、手話言語法、情報コミュニケーション法を制定します。
- 障害福祉サービスにおける脱施設化、とりわけ知的障がい者の地域移行を促進するため、国として具体的目標値を定め、計画的かつ戦略的に進めます。
- 精神疾患による患者が地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。移行に必要な生活支援のあり方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。

難病対策

- 患者のニーズを踏まえ、難病対策を拡充します。2014年に成立した難病法で全国に設置された難病対策地域協議会の実態を把握し、患者・家族の積極的な参画を促すための支援を行い、協議会の活動を活性化します。また、難病法の見直しに向け、医療費の自己負担、医療費助成を受けていた小児慢性疾患の患者が大人になると助成を受けられなくなるトランジション問題などについて検討を行います。検討にあたっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。
- 指定難病の医療受給者証などにより、難病患者にも法定雇用率が適用できるよう、精神障がい者の雇用率算定の状況を見極めつつ、検討を加速します。
- 「難病の子どもの資金支援法」（仮称）を制定し「〇〇ちゃんを救え」等の資金を提供した人に対して認定NPO並みの税の減免措置を検討します。

ハンセン病対策

- ハンセン病患者・回復者への偏見・差別解消に取り組みます。「らい予防法」が廃止された現在でも、社会に残る偏見・差別から、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない、自由に故郷に帰ることができない、実名を名乗ることができない、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえない等、困難を抱える患者・回復者をサポートします。
- ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化を進め、退所者・非入居者への医療・介護・相談等の体制整備と、継続的・安定的な経済支援を行います。
- 国立ハンセン病療養所の医療、看護、介護の充実を図るため、医師、看護師、介護員等の必要な体制を確保します。

- 国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努め、特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めます。
- ハンセン病家族訴訟の原告団の取り組みを後押しするため、国民民主党「ハンセン病問題に関するプロジェクトチーム」を設置しました。

孤独対策

- 国民民主党は、政党として日本で初めて、孤独対策に取り組みます。
- イギリスでは孤独問題担当大臣が設けられ、フランスでも高齢者の孤立問題を担当する大臣が置かれるなど、孤独への取り組みが始まっています。わが国にも、孤独対策の担当大臣を置きます。
- 相談ダイヤル「よりそいホットライン」の大幅拡充や、ソーシャルワーカーによる対面相談、社会とのつながりを持てるようにするための居場所づくりなど、個々の課題解決のためのサポート体制を強化します。
- ソーシャルワーカーの養成を推進することや民生委員・児童委員の経済的負担を軽減することなどにより、地域で相談や支援活動を行う人材を確保します。

生活保護・生活困窮者支援

- 真に支援が必要な人に適切に生活保護認定を行う一方で、不正受給を防止し、医療扶助に関する電子レセプト点検の強化や後発医薬品使用の促進など適正化を進めます。不正受給への罰則を強化します。
- 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件をわかり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず、給付を受けない事態が放置されないように対応します。また、就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することの是非等について検討します。
- 2017年に行われた生活保護の基準の検証に用いられた水準均衡方式を見直して必要な措置を講ずるとともに、その間、要保護者に不利な内容の保護基準を定めないようにします。
- 「生活困窮者自立支援法」について、実施率が低迷する任意事業の必須事業化を強力に進めます。なお、本制度とホームレス自立支援制度については、相互の役割を踏まえて事業の連携を円滑に進めます。
- 経済的に困窮している人や社会的に孤立している人に対する生活支援を拡充するため、求職者支援制度の活用、ハローワークや自治体の様々な相談機能の縦割りの解消、NP

〇等との連携により、社会復帰、早期就労や住居確保、学習支援など、自立支援を充実させます。

- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含めて検討し、介護度にかかわらず、低所得の高齢者であれば入居できる支援付き住宅の整備を進めます。
- 貧困による子どもの不登校、引きこもり、ひとり親家庭の生活困窮の状況、フリーターなどを含む非正規労働者の生活実態などについて、縦断調査を含め詳細な調査と分析を進めます。

自殺対策等

- 自殺対策基本法に基づき、国が都道府県・市町村の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業への財政支援や事業の結果の検証を行うことで、国が地方と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させます。
- 若年世代への「包括的な生きる支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保して、引き続き自殺対策を推進し、一人でも多くの命を守ります。
- 自殺総合対策推進センターが中心的役割を担い、労働や福祉分野など広く関連施策と連動させた総合的・効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究及びその成果の活用等を行ったり、地域レベルでの自殺対策を担う地方公共団体の取り組みに対して支援します。

被爆者援護施策

- 被爆者やご家族、それを支える方々の意見に真摯に向き合い、被爆者援護施策の一層の充実を図るとともに、原爆症認定の遅れに伴う援護措置の遅延など、懸案の諸課題の解決を図ることを検討します。

戦没者遺族等に対する援護施策

- 一日も早く、一柱でも多くのご遺骨をご遺族の元にお返しできるよう、2016年に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、諸外国や他省庁、民間団体との協力や情報の収集を積極的に行って、ご遺骨のDNA鑑定の対象拡大を急ぐとともに、遺骨収集に集中的に取り組めます。

《子ども・子育て》

チルドレン・ファースト

- 全ての子どもたちが健全で安心できる環境で育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができるように、社会全体で子どもの育ち、子育てを支援します。家庭の状況等に左右されずに、全ての子どもが等しく適切な保育、教育が保障され、育つことができる環境を整えます。

子ども家庭省（仮称）の創設

- 子ども・子育てにかかわる施策について、縦割り行政を排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、早期の「子ども家庭省（仮称）」の設置を目指します。

子ども手当（児童手当）の拡充

- 児童手当支給を18歳まで延長し、額も一律で月15,000円に拡大します。これにより子ども3人で合計約1,000万円の給付が実現します。

社会全体で切れ目ない子育て支援

- 社会全体で子育てを支援します。全ての子どもたちが健全で安心できる環境で育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができるように、妊娠期から一貫して子どもの育ちを支援し、家族全体の心身の健康サポートを行う日本版「ネウボラ」（*）を全国で推進します。中高生の子どもたちと保護者などをワンストップで支援する「ティーンズ カフェ（仮称）」をつくります。
*子育て世代包括支援センターを中核とする子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワーク
- 「ネウボラ」からの出産祝い「ベビーボックス」（*）を通して、ネウボラと親子とのつながりを促し、切れ目なく長期にわたり総合的に親子をサポートする体制をつくります。
（*）フィンランドでは、ベビー服等の入った箱が支給される。外箱はベビーベッドにもなる。
- 相談と実際の支援を連動させるため、産婦人科・教育機関・企業・保健所・児童相談所・マザーズハローワーク、周産期母子医療センターなどの関係機関を、「ネウボラ」を軸に再構築し、ワンストップの支援体制を整備し、一層の支援を講じます。

- 児童相談所の相談業務の対象に妊産婦も含め、若年妊娠など出産前からの相談体制を整備し、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。
- 妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、いつでも対応できるよう、24時間対応の全国統一番号のホットラインを開設します。
- 「24時間子供SOSダイヤル」は、IP電話（ネット電話）、ソーシャルメディアでもつながるように施策を講じます。
- 「産後ケアセンター」の開設を推進するため、①「産後ケアセンター」を児童福祉法上の児童福祉施設と位置付けることで旅館業法の適用を受けない施設とし、建築基準法上の第一種及び第二種低層住居専用地域内での建築制限の適用を受けないようにする、②多様な主体による開設を容易にするため、「産後ケアセンター」を設置主体の制限のない第二種社会福祉事業に位置付けます。

子育て経費の助成

- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。政府の幼児教育無償化では、0～2歳の子どもを抱える家庭については、住民税非課税世帯だけが無償化の対象であるため、所得制限をなくし、0～2歳の全ての子どもが幼児教育無償化の対象となることを目指します。
- 誰もが安心して出産・子育てができるよう支援を拡大します。妊婦健診費用、出産費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行います。

子どもの権利としての保育、育ちの支援

- 子どもの持つ「生命・生存・発達の権利」を明確にし、学校でも家庭でもどこにいても、子どもが伸び伸びと育つことができる環境づくりを目指します。
- あらゆる子どもの育ちを保障するための保育を実現します。
- 子どもの虐待、いじめ、自殺の問題に正面から取り組み、相談体制を充実し、子ども一人ひとりに応じた支援を拡充します。

不妊治療への支援

- 不妊治療の費用助成などについては、男性への支援も含めた公的支援を充実します。
- 不妊治療時に仕事と治療が両立できる環境整備を図るとともに、治療期間に応じた「不妊治療休暇」を導入します。
- カウンセリング体制の強化など、切れ目のない支援体制を確立するとともに、不妊治療への社会の一層の理解を促進します。

子ども・子育て支援新制度の充実

- 子育て支援の予算を増額して、保育園・認定こども園・放課後児童クラブなどを通じた保育等のサービス、育児と仕事の両立ができる支援を充実させます。
- 保護者の就業形態にかかわらず、また都市でも地方でも安心して子どもを通わせることができるよう、幼保連携型認定こども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施します。

(事務処理の簡略化による負担軽減)

- 2015年4月に施行された子ども・子育て支援新制度がスムーズに進むよう、事務処理の簡略化を進め、現場の声を十分に反映させます。

(保育サービスへの支援対象の拡大)

- 家庭的保育事業など就学前の様々な保育サービスについても、段階的に支援対象を拡大します。安全確保と万一事故が起きた場合の十分な補償のための体制を整備します。
- 企業内保育所の設置以外にも企業の支援を受けられる仕組みづくりを進めます。

待機児童の解消

- 待機児童を解消し、利用希望者を「全入化」します。
- 潜在的待機児童も含め、待機児童の実態を明らかにして保育園や放課後児童クラブの必要な整備量を設定します。
- 待機児童の解消のために、保育園定員と放課後児童クラブを積極的に増やします。小規模保育園や一時預かりについては、保育士配置、子ども一人あたりの面積の基準の緩和を行うことなく、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、子どもの安全と良質な保育環境を守ります。
- 待機児童問題が解消するまでの措置として、待機児童を抱える家庭がベビーシッターを利用できるように補助します。

(保育士等の抜本的処遇改善)

- 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育人材を確保するために、保育士・幼稚園教諭・学童保育等の職員の賃金を月額5万円引き上げる「保育士等処遇改善法案」(「保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案」)を成立させます。

(保育の質と量の確保)

- 保育士の配置を手厚くします。

- 認可外保育所に対する指導を徹底します。
- 自治体は事前通告せずに効果的な立ち入り調査を実施します。通報窓口を充実させ、保育園の質をチェックします。
- ICT等の活用を進め、保育所における子どもの見守りを強化したり、保育士の事務負担を軽減して保育士が保育に専念できるようにします。
- 小規模保育・家庭的保育を一層推進し、3歳以上の連携園が確保できるよう体制を整えます。
- 企業主導型保育は適切な設置基準等で質を担保し、保育園の開設を促します。
- フランスの「アシスタント マテルネル※」の日本版として、質を担保した上で地域型保育の居宅訪問型保育の規制緩和を行い、居宅訪問型保育士が近所の空家や児童館に集まって保育を行うグループ型訪問保育、「保育アシスタント（仮称）」を可能にします。
※フランスの認定保育ママ制度。認定保育ママが親と契約を結び最大4人まで預かることができる。

（国有地などの保育園転用地のリスト化）

- 国有地、公的施設等をさらに活用できるようにするために、国や都道府県に、国有地・国有施設を含め、保育園等に転用できる場所の候補をリスト化し、市区町村への情報公開を求めます。

（税負担の軽減）

- 保育園等に活用される土地等の課税標準額の減額を含め、固定資産税と相続税の減免措置を講ずる等税負担を軽減します。

（大規模集合住宅内保育所）

- 大規模集合住宅の建設にあたっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育園整備、子育てのしやすい都市計画、街づくりを進めます。

（省庁横断的対応）

- 縦割り行政を排し、子どものための保育園開設の促進、運営者の負担軽減を図るため、子どもの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、厚生労働省だけでなく、国土交通省、消防庁所管など省庁横断的に見直します。
- 幼稚園（文科省）、保育所（厚労省）、企業主導型保育事業（内閣府）など、保育の受け皿の一体化を目指します。

（住民理解の促進）

- 近隣住民を含めた社会が保育園に対する理解を深められるよう、より積極的な行政の対応を行うとともに、その仲裁を行う第三者機関の設置等を検討します。また、ドイツの「子

ども施設の騒音への特権付与法」等を参考に、「子どもの声、音」に対する社会の理解を前進させるとともに、事業者の訴訟リスクの低減を図る法制度を検討します。

多様な保育の拡充

(病児、夜間、障がい児保育の拡充)

- 病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、障がい児や医療的ケア児の保育など多様な保育を充実させます。

(休日開園)

- 公立の幼稚園、保育園を休日や祝日にも開園し、働く人を支援します。

(ベビーシッター制度の整備)

- 一時保育をインターネットで見ず知らずの人に依頼しなければならない実態を解消し、低料金、柔軟な保育時間で、子どもが安全に過ごせる保育施設の増設を進め、ベビーシッターについても安心して利用できる体制を整えます。

子どもの居場所づくり

(学童保育等の拡充)

- 放課後児童クラブの整備を積極的に行うほか、学童保育の待機児童対策として、国からの学童保育所の整備費・運営費予算の増額、職員の待遇の改善、事務処理の簡略化など学童保育の行政的支援、法的整備にさらに取り組み、学童保育の質を確保します。
- 子育て支援としてのみだけでなく、子どもが自ら育つ場として、学習支援の場として、また、家庭への支援・貧困対策の観点から異年齢集団での活動・生活体験・社会体験をする子育ての場として、学童保育施設の整備費・運営費の予算を増額し、整備します。
- 放課後デイサービスの現場の実態に即した報酬改定や質の確保、児童発達支援管理責任者の研修制度の課題に取り組みます。

(親子の居場所づくり)

- 子どもを連れて過ごせる図書館、企業や公的施設などにおいて、親が安心して子どもを連れて過ごせる居場所をつくります。

(中高生の居場所づくり)

- 中高生の居場所「ティーンズ カフェ (仮称)」をつくります。中高生の子どもたちが、気軽に立ち寄れる安全な居場所をつくり、遊び場、勉強場所、食事などを提供します。

児童虐待防止対策の抜本的強化

- 中核市及び特別区について、児童相談所を必置とします。
- 児童相談所等の関係機関と家庭裁判所、警察との連携を強化します。その中で、児童相談所及び警察の間の情報の共有に関する協定の締結を促します。
- 乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診を普及促進し、虐待の早期発見にもつなげるよう小児歯科検診の充実に取り組みます。
- 親が教育等に必要な範囲で子どもを懲戒できるという民法822条の「懲戒権」規定を早急に見直します。
- 児童虐待相談対応件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、政府のプランよりも児童福祉司を各児童相談所につき1人増員します。
- 児童相談所の常勤職員及び非常勤職員の処遇改善、非常勤職員から常勤職員への転換について検討します。
- 児童虐待を受けた児童の社会的養護の観点から、里親への委託を促進するための措置を検討します。
- 児童虐待を受けた新生児が死亡する事例が多発していることを踏まえ、その発生を防止するための方策を検討します。
- 親権者が児童に体罰を加えた場合における親権停止等のあり方について検討します。
- 児童虐待防止対策とDV防止対策との連携を強化します。配偶者暴力相談支援センターが業務を行うに当たり連携に努めるべき機関に、児童相談所を追加するとともに、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者について、努力義務とされている通報を義務化します。
- アフターピル（緊急避妊薬）を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。
- 児童虐待で亡くなる子どものうち、生まれたその日に亡くなる子どもが最も多いため、特別な事情により匿名で出産することを希望する人が匿名で出産できる制度を検討します。

子どもの貧困対策

（数値目標の設定）

- 子どもの貧困の解消のため、相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定します。

（教育格差の是正）

- 「社会全体で子どもの育ちを支援する」ことを掲げ、「子どもの貧困」、特に親から子に引き継がれる貧困の連鎖を断ち切ります。
- 日本は、OECDの中で教育予算の対GDP比が最低レベルにあり、親の自己負担額は最高レベルです。財政面を含めた公的な支援を大胆に拡充し、教育格差の壁を取り除くために、特に就学前教育や大学など高等教育に対する負担軽減策を実行します。

- 生活困窮者自立支援法における子どもの学習支援事業は、任意事業にとどまり、自治体の実施率が低いことに鑑み、自治体に対する支援策を講じることを前提に、学習支援事業を必須事業とします。その際に全ての子どもの学びの場を確保するという観点を明確にします。
- 高校卒業後も世帯分離をせず、世帯を単位とする生活保護を受けながら大学・専門学校等に通えるように配慮します。

ひとり親の子ども支援

- 日本では、ひとり親家庭等の半分以上が貧困状態にあり、ひとり親家庭等の相対的貧困率は、OECD加盟国中で最悪となっています。「子どもの貧困」の象徴となっているひとり親家庭に対する支援を大幅に拡充します。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担の大幅な軽減や、講座受講時における子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。
- 病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、ひとり親家庭に対する子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 離婚後、住居の問題が発生することもあるため、保育機能や無料学習支援を受けられるキッズルーム等が完備された母子家庭等のためのシングルマザーシェアハウス、「サービス付き子育て賃貸住宅」の整備を検討します。
- 非婚ひとり親世帯へ寡婦（夫）控除を適用する等、いわゆる未婚の母への制度適用における差別をなくします。

（養育費の確保）

- 社会全体で子育てを支援するという観点から、離婚の際の養育費の確実な支払いを確保するため、欧米諸国の例（行政機関の一時立替）を踏まえ、公的関与の拡大の検討をはじめ、公正証書作成支援や裁判支援を強化します。

（子ども食堂、フードバンクの促進）

- 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習、就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、学校給食の実施率の向上、無償化の推進、「フードバンク」「子ども食堂」の促進等の施策を展開します。

児童扶養手当の拡充等

- ひとり親家庭に対する経済的支援である「児童扶養手当」について、月額を1万円増額します。また、第2子以降に対する給付額を月額1万円とします。さらに、支給年齢を20

歳まで引き上げます（現行：18歳）。また、2ヶ月毎の支給を毎月支給に改めます。親子の生活を下支えし、大学や専門学校への進学のチャンスを増やします。

○生活保護受給中のひとり親への母子加算を継続します。

子育てと仕事との両立支援

○「ワークライフバランス」（仕事と生活の調和）を実現し、子育てや介護と仕事を両立できるように、長時間労働規制を更に強化する法律をつくります。

○育児休業後の職場復帰支援の充実、キャリアの継続、給与などの待遇面の改善を企業の責務として法律に明記します。

○ファミリー・サポート・センターの抜本的見直しを図り、子どもの安全の責任の所在を明らかにするとともに、SNSを活用し、保護者の利便性を高めます。

○2人目の育休時に1人目の保育園の退園を迫られる、いわゆる育休退園をなくします。

（非正規労働者の育児休業取得の促進）

○正規労働者はもとより、非正規労働者の育児休業取得・復職が容易となるよう、復職支援を事業者支援とともに進めます。さらに企業が就業規則に非正規労働者でも育児休業が取れることを盛り込むように都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）からの働きかけを強化します。

○有期契約労働者に対する育児・介護休業の適用要件をさらに拡大し、事業主・労働者双方への周知徹底その他積極的な取得促進策を講じます。

（イクメン支援）

○男性が女性の補助としてではなく、ともに家庭的責任を担う立場で家事や育児に参加する権利を持つことを明確にします。

○父母が互いに育児を支え合うコペアレンティング（夫婦協同育児）と子育てシェア等の推進により、「3歳児神話」（*）からの脱却を目指します。

（*）3歳までは母親が子育てに専念すべきだという考え方。

○男女ともに育休中の賃金補償を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。

○男性を含め一定期間の育児休業の付与を事業主に義務化します。

○育児休業の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上を目指します。

○育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。

○男性の育休取得促進に関して具体的な数値目標を設定するとともに、きめ細かな実態調査と分析に基づく実効性の高い方策を展開します。

- 育休の一定期間を父親に割り当てる「パパクオータ制」、男性を含め一定期間の育児休業付与の義務化の導入も含め、男性の育児休業取得率向上などのためのイクメンプロジェクトを拡充し、イクメン支援を行います。
- 自治体と連携し、特区などモデル事業を通じて、育メン・域メン（イクメンを通じた地域活動）、育ジイ（孫の育児に積極的に取り組む祖父）を増やします。
- 国家公務員だけでなく、地方公務員においても、超過勤務の縮減に向け、数値目標と達成期限を設定します。男性の育児休業取得促進、各種ハラスメント対策、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）」への対応等については、自主的な取り組みに委ねるだけでなく、国の方針としての政策誘導等、必要な措置を講じます。

多様な教育機会の確保

（インクルーシブ教育の推進）

- 幼児期から貧困、障がい、性的指向・性自認（SOGI）など様々な困難によって子どもたちが不利益を被ることなくともに学び合い、支え合う包容力あるインクルーシブ（包摂的）な社会づくりの素地をつくります。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないように支援し、社会の一員として包み、支え合う社会を目指します。夜間中学、フリースクール、フリースペース、定時制、通信制など「多様な学びの場」を用意し、どのような選択をしても十分な教育が受けられる環境を整備します。
- インクルーシブ教育、バリアフリー化を進めます。希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求します。難病や内部障害、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに育ちともに学ぶ）教育を大学教育に至るまで実現します。

（医療的ケア児への支援拡充）

- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児童の学校教育を受ける権利を保障するために、学校での看護師の配置や通学支援などを拡充し、希望する学校に通学しやすい環境を整えます。

（発達障がい児支援）

- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障害者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童の保護者への支援、教育における配慮、関係機関と民間団体間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員のあり方について検討します。

- 保育所、学童などにおいて作業療法士等と連携するなど発達障がい児への対応を進めていきます。
- 発達障がい児に対する地域や保護者等の周りの理解が進むように環境を整備します。

(若年妊娠での学業継続などのサポート)

- 妊娠した生徒や学生が退学することなく学業を継続できるよう環境を整備します。妊娠退学についての全国調査を行い、妊娠による学びが絶たれることがないように、学業を継続し、卒業後まで見据えて、ソーシャルワークと保育が寄り添い伴走していく体制を構築します。
- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援など家庭の様々な事情に沿った施策を行います。

被災児童等の支援

- 子どもの心身のケア、就学支援を長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。
- 健康や将来に対する不安を払しょくできるよう、「子ども・被災者支援法」(*)に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。
*「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」
- 被災者のニーズ把握・支援について、ジェンダーや性的指向・性自認(SOGI)、複合差別への視点からも東日本大震災、阪神大震災等の検証を行います。

《働き方》

総論

- 「労働基本法（仮称）」をつくり、働くことの価値と重要性を再確認するとともに、雇用については「無期、直接、フルタイム」という三要素を基本原則に位置付けて、雇用の本来あるべき姿を取り戻していきます。
- 未批准のILO中核条約（第105号強制労働、第111号差別撤廃）の早期批准を目指すとともに、ILOからの勧告等を尊重し、批准済みのILO条約の遵守徹底を図り、ディーセントワークの実現に努力します。あわせて、強制労働や児童労働などによって生産された製品等の輸入・取引をしないようにする取り組みを推進します。
- 雇用形態に関係なく、会社等で働いていれば原則として社会保険の適用を受けられるようにします。
- 社会に出る若者が自らの権利等を守る力を養えるよう、「ワークルール教育推進法」を制定します。その中で、社会に出てからの継続的な知識の習得や、使用者のワークルール教育についても行い、健全な労使関係の醸成にも寄与します。
- 雇用や労働に関わる全ての政策について、「三者構成原則」を徹底し、政府、労働者代表、使用者代表が対等な立場で協議して、決定し、お互いに尊重して実行することを徹底します。
- 過半数労働組合が存在しない事業場については、従業員代表が対象労働者による民主的な手続で選抜され、代表制が確保されるよう、現行制度の徹底と監督の強化を図りつつ、労使団体と協議の上、「従業員代表法案（仮称）」の検討に着手します。
- 政府が実現を目指し、厚生労働省の検討会で議論が進められている「解雇の金銭解決制度」の導入については、現状ではかえって経営者による解雇権の濫用を助長しかねないことから、反対します。不当な解雇が多発している現状に対して、紛争解決や救済制度の拡充による労働者保護の強化を図ります。
- 地域や職務を限定する「限定正社員」の名を借りて正社員を解雇しやすくしたり、賃金引き下げなどを狙う見かけ正社員づくりなど、現政権が「世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくと称して目指している労働規制緩和は認めません。
- 雇用形態の多様化により、フリーランスやフリーシフト制、個人請負や一人親方、副業・兼業など、同じ働く者でありながら、労働法令等による保護から除外されてしまう働き方（働かせ方）が拡大している中で、労働時間や賃金、安全衛生など労働者保護ルールの適用のあり方を検討し、働く者全ての命と健康と暮らしが守られる環境を整備します。
- 毎月勤労統計調査の不正により、この調査をもとに算定する雇用保険、労災保険、船員保険、事業主向け助成金について、多くの人の給付が支払い不足となっていました。1人でも多くの方の被害が回復されるよう、あらゆる手段を尽くすことを政府に求めています。

長時間労働の是正

- 長時間労働の是正のため、実効性のある規制を定めた「安心労働社会実現法」を制定します。
- 過労死や労災を防ぎ、働く者の命や健康を守り、自分や家族の時間を確保するため、仕事の終業時間から翌日の始業時間までに十分な休息時間の確保を義務付ける勤務間インターバル規制を導入します。インターバルの時間は、交代制勤務や通勤時間なども考慮した上で、EU指令並みのインターバルを目指して議論します。
- 長時間労働の温床となっている裁量労働制について、健康管理時間（社内と社外での労働時間の合計）の把握と記録を義務付け、それを上限規制の範囲内とすることを制度導入の要件とする、企画業務型の裁量労働に関する法令違反をした企業に、制度の利用を一定期間中止させる制度を導入するといった規制強化によって制度の適正化を図ります。
- 違法残業など法令違反に対する罰則を強化します。
- 1週間に1日は必ず休日をとることを法定化し、違反への罰則を設けます。
- 事業主に個々の労働者ごとに労働時間管理簿を作成して、始業・終業時刻や実労働時間等を記録することと、本人等の要請で情報開示することを義務付けます。
- 「ブラック企業ゼロ」を目指して、企業及び事業所ごとの働き方情報（3年離職率、残業時間、有給・育休・産休の取得率、過労死・労災死の有無など）の開示義務の法制化を目指します。青少年雇用促進法における新卒求人者への企業情報開示についても、対象情報を拡充します。問題となっている固定残業制については、基本給と残業代（所定外賃金）の明示を義務化します。
- 医療や介護分野などでの夜勤・宿直・連続勤務問題や、労働基準法上で労働時間規制や36協定上限告示の適用除外となっている業務（名ばかり管理監督者を含む管理監督者、農業、建設業など）等の問題について、当事者と一緒にそのあり方を検討し、労働者の命と健康と生活を守る観点から規制改革を図ります。また、深夜勤務が健康等に与える影響についての研究・調査を進めます。
- 政府の働き方改革の法案では、法施行5年後に適用される自動車運転業務の時間外労働の上限が年960時間と長いため、一般則である年720時間とします。
- 子育てや介護など、家族的責任がある方も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど、在宅型の新しい就労スタイルを推進します。
- 生活と仕事を両立するために必要な有給休暇や出産・育児休業など、各種休業・休暇制度を希望通り取得できるよう、法を整備し、企業文化改革を促します。男女共同参画社会実現のため、男性の育児休業取得を促進します。
- 労働基準監督官の人員体制を増強し、監督署による監督・指導を強化・厳格化して、企業によるさまざまな労働法例違反の取り締まりを徹底します。
- 労働時間規制の適用が除外される労働者を生み出す「高度プロフェッショナル制度」は過

労死や過重労働を助長するものであり、断じて認められません。

- 長時間労働の温床と指摘されている裁量労働制の対象業務拡大は、過労死や過重労働を助長するものであり、断じて認められません。

賃金の引き上げ

- 同じ価値の仕事でも、非正規雇用などを理由に賃金が低くなることが多く、不公平です。性別や正規・非正規の違いを問わず、同じ価値の仕事をするれば同じ賃金が支払われることを目指し、「同一価値労働同一賃金」を法定化し、合理的理由のない賃金・待遇の差別を禁止します。差をつけた場合は合理的理由があるかどうか、企業に立証責任を負わせます。制度導入にあたり、非正規労働者の賃金・待遇に全体を合わせるようなにします。
- 中小企業に適切な支援をしつつ、最低賃金は、『全国どこでも時給1,000円以上』を早期に実現し、さらに暮らしを底上げします。

ハラスメント対策

- 会社内のパワハラ、取引先などの他の会社の労働者からのパワハラ、下請け会社などの他の会社の労働者へのパワハラに対して、労働者の安全・健康を守る観点から必要な予防・保護のための措置を講ずることを事業者に義務付ける法律を制定します。
- 悪質クレームの被害から労働者等を守るため、国全体で悪質クレーム対策を推進する「悪質クレーム対策推進法」を制定します。法律には、①政府内に協議会を設置し、基本方針を策定すること、②事業主による悪質クレーム対策を促進するための施策（対応マニュアル策定のための指針の策定、情報提供、助成等）、被害者に対する相談、保健・医療面でのケア、再就職促進、国民の理解を深めるための啓発・教育などの対策を推進すること、③悪質クレームに対する規制の検討を政府に義務付けること等を盛り込みます。
- 会社間のセクハラ・マタハラ対策を強化するため、事業主に対する義務を新設する法律を制定します。具体的には、①被害側の事業主は、加害側の事業主にセクハラを行わないよう求める、または厚労大臣に是正を図るよう求める、②加害側の事業主は、加害者（社員）に対し、セクハラを行わないようにするための必要な措置をとる（加害側企業の事業主は、被害側企業に対して不利益な取り扱いをしてはいけない）こととします。
- 就活生やフリーランスとして働く人に対するセクハラも含め、セクハラ行為を法律で禁止します。

非正規雇用対策

- 非正規雇用については、臨時的・一時的なものであるべきことを明確化し、入り口規制（雇

い入れ要件)の導入と出口規制(更新期間や回数要件など)の改善を図るとともに、社会保険の適用や差別禁止の徹底により安心を確保します。

- 2015年に改悪された労働者派遣法については、戦後に労働者供給事業が禁止されたこと、及び1985年の派遣制度導入時の原点に立ち返り、真に労働者にメリットがある専門職や臨時的・一時的業務等に限定した形に戻すべく、再改正の論議に着手します。
- 国・自治体が率先して非正規問題に対応するため、公務部門における非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指し、公務員にも労働契約法等の趣旨を適用すること等、具体的取り組みを進めます。また、公契約基本法の制定を図り、公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とします。

雇用の創出・雇用の確保

- 新規の正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」を成立させます。
- 成長分野で新規雇用を増やし、希望する人が成長分野への新規就労や転職を実現できるよう、個人や企業の取り組みを支援します。経済政策の最大の目的が質の伴った雇用の維持・拡大であることを明確に位置付け、グリーン(環境・エネルギー分野)、ライフ(健康・医療・介護分野)などの成長分野での産業育成を進めます。
- 青少年雇用促進法を改正し、新卒求人における企業情報の公開・提供義務を拡充します。また、自ら起業したり、農林漁業やものづくりなどの専門職への道を希望する若者を応援する制度を強化します。
- 就職氷河期時代に学校を卒業し、不本意ながら非正規雇用で社会人としてのスタートを切り、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代にも、各種の積極的労働市場施策を実施し、正規雇用・無期転換の促進を図ります。
- 職業訓練や社会的セーフティネットなどを強化して、成長分野への移動を希望する人材の円滑な移動を支援します。科学者、芸術家、起業家など、クリエイティブ人材の育成と集積を進めます。イノベーションや人材開発に必要な海外からの高度人材の受け入れは、労使との協議に基づき計画的に認めていきます。
- 働き続けたいシニア世代が働き続けられるよう、高年齢者雇用安定法の徹底により、定年の引き上げや継続雇用制度の導入に加え、高齢者の積極採用などを企業に促す取り組みを着実に実行します。再雇用後の労働条件については、労働契約法20条の規定に則り、非合理的な差別待遇とならないよう周知と指導を強化します。

女性の雇用

- 女性活躍推進法の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率などについて、企業等が把握し目標を設定するよう義務付ける法改正を行います。

- 女性の多くがパート、有期、派遣等のいわゆる非正規雇用に従事していることから、パート労働法、派遣法、労働契約法等の見直しにより、合理的理由のない処遇格差の禁止対象を拡大することや、無期転換・正規雇用転換制度を促進すること、さらには全ての労働者が必要な休業・休暇を取得できる環境を確保すること等の改革を進めます。
- 「2020年30%」（社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標）の達成に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標を設定するなど、実効性のある推進計画を策定します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」とどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和を図る」ことを目指します。
- 女性の平均給与額は男性の約7割しかなく、賃金格差が大きく開いたままです。ILO第100号条約の遵守徹底を図るためにも、同じ価値の仕事をすれば同じ賃金が支払われるよう、「同一価値労働同一賃金」を法定化します。また、日本が未批准のILO第183号条約（改正母性保護条約）の批准を求め、雇用形態に関係なく全ての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。
- 在宅就労を可能とするテレワークの普及、教育訓練給付制度を活用したスキル習得機会の拡大などにより、特にボリュームゾーンである団塊ジュニア世代を中心に女性の社会参加を促進するとともに、結婚・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援の拡充を行います。
- 就業継続のための取り組みを前提として、妊娠、出産、育児により退職した女性を同じ事業所で再雇用した場合に補助金を出すといった再就職支援策を進めます。
- 母体保護、授乳権の観点からも、結婚・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援の拡充を行います。
- 結婚、出産、介護、看護など様々なライフステージにおける休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。
- フリーランスで働く女性の産前・産後休業、育児休業制度について検討します。

人材の育成、就労支援

- 情報・通信技術やAIの活用、ロボット等の導入により、仕事と私生活の境界が曖昧になったり、職場における「人間」の役割が大きく変わったりすることが想定されるため、こうした変化の中でも、ゆとりのある働き方ができるよう働き方のルールを見直すとともに、職場環境の変化に対応した人材を育成するため、学校教育や職業訓練の見直しを進めます。

- グローバル人材と高度技能人材の育成のため、まず人的資源の裾野を広げることに注力し、その上で、産官学の連携による体制の強化を図ります。
- 若者の就労支援を拡充し、未来を担う人材を育てます。若者が夢と希望をもって働ける社会を実現するため、新卒世代を中心に、学校における職業教育やカウンセラーによる進路指導、ハローワークでの職業相談など就労支援をさらに拡充し、若年者雇用を促進します。
- 高校、大学等における職業教育・訓練やキャリア教育を大幅に拡充するため、企業に協力を求め、その企業規模に応じて、職業教育・職業訓練やインターンなど生徒・学生の受け入れを行い、様々な仕事を実際に体験する制度を展開します。
- 公的職業訓練の求職者支援制度について、新卒者も含め、制度を周知徹底し、ニーズをより重視したカリキュラムの再編など抜本的な拡充を行います。特に企業の協力を得て、職場実習を重視するよう見直します。さらに訓練期間の大幅延長を図ることで、多様な資格取得の支援も可能とし、確実な就労につなげます。
- 教育機関が、急増した非正規雇用、女性、高齢者をはじめ再チャレンジを求める方々に学び直しの機会を提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にするため、社会人の学び直しに対応した入学・履修制度、カリキュラム、人員体制を整備しつつ、「教育訓練給付制度」の拡充を図るなど、「学び直し」の最大の課題である経済的負担の軽減を図ります。
- 大学における社会人学生比率が非常に低いことを踏まえ、大学と企業との連携による再教育機会の推進や通信教育・放送大学の拡充などを進めます。社会人のキャリアアップ促進のための対策を大学・企業等に求めます。同時に大学等高等教育機関における社会人特別選抜枠の拡大等の編入制度の弾力化、夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充を進め、社会人の受け入れを促進します。
- 高齢者を中心に再犯率が高く、刑務所が福祉施設の代替となっている現状にあります。特に高齢者や障がい者等の受刑者については、その特性に応じて刑務所出所後の就労支援など再犯防止を法務省のみならず厚生労働省との共通事業として取り組みます。

外国人労働者の受け入れ

- 活力ある日本社会の実現には、外国人労働者が必要であり、その能力が存分に発揮され、国民との協働・共生が地域社会や生活の現場においても推進されることが大前提です。
- 特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受け入れのあり方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な上限の設定、③適切な外国人労働の待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実の8項目を早急に再検討するよう政府に求めます。
- 外国人を受け入れるのなら、大都市圏ばかりでなく、人材確保が困難な地方へも必要とさ

れる人材が集まるよう、人材の確保や生活支援、11以上の言語に対応したワンストップセンターの整備などに取り組む地方自治体等に対して、制度・財政上の裏付けをもって支援するよう政府に求めています。

- 地域や職場、学校での交流事業の支援、日本語教育の機会確保、また外国人対応が増えている自治体への政府からの支援を求めます。

《社会保障と税の一体改革》

- 社会保障の充実・安定化を図り、将来世代に過度な借金を押しつけないことが基本です。その改革を進めるにあたって、まずは議員定数削減・行政改革の断行、消費税の使途の社会保障・子育て支援への限定、家計支援対策を行います。
- 世代間公平に配慮しつつ、重点化と効率化によって、子どもから高齢者にわたる、持続可能な社会保障制度を構築します。以前の自公政権のように一律に社会保障費をカットしません。
- 社会保障制度の充実・安定化により将来不安を軽減します。子育て支援、雇用の安定、老後の安心など、生活の不安を希望に変える「人への投資」により、可処分所得を増やし、消費を活性化します。
- 日本はOECD諸国で唯一、大人が全員働いている世帯（共働き世帯やひとり親世帯など）では、所得再分配後にかえって格差が拡大（相対的貧困率が悪化）し、税と社会保障の再分配機能が逆回転しています。その大きな要因となっている社会保険料の逆進性を改善するなど、税と社会保障の仕組みを見直します。その際、「社会保障と税の一体改革」の理念である「全世代対応型社会保障への転換」を重視します。
- 医療・介護・障害福祉等にかかる自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度」を創設します。

《医療等》

(医療提供体制)

- 旧民主党政権において2回連続で診療報酬を引き上げたこともあり、医療崩壊が食い止められました。誰もが必要な医療を受けられるようにするため、今後も医療の技術や医学管理を評価する観点から、診療報酬の引き上げに取り組めます。その際、薬価のあり方について検討します。
- 医療従事者の長時間労働の是正、女性医療従事者の就業継続・再就業支援などにより、医師・看護師を確保します。また、職能職域分担の見直しや、特定看護師の職務拡大を目指します。
- 政府の提示する2025年の必要病床数が最小限であることを踏まえ、地域包括ケアを実現するために2次医療圏内の関係機関が自主的に地域医療構想を作成できるよう積極的に支援します。
- 中小病院及び有床診療所をはじめとした地域の医療機能全般の底上げを図ります。また、病床機能分化については、より一層の需給バランスの適正化を図ります。
- 看護師の処遇を改善し、働き続けやすい環境の整備に努めます。多職種が連携することにより医療の質が高まります。医療現場における医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為のあり方を見直すことにより、質の高い医療を受けられるようにすること等チーム医療を推進します。在宅医療の拡充のため、訪問看護センターの活用を促進します。
- 薬剤師の処遇を改善するとともに、医療機関への配置、在宅医療への参加を促進します。
- 地域における医療と介護の切れ目のないサービスを提供します。がん患者の緩和ケアをはじめ、自宅で療養できる在宅医療の基盤を整備します。
- 後発医薬品などの活用を図るために、医薬品情報提供体制を強化する方法として、地域中核病院の薬剤部の活用を図ります。
- かかりつけ制度を明確に規定し、病院機能の役割をより明確にすることで、患者と医療機関との緊密性を高め、より質の高い、効率的な医療提供体制を目指します。
- 専門医制度の地域医療に与える影響を検証しつつ、医師の偏在の是正に取り組めます。
- 地域の持続的な活性化を担う中核として、国公立や日赤等の公的病院の再生や存続を目指し、救急医療・産婦人科・小児科などをしっかりと確保します。
- インフォームド・コンセントをはじめ、カルテやレセプト（医療費明細書）などの医療情報について開示を進め、医療関係者と患者との信頼性の向上を図り、医療の質を高めます。
- 専門医養成のあり方や、指定医の認定制度のあり方に検討を加えた上で、診療報酬上の評価を行うことを目指します。
- 成育基本法に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進します。

(医療保険)

- 国民皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくります。医療保険制度全体の安定的な運営のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化など医療保険の一元的運用を進めます。
- 仕入れ税額（控除対象外消費税）の負担を解消するため、相当する額の給付金を支給する制度の創設を検討します。
- 高齢者医療について、年齢で差別する診療制度はなくなりましたが、保険制度についても年齢で差別する制度を見直します。
- 高額療養費制度を拡充することにより、治療が長期にわたる患者の負担軽減を図ります。
- レセプト審査の効率化、医療ビッグデータのさらなる活用によって、保険者機能の強化、医療費効率化、健康課題への活用を推進します。
- 高額医薬品については、総額医療費に配慮しつつ、保険適用の対象とすることを目指します。

(歯科医療)

- 旧民主党政権下で成立させた歯科口腔保健法に基づき、生活を支える歯科医療を充実し、歯科領域でもチーム医療を推進します。
- 歯科技工士の賃金・労働時間等の就労環境を改善し、「製作技工に要する費用」の考え方を明確にします。歯科衛生士については、口腔ケアの担い手としての働く場を拡大する等、就労環境を改善すると同時に、復職支援を進めます。
- 生涯健康な歯を持つことができるよう、乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診の普及促進、高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療の充実を図ります。また、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科検診の充実に取り組みます。

(予防医療)

- これからは予防医療が重要であり、予防を充実させるためにエビデンスに基づいたワクチン接種及び検診等を受診しやすい社会をつくります。なお、予防接種法の附帯決議に基づき、おたふくについて定期接種化の結論を出し、ロタウイルスワクチンの早期定期接種化を目指します。
- 予防接種の副反応等が迅速に把握され、その検証や被害者救済、接種継続の可否判断等が適正になされる体制を確立し、国民が安心して予防接種を受けられるような社会基盤の整備を目指します。必要なワクチンについては、完全に遅滞なく供給されるよう、可能な限り、国内生産体制の整備・確立を目指します。
- 健康寿命を延ばすため、保健衛生と健康指導、ロコモ（運動器障害）対策の充実などの予防医療やリハビリテーションを充実させ、健やかに老後生活を送れるようにします。
- 予防重視で、妊娠から乳幼児健診、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目のない生涯保健事業として一本化して実施します。メタボ健診、が

ん検診、婦人科検診などの受診率を高めます。

- 病院や介護施設も、在宅や社会への復帰機能強化のため、予防やリハビリテーション、理学療法士、作業療法士等の活用に対する診療報酬上の評価を行います。
- 自殺予防対策を強化します。精神医療における向精神薬の過度の依存を是正し、アウトリーチ支援を充実させます。また、厚生労働省、内閣府、文部科学省等の連携をさらに充実させます。

(エボラ出血熱、デング熱、新型インフルなど感染症対策)

- 感染症指定医療機関の拡充、医療従事者の専門性強化、関係機関との連絡体制の強化など、感染症対策を拡充します。

(医療の安全)

- 薬害事件の再発を防ぎます。これまで薬害エイズ・薬害肝炎事件をはじめ様々な薬害事件が起きたことに鑑み、薬害防止のために、医薬品行政を監視・評価する第三者組織の設置法制定を目指します。
- 医療事故調査の運用を高めてさらなる充実を図り、医療に対する国民の信頼を回復するとともに、医療事故を未然に防ぐ体制づくりを加速させます。また、被害者救済のための制度づくりを目指します。

(医薬品・医療機器の開発・普及)

- 2016年に成立した臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究における利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。
- ドラッグラグ（新薬承認の遅延）・デバイスラグ（医療機器承認の遅延）の完全解消に努めます。旧民主党政権において日米のドラッグラグは短縮しましたが、臨床研究と医薬品・医療機器の開発が円滑に進められる臨床研究拠点を増やし、ドラッグラグやデバイスラグの完全解消に努めます。
- PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。また、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上に努めます。

(がん、脳卒中、心臓病対策)

- 2016年に10年ぶりに改正されたがん対策基本法には、旧民進党からの提案により、患者数の少ない希少がん及び難治性のがんに関する研究の推進等に必要な配慮をすること、学校教育だけでなく社会教育としてがん教育を推進することを盛り込みました。同法に基づき、がんの早期発見・治療、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすることをはじめ、がん患者の療養生活の質を維持向上させるための施策、がん患者が働き続けることができるようにする社会的支援等のための施策、小児が

ん患者が学業と治療を両立できるようにするための施策、希少がん及び難治性がんに関する研究や治療等を着実に推進します。

- 脳卒中や心臓病（心不全など）の原因疾患の早期発見と介入治療の推進、予防と救急対応のための教育・啓発、地域間格差のない治療機関のネットワークづくりなど、脳卒中・循環器病対策基本法に沿った施策を強力に推進します。

（骨髄ドナー登録の推進）

- 白血病などの患者を救うため、骨髄ドナー登録を推進します。

（アレルギー対策）

- 国民の3割が当事者とも言われる各種アレルギー疾患の研究と総合対策を推進します。

（統合医療）

- 漢方、健康補助食品やハーブ療法、食事療法、あんま・マッサージ・指圧、鍼灸、柔道整復、音楽療法、カイロプラクティックといった相補・代替医療について、予防の観点から、統合医療として科学的根拠を確立します。アジアの東玄関という地理的特性を活かし、日本の特色ある医療を推進するため、専門的な医療従事者の養成を図るとともに、調査・研究を進めます。

（心身医学）

- 心身医療の提供体制の整備を着実に進めるとともに、不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。乳幼児健診への専門スタッフの参加等を検討します。カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格、評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。

（危険ドラッグ対策）

- 危険ドラッグ禁止法を活用し、店舗・インターネットでの販売、広告等を取り締まり、危険ドラッグの撲滅を目指します。
- 薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症から患者が回復できるように、相談体制、専門的な治療、リハビリの体制を充実させます。

（医療・介護分野の研究開発体制強化）

- 日本発の画期的な新薬を世界に向けて発信できる環境を整えます。
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。
- iPS細胞を利用した創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本発の医療技術を海外に輸出できる産業育成を図ります。あわせて、開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される地盤づくりを進めます。

- 新生児のへその緒から採取できる臍帯血には、様々な細胞のもととなる幹細胞が豊富に含まれています。臍帯血を再生医療に利用することで、従来治療が不可能とされていた様々な病気の治療につながることを期待されています。適正な管理体制の下で、臍帯血を使う再生医療を推進します。
- 成長産業である医療関連産業の育成に努め、新たな労働市場を開拓していきます。
- 研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- 介護・医療従事者の身体的負担を軽減するため、ロボット技術の開発と運用を支援します。
- 医療・介護のIT化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療介護サービスの提供を目指します。

（死因究明推進）

- 死因究明等推進基本法に基づき、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備など、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組みについて検討します。

（受動喫煙対策）

- 誰もが受動喫煙の被害を受けることなく、健康で長生きできる社会となるよう、全力を挙げて取り組みます。

（水の安全・安心確保）

- 生活者の立場から、水の安全・安心を守ります。政府が2018年に制定した改正水道法によって、地方自治体の水道施設の運営を民間企業に委ねるコンセッション方式の導入が促進されることになりました。コンセッション方式には、災害で断水が起きた場合に適切な対応が取られなくなるおそれがあるなど、大きな問題があります。法改正時の附帯決議において、コンセッション方式の許可の際に民間企業の運営状況をモニタリングするための適切な体制確保について厳格な審査を行うこと等を政府に求めており、その対応を厳しく監視していきます。

《介護》

（介護保険制度）

- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要が増加していく一方で、支え手である現役世代が減少し、地方自治体の財政負担が大きくなる中で、保険料が過度に増加することがないように、自己負担や国庫負担のあり方、被保険者の対象について検討を進め、国庫負担の引き上げを検討し、将来に向けて持続可能な介護保険制度としていきます。
- 介護報酬の改定に当たっては、それぞれの地域の介護サービスが縮小することがないように、事業者が安心して事業を行うことのできる水準を維持します。

（介護サービス提供体制）

- かかりつけ医と訪問看護など医療と介護の連携推進、サービス付高齢者住宅の確保など安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築と定着を進めます。また、地域包括ケアシステムを、子どもからお年寄りまで全世代を支援するシステムへと進化させ、地域コミュニティの再生に努めます。
- 財政支出を抑制し、要支援高齢者に対する訪問介護・通所介護サービスを市町村に移管する「要支援切り」は、介護サービスの質と量の低下を招きます。その結果、「要支援」高齢者が「要介護」へと重度化して、逆に財政負担が増えたり、家族の負担増で、家族の介護のために離職する「介護離職」や介護する家族も倒れる「共倒れ」が増加しかねません。地域支援事業に移管された要支援高齢者向けのサービスをもう一度保険給付の対象に戻すことを目指します。
- 要介護1、2の生活援助サービスを削減することがないように、現行制度を維持します。
- 要介護度の進行の抑制、症状の改善のための介護サービスを重視します。
- 福祉用具が高齢者の自立を促進し、重症化を防止していることを重視して、現行制度は維持します。
- 医療療養病床・介護療養病床から老健施設等への転換への助成を引き続き行います。

（認知症対策）

- 認知症基本法を制定します。
- 認知症予防事業や認知症患者の徘徊対策を推進します。
- 早期の認知症の人が一刻も早く専門職や専門機関につながるシステムを構築し、診断後の心身のケア・生活支援等の早期サポート体制を確立するとともに、初期認知症の人の居場所や生きがいづくりの支援環境を整備します。
- 若年期認知症の方については、介護保険優先原則に縛られることなく、障害者総合支援法におけるサービスの就労支援や作業所、移送サービスが必要に応じて利用できるようにします。また、若年期認知症に適切なケアが提供されるよう介護支援専門員や介護スタッフ

の研修を進めます。

- 認知症になっても本人が希望すれば働き続けられるようにするため、企業が認知症に対する理解を深め、支援者を置く等の環境を整えるための補助金を創設します。
- 経済的支援制度を活用して、生計を維持している人が認知症になった家庭の子どもの就学を支援します。

(介護離職ゼロ対策)

- 介護休暇を時間単位での取得を可能にするとともに、家族を介護する期間が長期化した場合に介護休業の通算期間を延長するなど介護する家族の立場に立って、仕事と介護が両立できる環境を整えます。
- 在宅で介護をしている家族に対するケアを重視し、介護する家族が一時的に介護から解放され、リフレッシュするための支援を進めます。
- 政府の掲げる「介護離職ゼロ」には何が足りないのか、現場の声を吸い上げ、職場における介護休暇の改善などにつなげます。

(介護従事者離職ゼロ対策)

- 介護職員の賃金が低いことが介護現場の人手不足の大きな要因となっています。全ての介護職員の賃金を全産業平均の水準に引き上げることを目指して、着実に処遇改善を行います。介護サービスの事業所における介護職員以外の職種の処遇改善も行います。
- 介護支援専門員（ケアマネージャー）、社会福祉士（ソーシャルワーカー）など介護分野で専門性が発揮可能な職種の人材活用や医療機関・介護施設への配置を進めます。
- 介護従事者のキャリアや能力がより評価されるよう、介護分野のキャリアアップのための制度を推進します。
- 介護ロボットやA Iの導入に積極的な事業者に対する支援を充実させることで、これらの技術の普及を促進し、介護従事者の負担軽減や作業の効率化を進めます。
- これからの時代を担う若者が、介護を職業として積極的に選択できるよう、介護という仕事の意味や魅力を学校教育の中で学ぶ機会を設けます。

《年金》

- 老後の生活を社会全体で支え合う共助・公助の観点から、国民皆年金を堅持します。将来世代も老後の生活が成り立つ年金額を確保し、信頼性が高く持続可能な年金制度を構築するため、最低保障機能の強化、世代間公平の向上に向けた年金制度の抜本改革に着手します。
- 政権の意向や経済目標の影響を受けずに、数字に基づいて年金制度を設計するため、年金財政の中長期試算や世代会計、将来の年金所得分布や高齢者貧困率など、多様な将来推計も行える「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置します。
- 暮らせる年金を目指して、基礎年金について、年金額を調整するマクロ経済スライドのあり方を検討します。
- 低所得の年金生活者（*）に対しては、政府の年金生活者支援給付金より手厚く、最低でも月5,000円を給付します。
（*）年金とその他の所得の合計額が、国民年金満額相当以下などの場合
- 将来の安心を高めるため、短時間労働でも厚生年金に加入できるよう適用拡大を進めます。
- 未適用事業者に対する適用を速やかに徹底します。
- 新規の正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」を成立させます。
- 年金積立金の運用は被保険者の利益、確実性を考慮し、運用割合が倍増された株への投資を減らし、堅実な運用を目指します。公的年金の積立金運用については、労使の十分な経営参加や監査、理事の報酬決定など、被保険者の目線でガバナンス体制を構築します。
- 「歳入庁設置法」を制定し、税金と医療・年金の保険料、雇用保険の保険料をまとめて扱う歳入庁を設置します。
- 「消えた年金問題」について、未統合の年金記録5,000万件のうち、2019年3月までに、3,234万件の記録を解明し、1,978万件を統合したことにより、約2.7兆円の年金給付額を回復しました。また、年金記録が訂正されてから支払うまでの期間が大幅に短縮されました。今後も、残りの未統合記録の解明を着実に進めます。

文部科学

《教育政策》

チルドレン・ファーストで、日本を変える

- 国民民主党は、教育の格差を解消し、人への投資、未来への投資によってわが国の将来を切り拓き、全ての子どもと若者たちに夢とチャンスを贈るため、チルドレン・ファーストの政策を推進します。

教育費への予算配分

(教育予算・財政)

- 日本は就学前教育における公的支出を含めた教育支出のうち、家計の私費負担の割合がOECD諸国の中で最も高くなっています。
- また、高等教育における私費負担割合も高く、重い負担となっていることから、教育に係る予算の確保・充実を図り、著しく低い日本の教育への公的負担を大幅に引き上げていきます。

(参考)

- ・就学前教育の私費負担割合OECD諸国平均17.2%、日本52.1%
- ・高等教育の私費負担割合OECD諸国平均34%、日本67.6%

教育の無償化

- 国民民主党は、家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、教育の無償化を推進します。

旧民主党政権下で高校の授業料無償化を実現、2012年には国際人権規約A規約第13条の留保の撤回を決断し、国際的に中等・高等教育を漸進的に無償化する責務を負うことを明確にしてきましたが、さらに、就学前教育から高等教育まで公教育全体を通じた無償化を進めます。

(就学前教育の無償化)

- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。
- 待機児童の解消を目指し、保育園の質と量の確保を推進します。幼稚園の認定こども園への移行を推進するとともに、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善を図ります。

(就学支援)

- 学校給食について、未実施の自治体への支援を行い、実施率を高めつつ、公立小・中学校の給食費を無償化します。また、食育や地産地消による地域再生を推進します。
- 学費以外にかかる副教材、修学旅行などの学年費の補助を行い、負担軽減を図ります。

(教育に要する費用の更なる軽減)

- 教育に要する負担を軽減するため、塾代等の民間教育費等について特定支出控除の対象とすることを検討します。

(貧困状態にある子どもへの学習支援)

- 「生活困窮者自立支援法」における子どもの学習支援事業は、任意事業にとどまり、自治体の実施率が質・量ともに低くなっています。自治体に対する支援策を講じることを前提に、学習支援事業を必須事業とし、また、その際に全ての子どもの学びの場を確保する観点を明確にします。

(高校無償化と高校生等奨学給付金の拡充)

- 所得制限のない高校授業料無償化を復活させ、家庭の状況に応じて学習支援、生活を支える高校生等奨学給付金の拡充など、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を目指します。

(大学授業料減免と奨学金制度改革)

- やる気と能力があれば誰でも大学に進学できる社会を実現するため、大学等の授業料減免を拡大し、将来的には大学の無償化を目指します。
- 大学や専門学校等に進学を希望する若者が、親の収入など家庭の状況によらず入学でき、奨学金による借金を背負わずに卒業できる環境をつくります。そのために、先進国では当たり前前の、返済のいらぬ給付型奨学金を拡充します。同時に、全ての奨学金の利子をなくすことを目指します。
- 奨学金を借りている人については、所得に応じて無理なく返済できる所得連動返還型無利子奨学金や、返還猶予制度などをより柔軟に運用します。

(私学助成の充実)

- 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重するとともに、多様な教育の機会を確保するために私学助成の充実を図ります。

安全と安心、子どもを最優先する学校へ

(虐待・いじめ・自殺防止対策の推進)

- 児童虐待防止対策やいじめ防止対策を強力に進め、子どもの自殺を防ぎます。いじめ対策推進法を強化し、学校の相談体制の強化、学校と教育委員会の取り組みへの責任の確立、日常的な児童相談所と警察との連携強化を推進します。
- また、児童相談所職員の量的・質的両面において抜本的な拡充を行います。
- 子どもたちの多くは、格安スマホのIP電話（ネット電話）やSNSで連絡を取り合っていますが、いじめをはじめ、子どものSOSを受け止めるために文部科学省が実施する『24時間子供SOSダイヤル』などは固定電話・携帯電話しかつながらない設定になっているため、IP電話でもつながるように施策を講じます。

（体罰・セクハラ等の一掃と相談体制の充実）

- 体罰は学校教育法で禁止されており、決して容認できるものではありません。子どもの心身への暴力・強制わいせつ、スクールセクハラの一掃を図るための体制を整備します。
- 全国の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーやガイダンスカウンセラー等の配置を進め、相談体制の充実を図ります。

（少人数学級のさらなる推進）

- 子どもの「見守り」機能の拡充と一人ひとりの子どもがきめ細かい教育を受けられるよう、義務教育における国の学級編制の基準について、公立の小学校2年生から中学校3年生まで順次、35人以下学級とするよう法定化します。

（インクルーシブ教育・バリアフリー）

- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求します。個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（ともに生きともに学ぶ）教育を推進します。学校のバリアフリー化を推進します。

（マイノリティの人権確立）

- 学校設備、授業や学校生活全体を通じて、性的マイノリティを含めて人権の尊重を貫き、あらゆる人が孤立したり、排除されたりせず、学校と地域が協力して人権の砦となることを目指します。

（通学安全確保の取り組み）

- 「児童通学安全確保法」を制定し、国が責任を持って体制整備を行うことにより、通学路などでの子どもの安全を守ります。

（学童保育・放課後子ども教室の拡充）

- 自治体の方針に基づき、学校施設を活用した放課後の子どもの居場所支援、学習支援事業

に中央省庁が予算を含めて協力する態勢をつくります。

(学校の施設整備<耐震化・老朽化・トイレ対策>)

- 公立学校施設、国立大学などの耐震化を完了させ、私立学校についても早期の完了を目指します。
- 子どもたちが安全で安心な学校生活がおくれるよう、「学校安全対策基本法」を制定し、学校における防犯、防災、老朽化、事故防止、つり天井対策、環境衛生対策などに万全を期します。

(学校体育と部活動)

- 組体操の一部禁止や部活におけるしごきや精神論の強要の禁止など、スポーツ医学等の科学的識見に基づく体育授業、自主性と人格尊重の課外活動などを進めるとともに、教職員に部活指導を強要するのではなく、地域クラブや企業チーム、プロスポーツ界との連携づくりを促進します。

(学校のあり方)

- 安易な株式会社化、公設民営学校等には厳しく慎重な姿勢で臨みます。

多様な教育機会の保障

(不登校の子どもへの支援とフリースクール・夜間中学への支援拡充)

- 一人ひとりの学ぶ権利と人権を尊重し、多様な学びを保障します。不登校の子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの意思を尊重した支援を拡充します。また、フリースクール等への支援を推進します。
- 学齢を超過した後に就学を希望する人に対する教育機会の確保を進めるため、夜間中学の拡充を図ります。

(小中・中高一貫教育と統廃合、学制改革)

- 新しい学校種である義務教育学校(小中一貫教育)や中高一貫教育について、安易な学校統廃合ではなく、学力の向上やいわゆる「中1ギャップ」などの負担軽減、不登校の減少などの効果を引き出すために計画的に進めるものについては自治体の自主判断で進めます。
- 6・3・3制の見直しなど学制改革については慎重に検討していきます。

(特別支援学校)

- 一人ひとりに応じた支援を行うため、特別支援教育のあり方について検討を進め、充実のための体制整備を図ります。

(「ヤングケアラー」への支援)

- 大人が担うような家族の介護や世話を家庭内でしている、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもや若者がいます。学校生活や健康状態などに支障をきたしている場合が多くあることから、支援策を検討します。

地域活性化と高校教育・高等教育改革

(職業技術教育・就労支援と高専の充実)

- 高校、高専を通じて職業技術教育と資格取得への助成を進めるとともに、高校、大学等における職業技術教育を大幅に拡充するため、企業に協力を求め、その企業規模に応じて、職業技術教育、インターンなど生徒・学生の受け入れを要請します。

(国公立大学改革)

- 地域における教育機関、地場産業、地方自治体の協力と連携を強化し、教育・研究・地域産業・地域再生の拠点としての国公立大学、高等専門学校づくりを進めます。大学学部改革はあくまでも大学内の議論と方針に拠るものとし、文部科学省や財政当局が介入することを厳に戒めます。

(大学運営費交付金)

- 大学運営費交付金減額の議論については、授業料の値上げ等につながらないよう、維持増額を図ります。

(寄附税制)

- 教育・研究への支援拡充を図るため、寄附文化を醸成し、大学等への寄付にあたっての税額控除の拡充などを推進します。

(ICT教育の推進)

- 2019年に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」にもとづき、(6/21現在未成立)全ての小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、教育クラウド(情報ネットワークを活用した教育)の実用化に取り組みます。また、インクルーシブ教育実現のために、障がい者の生活を助ける技術(アシスティブ・テクノロジー)の研究・開発・普及体制を強化します。

(EdTechの推進)

- AI・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術や安定期に入った汎用技術等のデジタルテクノロジーを活用して、公教育のみならず、企業研修、リカレント教育、個人の学

びも含めた教育のイノベーションを推進し、学習・教育効果の向上、自動化・効率化、価格破壊、市場創出等従来の教育の仕組みや産業構造に大きな変革を起こします。

※EdTech（エドテック）

Education（教育）とTechnology（テクノロジー）を組み合わせた造語。

（専修学校・各種学校の充実）

○専修学校や各種学校が社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっていることを踏まえ、適切な助成を充実させるなど、学校制度上での位置付けを明確にします。

（外国人の子どもへの支援及び日本語教育の充実）

○中長期に渡って日本で暮らす外国人が増加していることから、外国人の子どもの就学機会の確保や就学支援、学習支援を行います。

○外国をルーツとする子どもたちの幼児教育を含めた教育のあり方を検討するとともに、不就学や不登校の問題に取り組めます。

○また、海外における日本語教育の推進を図るとともに、日本語学校の普及を進めます。

（入試改革・研究活動支援）

○より充実した教育の質の保障、研究開発能力の向上、大学の国際化、入試改革、少子化による大学再編などを、国民的な議論を深めながら積極的に進め、日本に世界的な高等教育・研究センターを構築していくことを目指します。

（法科大学院のあり方の見直し）

○法曹志願者数の減少に歯止めをかけ、より良い法曹養成制度にするため、司法試験の受験資格、方法及び試験科目並びに司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じます。

教育の仕組み

（文科省・教育委員会改革）

○教育委員会制度については、教育行政に関する権限と責任の所在が不明確であり、審議が形骸化しているなどの課題が指摘されています。現在の教育委員会を中心とした地方教育行政制度を抜本的に改革し、教育の中立性を確保しつつ、より首長の責任の強化と議会、教育監査委員会がチェックすることを目指し、教育における責任の所在を明確にします。

○文部科学省の集権的・通達行政的な「古さ」を解消し、学校や地域の必要性に応える教育行政組織への改善を進めます。

(教科書検定のあり方)

- 教科書検定のあり方を見直します。また、学校単位でも教科書を採択できる仕組みを検討します。

(全国学力テスト)

- 子どもたちの学力、学習状況を調査するための全国的な学力調査(全国学力・学習状況調査等)のあり方について、抽出型も含めて、真に子どもたちのためになる方法を検討します。

(教育環境の整備・改善)

- 教職員が、いじめや不登校など様々な状況に置かれている子どもとしっかり向き合う時間を確保するため、学校現場への専門家配置の充実、臨時的な加配措置によらない教職員定数の充実に図ります。
- 労災認定基準を上回り、国際機関(OECD)に「世界一多忙」と指摘された教職員の勤務環境を改善します。

(教員免許と研修の充実と効率化)

- 教員免許更新制は、より主体的・効果的な研修体系の整備を前提に、抜本的に見直します。十年経験者研修の実施時期の弾力化等を受け、研修と免許更新との科目の整理や相互認定などの互換性を図ることにより、更新にかかる教員の負担軽減を進めることで、教員が子どもと向き合う時間を確保します。

(コミュニティースクール)

- 保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家などが参画するコミュニティースクール(学校理事会)の導入を促進し、それぞれの学校が創意工夫を発揮できるようにします。

(男女共同参画教育の推進)

- 義務教育から高等教育課程において、男女共同参画社会の実現のための教育及び啓発を進めるとともに、教育現場における男女共同参画社会の推進を図ります。

(主権者教育の推進)

- 18歳選挙権の実現を契機に、現実にある課題や争点について学び、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことを推進します。
- 学校現場での取り組みが萎縮しないよう、公職選挙法との関係などを整理し、主権者教育や「模擬選挙」等の実施について支援します。

(高校生の政治活動)

○高校生の政治活動・選挙活動については、主権者・有権者にふさわしい対応とし、無用な制限に向かわないよう取り組みを進めます。

(社会人教育)

○通信教育、夜間大学院などの充実を図り、学び直し（リカレント教育制度）など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会の実現を目指します。

《文化政策》

- 日本の伝統的な文化芸術と独創性のある新たな文化芸術を振興し、国内外における発信を支援します。子どもたちが学校教育などを通じて、文化芸術に触れる機会を増やし、文化財保護を強化します。
- 工芸・芸能・祭りなどの伝統文化の保護と後継者養成、映画や音楽、アニメ・漫画・ゲーム等の振興助成を推進します。
- 表現の自由を尊重し、二次創作分野などの発展を図る観点から、著作権法改正を含む検討を行います。
- ユネスコ等の国際機関への対応を的確に行うとともに、文化遺産・記憶遺産登録等への積極的な対応を図るとともに、国際的な論争や紛争の冷静かつ客観的な処理を目指します。
- 文化芸術立国としての文化政策を強力に推進するため、文化庁から文化省への昇格を目指します。
- 学校図書館や児童図書館の充実と司書等の配置を促進するとともに、図書館を子どもたちの居場所の一つとして位置付け、子どもの読書環境を改善します。
- 公立図書館や郷土資料館、博物館等の充実を地域起こしの一環として位置付け、公立図書館等の整備充実を進めます。また、文字・活字文化の振興を図るとともに、図書館司書の充実を図ります。

《スポーツ政策》

(2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを成功させます。事業全体の予算、招致の際のお金の動きなど、不透明性も指摘されてきたことから、情報公開の推進による透明性確保を図るため、大会準備や運営について国会報告を義務付ける「オリンピック・パラリンピック準備推進法」に基づき、透明性確保や国民への理解を進めます。

(障がい者スポーツの推進)

- 障がい者スポーツの普及及び支援、指導者・選手の育成など環境整備を進め、障がい者のスポーツ参加や大会開催を促進します。

(国民皆スポーツ)

- 地域スポーツの振興、学校部活動、体育授業中の事故防止対策、プロスポーツ振興と現役・OBの雇用対策、スポーツ医学の発達、知的スポーツである囲碁・将棋等、「e-スポーツ」(コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦)等の振興を通じて、「国民皆スポーツ」に取り組みます。
- スポーツ基本法に則り、スポーツを通じた地域づくり、人づくりを進め、地域におけるクラブ活動(スポーツ少年団、地域スポーツ文化クラブなど)を支援することにより、様々な活動の裾野を広げ、子どもたちが歓びや楽しさを体験し、協調性や創造性などを育むことを応援します。
- 誰もが気軽にスポーツに取り組める機会を一層拡大するため、生涯スポーツや地域密着型クラブスポーツの振興を図り、地域に根差したプロスポーツチームの取り組みを支援することにより、スポーツの振興や地域の活性化を推進します。

《科学技術政策》

- 研究の中核となる大学の研究力を強化し、世界で戦えるリサーチユニバーシティ（研究大学）を増強します。
- 世界最先端の研究基盤の整備・共用を推進し、世界の研究者を惹きつける国際的な研究拠点を充実させます。
- 研究者の処遇改善を進めます。大学などの理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、またテニュアトラック制（任期付き研究者が審査を経て専任となる制度）の普及などにより優秀な若手研究者を支援します。また、研究者が研究に専念できる環境を整備するため、補助員の配置などに対する支援を検討します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。
- 研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- イノベーション（技術革新）を促す基礎研究成果の実用化環境を整備します。
- 国際リニアコライダー計画（世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画）の研究拠点の日本誘致に取り組みます。
- オープンイノベーション促進の一環として、産学連携をさらに強力に推進します。
 - ・研究開発税制の中身について、企業が大学と連携する投資の控除率をさらに高めることによって、産業界から大学への研究費の拠出割合を増やしていきます。
 - ・技術革新の多くは、複数分野の知見が結合することであるため、大学における同時専攻を推進することが重要です。手始めに、文科省の「リーディング大学院」事業などのモデル事業を拡充し、他の大学院に早期に適用していきます。
- 国の研究開発のあり方を質量とともに変革します。
 - ・我が国の研究費における政府の負担割合が小さく、どうしても民間における短期的な改良型の研究に偏るため、政府の研究開発予算をさらに増やし、「夢のある研究開発」を推進します。とりわけ、科学技術予算に占めるIT分野の比率は小さいのみならず、減少傾向にあるため、ICTやIoT分野（特に、ソフトウェア、サイバーセキュリティ等）の予算を重点的に拡充します。
 - ・政府の研究予算の分野間の配分が硬直的である中、今後の社会経済の課題を解決するために、研究予算の一割程度を総合科学技術イノベーション会議が機動的に重要分野に振り向けるなど改革を進めます。
 - ・複数省庁が連携する研究事案については、全体を統括するプログラム・ディレクター（PD）を置くとともに、執行機関も統一することにより、真の連携を図るとともに、効率化を促進します。

・政府の審査委員会における事前・中間・事後の評価方法を見直して、できるだけ多様で革新的な事案を生む評価を推進します。

具体的には、案件の採択時には、

- ① 一つの審査委員会で決めるのではなく、複数の委員会で選びます。
 - ② 評価する項目の合計点だけではなく、ある項目の点数が極端に高いものを認めます。
 - ③ 政府が求める最終的な目標を実現できるものであれば、形式ばった基準にあっていないものも積極的に認めます。
 - ④ 評価時には、論文発表件数や特許出願件数等によらない評価も認めるとともに、特許出願については国際特許を目指すものを重視する基準を設けます。
 - ⑤ 研究開発の商品化が実現した際に、関係省庁での調達をはじめどのように市場に出していくのか、あらかじめ道筋を明確にすることを求めます。
- 基礎研究については、研究費予算の充実はもとより、各大学や研究機関の研究分野の重複が多くみられることに鑑み、それぞれの強みや特性を踏まえて、競争を残しながら選択と集中を図ります。
- IoT、AI、自動運転、ビッグデータ、ブロックチェーン技術、ロボット等の活用などを通じて、実生活に貢献する技術開発を積極的に支援します。

エネルギー

エネルギー政策の基本姿勢～スマート・コミュニティ社会の実現へ～

- 狭義のエネルギー利用のあり方にとどまらず、労働人口減少や高齢化に伴う社会保障、地域社会の消滅、高齢地域対策などの社会のあり方といった課題へ対応するため、これまでのエネルギー政策の基本的視点である「3E+S」（エネルギー安全保障を含む安定供給（Energy Security）、コスト・経済性（Economic Efficiency）、環境（Environment）、安全・安心（Safety））にとどまらず、「持続性（Sustainability）」と「社会（Society）」を加えた「3E+3S」の展開を目指します。従来のエネルギー政策に加え、災害に強く安定的で、ストック効果が期待できるエネルギーのあり様を指向するとともに、少子高齢社会や消滅可能性都市やインフラ更新などの社会課題に対して、エネルギーを呼び水として、新しい社会の創造を模索します。
- 自治体・エネルギー企業・組合形式の運営主体などが共同参画し、地域内の発電所等からの熱を積極的に活用するまちづくり、地域の状況に合わせた親和性の高い再生可能エネルギーの導入の推進、エネルギーの地産地消を通じた分散型エネルギー社会を目指すスマート・コミュニティへの転換を推進します。これにより、地域の産業と雇用の創出や、職住近接・ディーセントワーク（働きがいのある人間味あふれる仕事）の実現加速を促し、地域のつながりと共生社会に貢献していきます。
- スマート・コミュニティの拡大を進める中で、あらゆる政策資源を投入し、2030年代を目標として、できるだけ早期に原子力に依存しない社会（原発ゼロ社会）を実現します。この目標に向けて、新技術の開発、人材の育成に最大限注力し、現実的な工程表の作成に早急に着手の上、エネルギー・ミックスのあり方を可及的速やかに提示していきます。
- エネルギーを取り巻く環境が日々連続的に変化している中で、政治の責任の範囲を明確にしつつ、原子力エネルギーに依存しない社会に向けた現実的なシナリオを描いていきます。
- あわせて、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー30%以上の導入等により、2030年に1990年比30%以上の温室効果ガス削減を目指すなど、エネルギーと環境の調和について積極的に取り組みます。

法規制の整備を通じた省エネルギーの推進

- 建築物については、新築、リフォーム、賃貸・販売のそれぞれの場合に法的規制を講じるとともに、省エネ・断熱の見える化を促進します。
- 公共建築物においては新築の際の断熱・省エネ工事、及び断熱改修を義務化してコスト低下の誘因を図ります。
- 省エネはストックとして長期にわたり安定的に貢献する、持続性を担保するカギであり、

補助制度を拡充して民間の省エネ・断熱等のコスト回収時間を短縮していくほか、高効率の機器や省エネ家電への買い替え促進を図ります。

- BEMS (Building Energy Management System) 導入等による省エネの見える化を推進するのみならず、建築物の賃貸や販売の際に断熱性能の説明を義務化し、工場やオフィスの省エネ進捗度の公表や金融機関の省エネ融資を点数化して実績を公表する等の制度設計を行い、必要な規制の法制化を進めます。
- わが国が得意とする技術を活かし、エネルギー管理システム、太陽光パネル、家庭用燃料電池などを組み合わせたZEB (Zero Energy Building) やZEH (Zero Energy House) などの導入を力強く後押しし、スマート・コミュニティ形成の促進を図ります。
- 発電の際の熱だけでなく、地熱、地下水熱、太陽熱、温泉熱等について、それぞれの地域と件に合わせて熱利用を促進するとともに、これらの熱を大気中に逃さないような仕組みを検討し、コミュニティ単位での活用、面でのエネルギーと熱の活用を推進し、より有効かつ柔軟なエネルギー利用を図ります。

地域分散型エネルギーとスマート・コミュニティの構築

- 現在の系統の変電所以下のレベルを一つの単位とするイメージで、その中での発電(LNGや自然エネルギーなど)を核としたコンパクトシティをつくり、最先端のIT技術等で結ばれ、電力と熱を有効に活用するスマート・コミュニティの構築と、それを支える次世代型送電網の整備を目指します。政府がスマート・コミュニティを強力に推進し、その下で地方公共団体、エネルギー企業、組合形式の運営主体、地域に集うあらゆるステークホルダーが参画できる体制を構築していきます。
- 工場立地地域や商業地域、田園地域など、それぞれの地域にある特徴を最大限尊重し、高度化したLNGガス火力発電やバイオマス発電、水力発電、地熱発電、地上・洋上風力発電などの再生可能エネルギーを組み合わせ、発電で生じる熱は、熱伝導管で施設へ融通し冷暖房に活用するなど徹底した有効利用を図り、スマート・コミュニティのまちづくりを進めます。
- スマート・コミュニティのエネルギー運営及び系統側との電力の接続、エネルギー運営組合への支援や運営主体に既存のエネルギー企業の参加を促し、経験を活かした系統との効果的な接続、オンサイト発電へのエネルギー供給、スマート・コミュニティ内の契約者との円滑な調整が行えるようにし、社会や経済の変化に対し、そこで働く者や組織が「公正な移行」に乗れるようにします。
- IoT・5G・ブロックチェーン等の最新技術を活用し、分散協調型の電力網を構築するとともに、電力取引市場を高機能化し、総合的な経済性、地域社会間の連結性、持続可能性を向上させます。
- BEMS・HEMS (Home Energy Management System) を利用した需要側と供給側のデジタルでの連携とデマンド・レスポンスによる制御を行う熱伝導管、送電線、デー

タ通信網等の適切な施設の配置や技術を構築するため、地域のインフラ更新時に合わせて、自治体と国が一体になって取り組みます。

- オンサイトで発電された電力については、系統向けの売電や固定価格買取制度（F I T）を經由させない地産地消を原則的に優先させ、有効に利用するために規制を緩和して域内送電線を適切に敷設するとともに、昼夜のバランス等を勘案し、スマート・コミュニティ内で適切に電力消費できるような環境の整備を図ります。その移行的な期間においては、容量市場、及び市場調整力の整備等を含めた安定的な電力の確保と並行し、再生可能エネルギーの促進を図ってまいります。これにより、F I Tへの過度な負担を削減する一方、再生可能エネルギーの推進機運を削ぐことなく継続していきます。
- 再エネ・省エネの類型別に以下のように強力な開発・普及支援を行います。
 - ・太陽光： 技術開発、需要創出などによるコスト低減、農地などの規制改革
 - ・風力： 建築基準の適正化、環境アセス法の適切な運用、系統対策
 - ・バイオマス： バイオ燃料の国内生産・流通体制の構築、導入目標を定めた国内消費の促進、品質を公正評価する体制整備の推進
 - ・地熱： 環境と調和のとれた開発の推進、技術開発促進
 - ・水力： 水利権への柔軟な対応、ポテンシャル調査補助事業
 - ・海洋： 技術開発及び実用化・事業化の促進、海洋利用ルールの法制度の整備
 - ・スマート化： スマートメーターの普及促進
 - ・燃料電池： 研究開発・コスト低減支援、燃料電池自動車の普及促進
 - ・蓄電池： 新設病院などへの設置、規格の国際標準化への取り組み

化石燃料の安定的な確保と流通基盤の整備

- 一次エネルギーとしての利用に加え、スマート・コミュニティ内でのオンサイト発電用燃料として、あるいは系統側での信頼の置ける電源に用いるため、化石燃料が果たす役割は多くあります。安定的な確保と流通基盤の整備のため、複数の調達手段を確保し、価格の競合を可能にする環境の醸成と中期的な安定供給の確保に取り組みます。
- 石油並びに保存性に優れるL P Gについて、暖房・給湯部門における分散型エネルギーの中核の一つとして位置付け、多様なエネルギー選択肢を保持していくとともに、製油所の強靱化、災害時の避難所での燃料や病院などの非常用発電燃料等の確保、及び供給体制の万全の確保を図ります。
- 災害に強い実績を有する国内の広域基幹ガス・パイプライン整備を政府主導で推進します。また国内ガス取引市場の活性化の促進と、L P ガス事業者の天然ガス市場への参画を推進できるよう支援措置を検討します。
- エネルギーの効率的利用のため、石炭火力やL N G火力発電施設の高度化・高効率化が必須であり、新設火力には効率的な熱利用を促すよう必要な措置を講じます。また発電所にとどまらず、製油所の熱回収の高度化、施設の効率化を推進し、L N G気化の際の冷熱を

有効活用する制度を検討します。

- CCS（二酸化炭素回収）、CCUS（二酸化炭素回収・利用）などの次世代エネルギー関連技術の実用化に向けた支援を推進し、これらの技術の進展を前提として石炭火力の活用を検討します。

原子力エネルギーに依存しない社会の実現

- スマート・コミュニティの拡大を進める中で、あらゆる政策資源を投入し、2030年代を目標として、できるだけ早期に原子力に依存しない社会（原発ゼロ社会）を実現します。この目標に向けて、新技術の開発、人材の育成に最大限注力し、現実的な工程表の作成に早急に着手の上、エネルギー・ミックスのあり方を可及的速やかに提示していきます。
- 東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力発電については、①40年運転制限を厳格に適用する、②原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする、③新設・増設は行わないことを原則とします。
- 原子力発電所の再稼働については、厳格な安全基準の徹底は当然のこととして、避難計画の作成と地元の合意を必須とします。
- 廃炉を決定した原子力発電所の安全かつ着実な廃炉、原子力発電関連施設の徹底的な安全管理などに向けて、原子力に関する技術の継承・開発、人材の確保・育成、廃炉技術の確立について、国の主導で最大限取り組みます。
- 原子力発電所の海外輸出については、個々の案件について企業単独のリスクヘッジが難しくなりつつある中で、ライフサイクルコストを透明化した上で、慎重に検討します。
- 原子力損害賠償制度について、国と事業者の責任分担のあり方等を踏まえ、検証、見直しに取り組みます。
- 原子力安全の向上に向けて、原子力規制委員会のあり方や、原子力規制全般について、不断の検証、見直しに取り組みます。

使用済核燃料の処分、核燃料サイクル事業

- バックエンドの問題は、政府が前面に出て対応すべきであり、使用済核燃料や最終処分の問題は国民全体が共有すべき課題であることを国が積極的に啓発していきます。
- 電力会社の保有する使用済核燃料について、一部は政府の責任の下、ドライキャスク（乾式キャスク貯蔵）での一時保存を行うなど、全量再処理政策の見直しを含め、将来における最終的なあり方を検討します。
- 使用済核燃料の総量管理については、日本国民や国際的にも理解が得られるよう全体計画を総合的に検討するとともに、使用済核燃料の減容化、減量化、低害化の研究開発を国際的に進めます。
- 再処理事業については、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持しま

す。核燃料サイクル事業に対する国の責任を明らかにし、今後の原子力発電所の稼働や、技術革新、国際情勢等を踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

○青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にはしません。

原子力発電所立地地域の経済、雇用

○原子力発電所立地地域の経済、雇用に関する政策については、地方自治体、地域住民との話し合いと合意形成を大前提として取り組みます。

○国の新たな要請によって影響を受けることになる原子力発電所立地地域の理解を得るため、スマート・コミュニティ推進のモデル地域として位置付け、エネルギー代金を削減できるような財政的支援、先進的技術産業の誘致、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行う等、経済、雇用が安定的に維持できるよう措置を講じます。

○防災対策の重点区域などの見直しにあたり、避難困難者対策を含め、周辺地域における原子力防災対策を強化します。

地球温暖化対策

○徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー30%以上の導入等により、2030年に1990年比30%以上のCO2削減を目指します。

○全ての国が参加する将来枠組みを採択するため、我が国から具体的な将来枠組みを提案し、主導的な環境外交を展開します。

○地球温暖化対策に関する①国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、②再生可能エネルギー導入目標の設定、③省エネルギーの徹底、④技術開発、⑤環境外交の推進、⑥環境適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。

○温室効果ガスを大量に排出する火力発電所については、一定効率以上の発電所以外の建設を認めないなどの規制の導入に向け検討を進めます。

○強力な温室効果ガスであるフロンについては、回収を徹底するとともに、速やかな自然冷媒など代替物質への転換を推進します。

環境

地球温暖化対策

- 「パリ協定」を推進するため、徹底した省エネルギーと、発電所の効率化、自動車の燃費改善の促進、再生可能エネルギー30%以上の導入等により、2030年までに1990年比30%以上のCO2削減を目指します。
- 全ての国が参加する将来枠組みを採択するため、我が国から具体的な将来枠組みを提案し、主導的な環境外交を展開します。
- 地球温暖化対策に関する①国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、②再生可能エネルギー導入目標の設定、③省エネルギーの徹底、④技術開発、⑤環境外交の推進、⑥環境適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。
- 温室効果ガスを大量に排出する火力発電所については、一定効率以上の発電所以外の建設を認めないなどの規制の導入に向け検討を進めます。
- 強力な温室効果ガスであるフロンについては、回収を徹底するとともに、速やかに自然冷媒など代替物質への転換を行います。
- ESG投資（環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資）を促進します。

環境教育・環境情報の公開

- 「生活の質」や「人間の幸福」の意味を「環境」との関係において明らかにし、人と自然と社会との関わりと共存の意義を理解し、適応することを学ぶ機会を保障する観点から、地域やNGOと協力し、環境教育プログラムの開発や環境保全を推進するための社会的制度的基盤を整備すること等により、学校などでの環境教育を充実させ、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築します。
- エコツーリズム、グリーンツーリズム（自然や農業に親しむ観光）、里山体験、ホエールウォッチングなどを推進し、自然環境・生物多様性の重要性、希少性、経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないよう意識の向上のための取り組みを進め、自然環境保全態勢を整備します。
- 環境情報の公開、環境に関する市民参画、司法アクセス等に関するオース条約の批准を目指します。あわせて、政策形成過程における市民参画のあり方、環境団体訴訟（環境団体が、環境利益を守るために、行政や企業などに違法行為の差止等を求める公益訴訟）の導入についても検討を進めます。

人と自然との共生と保全（花粉症低減へ向けて）

- 国民の約3割が罹患しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。
- これまでの国土形成・林産業政策について、治水、農地・森林の多面的機能・公益的機能の維持、中山間地の再生、人の健康などの観点で見直し、落葉樹の混ざる自然な山林に戻すとともに、木材の安定供給を図り、木材・木質バイオマスや木製サッシの推進を含めた住宅などへの国産材の利活用、海外への木材輸出を促進し、ドイツのような林産業大国を目指します。

生物多様性・動物愛護

- 人と動物が幸せに暮らす社会を実現するため、犬猫の殺処分ゼロを目指します。動物を飼養・管理する者の責務の強化、動物取扱業者の責任の強化などに取り組みます。
- 侵略的外来生物駆除、野生生物適正管理を機動的に行うための基金を創設します。また、後継者の育成のため、狩猟を学び訓練する施設の増設を進めます。
- 日本の美しい自然、豊かな生態系を後世に引き継ぐため、民間が行うナショナルトラスト活動に対し支援を行う「ナショナルトラスト法案」の検討を進めます。

下水道法・浄化槽法改正

- 下水道法並びに浄化槽法を改正し、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じます。

廃棄物対策

- 省資源型の循環型社会への転換を実現し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、法制度を抜本的に見直します。具体的には、①環境への影響の未然防止を徹底するなど、の廃棄物・リサイクル政策の原則の確立、②製品製造者の廃棄製品引き取り対象品目の範囲拡大、③情報公開による施策の透明化、④一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し、⑤排出者責任の徹底、⑥リサイクル名目の不適正処理の防止、⑦計画的な省資源化・資源循環の推進、⑧リサイクル率・回収率引き上げが必要な製品の指定、⑨リサイクル材の規格化による利用拡大、⑩罰則強化等による廃棄物管理の徹底などを図ります。
- 拡大生産者責任を重視するとともに、リサイクル費用の負担のあり方を幅広い関係者一体となって検討し、各リサイクル法での費用徴収時期を統一するなど、分かりやすい制度の構築を目指します。また、将来のリサイクル費用に充当するための引当金制度の創

設など、製造事業者によるリサイクルを支援します。

- 「負の遺産」として遠ざけられがちな廃棄物の最終処分場について、適正かつきめ細かな管理・監視体制を構築し、人の健康が脅かされることのない、安全・安心な社会づくりを目指します。また、不法投棄事案について、可能な限り早期に原状回復が得られるよう、必要な対策を積極的に推進し、その全面的な解決を目指します。

化学物質対策、化学物質過敏症への対応

- 縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の構築に向けて検討を進めます。
- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため、①建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める、②大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務付ける等を内容とするシックハウス対策のための法制度の検討を進めます。
- シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるために、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策を進めます。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底し、プラスチック資源の一括回収を全国展開するなど、廃プラスチックの有効利用率を高めます。また、使い捨てプラスチックによる環境負荷を抑制するため、再利用性の高いプラスチック製品の生産・使用に取組むとともに、バイオプラスチックなど代替素材への転換を促進します。
- マイクロプラスチック問題の深刻化を踏まえ、環境中での挙動の調査や、国際的な取り組みを強化するとともに、生態系への影響を防止するための規制を導入します。

健康被害対策

- 環境健康被害の回復・軽減策及び被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」を制定します。その内容は、①被害者救済に関する基本施策の策定、②原因究明・調査・研究を国などに義務付け、③認定基準の緩和、④行政からの独立性を高め環境健康被害等基準策定等委員会の設置、⑤訴訟関連支援制度（相談窓口の設置、専門家・海外知見等の紹介等を国などに義務付け）の整備、⑥救済給付制度（医療費、療養費、交通費等）の整備等です。これにより、被害者の多くが迅速に救済されることを目指します。
- アスベスト被害者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者

の参加を確保しながら、基金の創設などのアスベスト対策を総合的に推進します。

- PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。PM2.5の環境基準が2009年に定められましたが、各地で環境基準を超える濃度が観測されるなどの状況が生じています。モニタリングポストを増やし監視体制を充実させるとともに、有効な発生源対策を講じていきます。また、海外の発生源に対しては環境技術供与などを通じて、日本に飛来するPM2.5を減らしていきます。また、PM2.5の濃度が増加した場合の措置（注意報）を大気汚染防止法に位置付けるなど、全国で統一的な対応ができるよう検討を進めます。

田園からの産業革命

(農業者戸別所得補償制度の法制化・恒久化)

- 農家所得・新規就農者の増大、食の安全・安心の向上につながった農業者戸別所得補償制度を復活・法制化し(米の場合、15,000円/10a)、恒久的・安定的な制度にします。あわせて、環境の保全に資する度合いやGAPへの取り組み、中山間地域に対して加算を行う等、総合的な制度へ、バージョンアップを図ります。
- 収入保険制度については、農業者戸別所得補償制度と一体となって真に農業者の経営の安定に資する内容になるよう、制度の対象となる農業者の範囲や対象作物等について検討します。
- 農業者戸別所得補償制度とともに、耕地利用率や農業生産力の向上に向けた施策及び食育・地産地消の取り組みを総合的・一体的に推進し、食料自給率50%を目指します。

(農協改革)

- 農家の所得向上と経営の安定を図るのみならず、生活や医療、福祉など地域における様々な機能を支える組織として農協を位置付けるため、「地域のための農協」を法律に位置付けることなどを柱とする農協法改正案の成立を目指します。
- 農業協同組合が100%民間出資の団体であることに鑑み、農協のあり方については自主性を重んじ、その自主改革案を後押しするとともに、JAの准組合規制に反対し、経済活動に対して過剰な介入を政府は行わないこととします。その際には、信用・共済事業においては、他の類似事業との関係の在り方を検討します。
- 農協など、地域に根差した協同組合の活動や、協同組合間の協同・連携を促進します。

(新規就業者支援等)

- 人・農地プランの作成により、多様な経営体の育成を図りつつ、農地の有効活用、農村の維持・発展など、今後の方向性を明確にする取り組みを支援します。また、中核的な担い手の育成や農地集積を図る中で、青年就農給付金制度の充実などを通じて意欲と能力のある若者・女性農業者等に対する積極的な支援を行います。農林水産業における新規就業者への給付金の充実等を図ることによって、新規就業をさらに促進し、地域のリーダーの育成策を講じます。
- 夫婦の一方が生まれ育ち、親が住んでいる(または住んでいた)故郷に帰農する場合、年最大250万円を給付する「夫婦ふるさと帰農支援給付金」制度を創設します。「農業次世代人材投資事業」(民主党政権で創設した「青年就農給付金」制度)を充実・強化し、農業後継者の就農を強化しつつ、過疎地の活性化を図ります。
- 農林水産業経営専門マネージャーなど、農林水産業経営に特化した専門家の育成や採用を進めます。

○特色ある農林水産高校を活用し、新規就業者の確保を進めます。

(畜産・酪農)

○将来展望を持って畜産経営が行えるよう、飼料高騰への対応を行うとともに、畜産・酪農所得補償制度の導入に向けた検討を行います。

○中長期的な視点に立ち、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤確立に向け、飼料政策の一層の展開を図ります。

○地域の特色に応じたブランド力の高い畜産・酪農経営を支援します。

○小規模でも継続可能な酪農生産、酪農を主産業とする地域経済の安定化を目指します。

○人やモノの国内への流入が増加する中で、海外で発生しているアフリカ豚コレラや口蹄疫、鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病の海外からの流入を水際で徹底阻止するため、検疫探知犬の育成と配置の充実、家畜や畜産物輸入に対する万全の検査体制の整備、許可のない肉製品(肉・ソーセージ)等の持ち込み者に対する上陸拒否など、検疫体制を強化します。

(園芸作物(野菜・果樹・花き・茶等))

○野菜・果樹・花き・茶等を含む総合的な収入保険制度を検討します。生産状況等を的確に踏まえた上で、世界各地への輸出も視野に入れ、改植及びこれに伴う未収益期間における経費支援等、引き続き園芸作物の戦略作物化も含めた効果的な生産振興を図ります。

(都市農業)

○都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みを含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。

○都市農業振興基本法に基づき、都市農地を「なくてはならないもの」として制度上明確に位置付けるとともに、都市農業の実情を踏まえた支援措置の創設を図ります。生産緑地指定の下限面積を引き下げ、対象農地を貸借した場合における相続税納税猶予制度の継続適用の拡大や、農業経営の安定的な継続を可能とする固定資産税の減免等の税制改正を検討します。

(安定した農林水産政策の実現)

○“猫の目農政”が生産者に混乱を与えていることから、政権交代や政権の枠組みに変更があった場合であっても、基本的な農林水産政策が維持・継続が出来るよう、その仕組みづくりを検討します。

(輸出促進)

○日本の農林水産物の魅力や、ユネスコ無形文化遺産である「和食」など日本の食文化を世界に向けて発信し、販路拡大を含め輸出倍増に向けた戦略的施策を推進します。きめ細かい情報提供などによって輸出促進におけた農林漁業者の取り組みを促進します。

○農林水産物輸出を促進し、農業における「グローバルG.A.P.」(農業生産に関する国際基準)、食品加工業における「HACCP」、林業における「FSC」、漁業における「MSC」「ASC」どの農林水産分野の国際認証取得を推進します。

○国際的評価の高まる國酒(日本酒)、ワインやウイスキー、焼酎など日本産酒類の生産・

流通支援、文化の発信、輸出の促進を行います。

林業の活性化

- 国有林・民有林において、公益的機能を維持しつつ、木材の安定供給を図り、木質バイオマスや木製サッシの推進を含めた住宅などへの国産材の活用や、海外への木材輸出を促進し、ドイツのような林産業大国を目指します。
- 国民の約3割が罹患しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。
- 森林・林業再生プランに基づく木材の安定供給の強化、国産材の利用促進、また、フォレスターやプランナーなどの山の専門家の育成等を支援します。適切な森林管理をする者に対する直接支払を維持します。合法伐採木材の流通と利用を促進します。
- 間伐等を実施する上で森林所有者が負担する費用相当額を交付する直接支払制度の充実を図ります。
- 路網整備や大型機械導入への支援、販路開拓など流通ルート各段階における支援の強化、森林施業集約化をさらに進め、林業の発展と雇用の拡大を図ります。その際、林業における労働安全衛生の徹底を図ります。
- 木材は、製造時の炭素放出量が少ない優れた省エネ材料であり、炭素貯蔵による温暖化抑制効果とともに、高い断熱性、調湿作用、抗菌作用を有し、木の香りにはリフレッシュ効果等があることから、住宅や公共建築物の木造化の推進、CLTの活用、木造住宅ポイント制度の推進などにより、木材利用を促進します。

漁業の活性化

- 「漁業者所得補償制度」（資源管理・漁業所得補償対策）及び「漁業経営セーフティネット構築事業」の拡充や税制の見直しなどにより、高騰する燃料・飼料価格に対する支援の充実を図ります。また、省エネ・省コストな漁船の導入支援、漁船リース事業の推進、広域回遊種を含めた資源増大、国内消費の拡大などに努め、漁業経営の安定を図ります。
- 漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組みなど、多面的機能の発揮に着目した直接支払制度を創設します。
- 水産資源の乱獲が行われた場合、その再生産力が阻害され、資源の大幅な低下を招くおそれがあることから、資源管理の強化・拡充を行い、その持続的利用の確保を進めます。
- 審議不十分なまま成立した2018年の改正漁業法について、現場の声を聞き、真の水産業発展に資する観点での見直しを求めています。

食の安全・安心を守る

(食の安全)

- 種子法を復活し、種子は日本の「農」と「食」を支える根幹として、主要農作物の安全性確保を図ります。
- 安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、輸入農産物を含めあらゆる分野における食品トレーサビリティを促進します。
- 安全性に懸念のある輸入食品の増加を踏まえ、予防原則・未然防止の観点から、遺伝子組換え食品の表示を厳格化するとともに、肥育ホルモン剤の利用状況を消費者に伝達するスキームの構築に取り組むなど、消費者の権利に応える施策の推進を図ります。
- 一人ひとりの健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図るために食育を推進します。
- 食の安全確保に向け、内閣府・消費者庁・厚生労働省・農林水産省など関係政府機関の連携を強化するとともに、窓口のワンストップ化を進めます。
- 地域の水田農業と国内農産物の安全・安心を確保し、消費者が求める品質の生産を促し、それに見合った適正な価格形成ができるように、コメの等級制度など、農産物検査法の見直しを進めます。

(国産農水産物の消費拡大)

- 学校給食への利用拡大を含めた地域の食材の活用拡大を図り、食育・地産地消等の推進を通じて農水産物消費の拡大に努めます。

6次産業化により農山漁村を地域再生の核に

(6次産業化)

- 農林水産物の付加価値を高め、農林水産業者の所得の向上と地域の雇用のさらなる創出を図ります。農林漁業成長産業化支援機構法に基づくファンドの健全性に留意しつつ、施策を推進します。

(農村機能の維持・地域の活力等)

- グリーンツーリズム等、都市と農山漁村の交流の推進等を含めた複合的な農政の展開により、共同体の存続を前提とした農村機能の維持を図り、地域の力をさらに活性化させます。自然災害に強い農林漁業生産と、担い手が安心して経営に取り組めるよう、必要な農業農村整備事業等については受益者負担の軽減を図りつつ進めます。

(農山漁村における再生可能エネルギーの促進)

- 農山漁村の土地、水、バイオマスといった豊富な資源を活用し、地域の規模に応じた発電事業による地域還元等を通じ、農山漁村の活性化を図ります。

(中山間地農業等の推進)

- 中山間地における農村自体が共同体として存続し、農業を継続していけるような体制の整

備を推進します。

- 農業生産活動の基盤の維持及び整備、中山間地域その他条件不利地域の農業支援、有機農業など自然環境の保全に資する農業支援を進めます。

(鳥獣被害対策)

- 近年の野生鳥獣の出没急増、それに伴う人的被害や農作物被害の深刻化といった実態を十分に踏まえつつ、①生息地管理、②中山間地域活性化、③被害防除を3本柱とする対策のさらなる充実を図ります。その際、人の安全確保と農作物被害防止のための措置を確実に講じつつ、広葉樹林・針広混交林など野生鳥獣の生息しやすい森林整備を通じた被害軽減、可能な限りの生態系の再生・回復等に取り組みつつ、田畑の鳥獣被害の抜本的解決を目指します。また、ジビエ特区創設について検討します。

まちづくり

- 「まちづくり基本法」（仮称）を制定し、美しく住みやすいまちをつくります。また、地域の美しいまちを維持するために、都市計画法、建築基準法の規制の見直しを進めるとともに、地域が独自の基準で規制を見直せるようにします。
- 「低炭素まちづくり法」を活用し、人と地球に優しい健康・安心住生活を実現します。また、建物の断熱化・エネルギー性能表示（エネパス）の義務化など建築基準法の改正の検討を進めるとともに、耐震改修を強力に推進します。さらに、まち全体の低炭素化を推進するため、LRT（次世代型路面電車）導入を促進し、ITS（高度道路交通システム）の進化、普及に努め、自動車流入規制・ロードプライシング（通行の有料化）のあり方の検討を進めます。
- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みを含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。また、税制の見直しについて検討します。

住宅

- 「中古住宅高付加価値化法」（仮称）を制定し、地域の工務店・大工などの人材と地元の木材などの資材を活かした中古住宅のリフォーム（耐震化、ゼロエネルギー化）の推進、既存ストックの高価値化、宅地建物取引業者などへの支援、中古住宅の流通合理化・市場活性化を図ります。
- また、子育て家庭への住宅支援、団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。
- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を活用し、地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりと一体となって高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の中間的な施設の拡大を図り、安全・安心な高齢者居住を実現します。リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図ります。
- 公共建築物において再生可能エネルギーの導入を促進するための法制度を整備し、公共建築物への再生可能エネルギー導入を進めます。また、小水力・地中熱・河川熱・下水熱などの再生可能エネルギーの導入を進めるため、規制緩和や手続簡素化、財政支援強化を行います。
- マンションの省エネ化・長寿命化を図り、住民の安全と健康を守るとともに、築年数が古い物件について、建て替えを促進する政策をさらに拡充させます。
- 年収500万円以下で、賃貸住宅で暮らす世帯の家賃について、月10,000円の補助を行います。住環境の改善が実現できれば、子育て支援にもつながります。

○所有者不明土地問題を含め、空き家対策の検討を進めます。

交通・物流

- 交通政策においては、「交通政策基本法」に基づき、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の交通手段が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、有機的かつ効率的に連携する中で、国民が自由に選択し、円滑に安全に利用できる環境を目指します。
- 道路をはじめ、あらゆる交通機関におけるバリアフリー化を推進します。
- 鉄道・地下鉄の駅ホームからの転落防止等の安全対策について、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財投資金等を活用して早急に進めます。
- 「タクシー特措法」に基づき、行き過ぎた規制緩和を見直します。ツアーバス対策の徹底を含め、バスとタクシーの事業における経営環境及び労働条件を改善するための法制度を整備します。また、トラック業界などで燃料油価格高騰に伴う運賃転嫁を促進するための法律を制定します。改正物流関連法に基づきさらにモーダルシフトを進め、エコで、安全な交通・物流が整うよう、陸・海・空の交通・物流の安全事業規制の見直し・強化を行います。
- 低料金でドアツードアの乗合タクシー（デマンドタクシー）、コミュニティバスなどを、国の基準の見直しや予算措置で強力的に支援します。
- 電子商取引市場の拡大による宅配便取扱個数の急増と運送業界の人手不足に鑑み、マンション、戸建住宅への宅配ボックスの設置に対する補助などを通じて、無駄のない効率的な物流体制構築を支援します。
- NEXCO3社（東日本・中日本・西日本）・本四高速における高速道路料金を見直し、地域活力、日本経済の活性化を図ります。2065年までの償還期間を2100年頃までに延長するとともに、金利は実勢を踏まえた形に低減させることで、NEXCO3社では、普通車以下の車両については、土日祝1000円、平日2000円を上限料金とする体系に見直します（上限料金以下の近距離料金は現状通り）。中型車以上については現行の大口多頻度割引などで対応します。
- 高速道路の利便性を向上させ、利用を活性化させることは、一般道や生活道路の渋滞解消による環境改善、そして新たな経済効果を生み出すことから、適切かつ計画的な道路の補修・建設を進めるとともに、簡易な出口の設置を促進します。
- 高速道路料金の上限化に伴い、鉄道やバス、トラックなどへの影響が予測されることから、鉄道においてはパークアンドライドの環境整備、特定在来線への支援、税制特例措置の継続、災害時の復旧支援や老朽化施設の大規模改修支援の充実を目指すとともに、バス、トラックなどについては各種渋滞緩和策を実施し、定時性の向上を図ります。
- 空港・港湾の「選択と集中」、各施設の連携強化（羽田・成田空港など）により戦略的に国際競争力を高めます。特に顕著な経済成長を遂げているアジア圏・北東アジア圏に対

して、東北から沖縄に至る日本海沿岸域のゲートウェイ機能を強化するとともに、太平洋側と連結する日本海側の交通ネットワークを充実させることにより、国内外のヒトモノ情報の交流・連携を促進し、経済の活力と成長を促します。

- 「PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）に対するコンセッション（運営権付与）方式」を活用し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図ります。
- 道路整備に際しては、ミッシングリンクの解消など、地域が活性化するための道路ネットワークを整備します。
- 整備新幹線については、新函館・札幌間、金沢・敦賀間、武雄温泉・長崎間（旧民主党政権時に工事実施計画を認可）については、着実な建設の推進を目指します。同時に、並行在来線に関わる地方負担の軽減、貨物運行ルート確保、青函トンネル共用走行の安全対策に取り組めます。
- リニア中央新幹線については、東京・大阪間の早期全線開通を目指します。
- 「航空保安法」を制定し、国家レベルの課題であるテロ・ハイジャックに対し、航空保安に関する国の責任を明確化し、防止策を強化します。
- 高齢者の交通事故対策として、高齢者向けに安全装置を装着したサポートカー使用を条件とした免許交付制度を創設します。合わせて、サポートカー限定免許を交付された高齢者のサポートカー購入時に対する支援策を導入します。

観光

- 「観光立国推進特別措置法」（仮称）を制定し、年次有給休暇の取得促進及び休暇の分散取得などの休暇改革に取り組むとともに、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。また、エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、持続可能な観光を目指します。さらに、観光地において、文化財を活用した地域づくりのための規制緩和等を検討します。

社会資本・河川・ダム

- 従来の20世紀型公共事業の延長線にある国土強靱化ではなく、自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため、21世紀型社会資本整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本の再生とより有効な活用を図ります。さらに、地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。
- 「社会資本再生法」（仮称）を制定し、公共事業の選択と集中を図り、円滑な維持管理・更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の

老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。

- 「建設現場労働者環境改善法」（仮称）を制定し、社会資本の整備、老朽対策等、重要な使命を担う労働者の賃金等の労働環境を改善することにより、建築土木品質の向上を図ります。また、解体業、建築士事務所等の産業分野について振興を図ります。
- 高度成長期に整備されたエネルギー、情報通信等の基幹インフラの老朽化が原因となって大規模な事故被害が出ている現状を改善するため、その改修を促進するための基金等を整備します。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など総合的な流域治水により、できるかぎりダムに頼らない治水を推進します。ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。
- 「下水道法」を改正し、効率的な生活排水対策を進め、良好な水循環を確保するため、硬直的な下水道への接続義務を見直します。

水資源

- 「水循環基本法」に基づき、生命を育む水循環・水資源を守り、次世代に引き継ぐために、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域全てを視野に入れた健全な水循環を確保します。水の広域的な需給調整を行うことにより、流域全体で水を有効活用します。雨水の利用を促進します。

海洋

- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島をはじめとする領土、領海の守りを固め、国境離島の保全を進めます。
- 「海洋基本法」、「宇宙基本法」、「地理空間情報活用基本法」等を活かし、海洋国家日本を維持・発展させるために、宇宙や海洋に関わる産業を活性化するとともに、海洋・水産資源の確保と保全、日本人船員の育成を図ります。
- 洋上風力や海洋資源の利用等海域における再生可能エネルギーの技術開発・導入拡大によって、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、エネルギー関連産業の創出と経済発展の実現に努めます。
- 北極海航路対策の強化に向けて、ロシアや中国との競争を優位に進めるため、専門部署を設置するなど取り組みを強化します。

離島

- 「離島振興法」を活かし、旧民主党政権下で新たに創設された離島活性化交付金等を活用し、離島の交通・教育・医療福祉の充実・強化を進めます。

- 「有人国境離島地域保全特別措置法」により、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全に努めていきます。

森林

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を活かし、公共建築物の木造建築化をさらに推進するとともに、日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするため、国産材（地元材）による道路の木製ガードレール化等、公共事業での木材活用を推進します。
- 木材を建築材として活用するだけでなく、未利用森林資源の活用、間伐材等の端材を原料とするバイオマス発電と熱供給、木材ペレットに成型した熱エネルギー利用の促進や、森林資源からプラスチック代替材やバイオエタノールを生産する等の施策を進め、石油産業に代わるバイオマス産業の基盤を構築します。

沖縄振興・北方政策

- 沖縄振興一括交付金については、制度創設時の原点に立ち返り、地域主権の精神を軸とし、真に沖縄の創意工夫が活かされ、自立した地域振興と活性化に資するようにしつつ、充実を図ります。
- 沖縄の魅力ある自然環境や地理的優位性、特性を活かした持続可能な産業の育成に取り組み、沖縄が今なお抱える固有の課題の解決を図り、自立的発展につなげることで、誰ひとり取り残されない沖縄の社会の実現を目指します。
- 北方四島は、我が国固有の領土です。北方四島が日本に帰属するべき領土であることについて、国民の理解を深め、対外的にも積極的に発信します。また、2018年に「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」の改正を行いました。北方領土隣接地域の振興や住民生活の安定に資する施策を推進します。

地域経済の再生

- 東京一極集中が地方の疲弊を招いています。一方で、都市居住者の多くは長い通勤時間にストレスを感じ、生産性の低下を招いています。これらの問題を解消するため、「職住近接」、「商住近接」、「医住近接」の「3つの近接」を基本とするコンパクトシティの形成を図ります。
- 東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に活かすことで、地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。

グリーンイノベーション

- グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン（環境・エネルギー分野）を我が国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させること等で、新たなマーケットの創造を図りつつ地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業における雇用を拡大していきます。
- 住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化・省エネリフォームの推進、木材住宅の普及などを図ります。
- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。

6次産業化

- 農業の6次産業化で地域社会の自信と誇りを取り戻します。意欲ある若者や女性などが安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生していきます。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、國酒プロジェクトの展開など市場開拓を通じて国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進め、農林水産業者の所得を増大させます。これら農林水産業と商業、工業、観光業を組み合わせた6次産業を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻します。

震災復興政策

震災復興

- 発災後8年以上が経った今でも、被災地の復興は思うように進んでいないのが実情です。地域コミュニティ・住まい・教育・経済・雇用維持などの発災直後から発生している課題に加え、時間の経過とともに復興のステージが変わっており、また復興の進行度も地域によって差が見られるようになっていきます。このような現状を鑑み、復興庁の後継組織をきちんと立ち上げ、専任大臣を置き、十分な財源を確保すべく引き続き全力で取り組みます。
- 地域に必要なまちづくりを支援するための新たな基金を創設します。被災地の本格復興に向け、規制・手続き等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、特例の適用期間を延長し、制度の柔軟な運用を図ります。
- 復興庁・復興特区・復興交付金など復興に向けた仕組みを活かし、地域で夢の持てるまちづくり、高台移転の促進、雇用・働く場の創出などに取り組むとともに、行政のワンストップサービス化を進めます。
- 被災自治体が、それぞれの実情にあった復旧・復興の取り組みを推進できるよう、全国から派遣された自治体職員などの継続支援も含め、人的支援について十分に配慮します。
- 被災地での公共工事の入札不調が続いている状況に鑑み、復旧・復興に必要な人材・資材の不足・高騰への対応に万全を期します。
- 被災地における各JR線等の鉄道早期復旧に向けた取り組み、復興に向けた道路ネットワーク構築に対する財政的支援などに万全を図ります。
- 喫緊の課題となっている地方公共団体による復興整備事業の用地取得の迅速化のため、旧民主党など野党が中心となり、「東日本大震災復興特区法改正案」を成立させました。その後も復興を加速させるため、用地問題の解決等をさらに進める新たな「復興特区法改正案」と「土地等処分円滑化法案」、建設資材の高騰等に対応した被災者生活再建支援金の増額等、住宅再建等を加速するための「被災者生活再建支援法改正案」、そして、災害弔慰金等の支給に関する基準を国が作成すること等を盛り込んだ「災害弔慰金支給法改正案」を提出しました。これらの「復興加速4法案」の早期成立を目指します。
- 被災地の復興に直接的に資する場合や学校などを除き、復興事業は被災地に限定させるよう厳正にチェックしていきます。
- 復興を推し進めるため、今後とも被災地の実情、復興状況を踏まえつつ、支援措置を適切に講じます。加えて、特に被災者の方々の住宅再建を図る観点から支援を進めます。
- 一日も早い復興に向けて必死で取り組んできた中小企業・農林水産業の復興・再生、海外含む風評被害払拭・販路拡大・新商品開発への取り組みを支援します。若手・次世代への

教育投資、企業家・起業家への支援を拡充します。

- つくり育てる漁業の推進に対する支援を強化するとともに、調査研究をもとにした効果的な水産資源の造成と適正な漁獲量及び漁獲努力量の管理を一層推進します。
- 東日本大震災事業者再生支援機構の設置目的に、既存事業の再生のみならず、イノベーションの促進や中核企業の育成を加え、被災地域の事業者の成長と起業を促進します。
- 過疎地で一人暮らしを続ける被災者などにとって、コミュニティFMは孤独感を緩和し地域情報を入手する上で重要であるため、採算の難しい被災地のコミュニティFMに財政支援を行います。
- 東日本大震災・原発事故に起因する不登校やいじめ等により、学校生活に困難を抱える子どもへの支援体制の強化及び学校・教育委員会への指導の徹底に取り組みます。
- 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置を求めます。特に、心のケア等に対応する安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配を維持するよう求めます。
- 健康や将来に対する不安を払拭できるよう、子ども・被災者支援法に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、応急仮設住宅の供与期間の延長、帰還支援などを進めます。
- 孤児に対する公的支援は、財政措置は当然ながら、地方公共団体、里親、支援施設に任せきりにせず、家庭内、学校での状況の把握、サポートについて、国が責任をもって支援します。
- 復興工事、まちづくりの遅れに合わせ、グループ補助金の拡充・延長に努めます。
- 防災集団移転促進事業等に伴い虫食い状態となって点在する被災跡地、あるいは市町村が買い取りを進めてまとまった被災跡地を活用したまちづくりが早期になされるよう、取り組みを一層強化します。
- 復興の障害となっている医師の地域偏在の解消など、東北地方の地域医療の課題解決に向けて取り組みます。
- 国として、被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、「東北観光」を重点的に位置付けるとともに、被災地域全体への来訪を促進します。
- 被災県の農林水産業の再生に向けて、根強い風評被害を払拭し、生産から流通・消費に至るまでの総合的な対策を講じ、諸外国が未だに課している輸入規制の撤廃に努めます。
- 世界的にも注目されている国際研究施設を東北につくることにより、関連産業分野の企業立地が促進され、また、中小企業をはじめ、地域の企業が競争力をつけることによって、高い成長力を持った先端科学技術産業の集積が加速化することから、被災地東北発、ものづくり大国・日本の再生に向けた次世代の科学技術・産業の「土台」づくりとするためにILC（国際リニアコライダー）を誘致します。

福島再生

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故処理、廃炉を進めるため、全ての政策手段を投入します。
- 原子力政策を推進してきた国の社会的責任を認め、原子力災害からの復興及び再生を強力に推進します。また、事故原発の安全確保に万全を期すとともに、廃炉の課題に主導的に取り組み、除染の徹底、営業損害を含め、経済被害等に対する速やかな賠償などを通じて、生活の再建・安定化を可能な限り迅速に進めます。さらに、除染土壌や廃棄物の中間貯蔵施設への早期搬入に向けての取り組みを進めます。
- 東京電力福島第一原発の事故原因の解明を徹底的に進め、規制基準等へ反映させます。また、原発事故の対応において、汚染水漏れや停電などの事故が多発していることから、事故対応を強化し、再発防止を徹底します。
- 東京電力福島第一原発の廃炉のみならず、第二原発の廃炉、福島県等の除染、汚染水対策、福島県民の健康管理については、国が責任をもって取り組むよう、強力に求めています。
- 中間貯蔵施設で保管されている除染土壌等について、30年以内に福島県外で最終処分を完了するための取り組みを確実に進めるとともに、使用済核燃料の最終処分に関して国の責任を明確にします。
- 再生可能エネルギーの拡大を追求する「新産業特区」をつくり、製造業や観光業等を通じた経済再生を図ります。
- 福島県産の農林水産物の安全を確保し、その魅力を高め、販路拡大や販売促進等に積極的に取り組みます。また、避難地域等における営農再開についても、将来を見据えた本格的な地域農業の再生に向けた取り組みを加速し、農林水産事業者へのきめ細かな支援を強化します。
- 農産物の風評被害対策のために、あらゆる政策資源を投入し、農林水産業者への支援を加速します。
- 里山再生モデル事業の着実な実施を進め、林業の再生を目指すとともに、除染地域の拡大を支援します。
- 漁業再生の障害となっている風評被害を防止するため、東京電力福島第一原発の廃炉作業に伴う汚染水漏れ事故の防止、食品安全管理と科学的知見の周知の徹底、諸外国が未だに課している輸入制限の撤廃に努めます。
- 2012年7月に定めた「福島復興再生基本方針」に基づき、再生可能エネルギー産業、医療関連産業等の拠点の創出・形成を進め、地域経済を活性化して雇用を拡大します。
- 現時点では、長期にわたる個人の被曝線量の管理が一元的にできない状況にあるため、国の責任で、個々人の被曝線量を一元的に管理できるシステムを構築し、廃炉作業等の従事者の健康不安を解消します。

- 福島県の浜通り地域をロボットやエネルギー、環境、医療機器などに関する新技術と新産業の拠点とし、復興を加速します。
- 産業・雇用創出のために、技術力の高い企業が立地する福島県の強みを活かし、県が進めている産官学連携の航空宇宙産業集積事業の後押しをします。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。また、健康や将来に対する不安を払拭できるよう、子ども・被災者支援法に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。福島再生を担う豊かな人材を育成するため、福島における様々な教育・研究活動への支援を強化します。
- 福島県の子どもがいつでも安心して医療を受けられる環境、子どもを産み育てやすい環境等を整備します。
- 原発事故和解仲介手続き（ADR）における和解案受け入れの推進を図ります。
- 福島復興再生特別措置法に基づく租税特別措置等の適用期限の延長を行います。
- 2019年度で終了する「ふくしま創生総合戦略」期間終了後の取り組み強化のため、福島復興再生特別措置法の充実、改正を行います。

内閣

《災害対策関係》

生命を守る防災力強化

- 阪神淡路大震災から20年以上、東日本大震災からも数年が経過しましたが、この間の政府の災害対策の取り組み状況等を検証しつつ、我が国の法体系を再検討し見直しを行います。熊本地震や頻発する火山災害や水害等も念頭に、災害対策基本法、災害救助法、被災者生活再建支援法などを全面的に見直し、国民の命と暮らしを守る実効性を高めます。併せて、耐震化、地震係数、前震・本震・余震の考え方等についても総括と更新を行い、新たな地震防災対策の戦略策定を行います。
- 災害等への対応を強化するため、各種情報やデータを自治体と早期に共有し、災害対応に活用できるように取り組むとともに、被害が起きてからの対処のみならず、予防的な施策にも積極的に取り組みます。企業や自治体などの事業継続計画の策定支援、帰宅困難者対策などを進めます。
- 大規模災害発災時の被災自治体バックアップ体制を強化します。発災後72時間への対応及び、応急対処レベル向上のため、経験・ノウハウを持つ全国の自治体職員をより早期に被災自治体へ派遣可能とする仕組み等を新設し、被災者の命と暮らしを守る力を強化します。また、大規模災害対応のノウハウを持つ、内閣府・国土交通省・消防庁をはじめとした各府省庁の担当者を現地の自治体に早急に派遣するなど国が責任を持つ仕組みを整備します。
- 災害時に国民の命を守る緊急対応の観点を重視し、避難施設や経路の確保、ラジオ、インターネット、アプリ等を活用した防災情報の周知徹底、防災訓練などのソフト面における対策を徹底的に見直します。また、地方における先駆的な取り組みを広く周知するとともに、その導入支援を積極的に行います。合わせて、地域のコミュニティを活かした地域防災力の強化を進めるため、地域で災害に備えて専門的に取り組む人材を育成し、消防団、防災士、自主防災組織、市民消火隊、女性防災クラブ、災害ボランティア、町内会など様々な住民組織や住民の参加協力を得ながら、地域における避難計画の策定や防災教育と訓練など防災への取り組みを進めるとともに、防災資機材の整備を推進します。
- 事前防災を強化するための支援制度を創設します。噴火等の災害が予想される段階での規制措置に伴う地域経済や生活へのダメージを軽減する「災害予防措置支援制度（仮称）」を新設し、事前防災措置を発動しやすくします。実際に災害が発生した場合に、復旧・復興への後押しを進めやすくします。

災害発生時における生活・復興の支援

- 被災者に寄り添うきめ細かな対策を行うため、指定避難所以外に避難している方々（非指定避難所、車中泊等）の正確な把握や、避難先におけるトイレなどの衛生面、エコノミークラス症候群などの対策等に万全を期します。生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスに対する心のケア対策、乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化などを行います。アプリ、インターネット等を使用した安否確認システムの確立、導入促進と、避難所ごとの連絡手段の確保を図ります。
- 特に、高齢者、病院入院・通院患者、小中学校、幼稚園、保育園、障がい者施設、児童養護施設などの要援護者の方々の避難計画に万全を期すとともに、避難先となる公立小中学校をはじめとした施設のバリアフリー化を推進し、災害が発生した際の長期的で安全な避難先を確保します。また、非指定避難所も含めた福祉避難所等の拡大と整備を一層図るとともに、これら施設について、定員以上の人員を収容している施設への財政支援、福祉人材の派遣元への財政支援等を行います。
- 旅館・ホテルなどの民間施設を借り上げた際の避難期間等の弾力的運用、また、みなし仮設住宅の十分な確保（広域での空き家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保）をより迅速に行います。
- 被災者生活再建支援金については、支給範囲を大規模半壊から半壊にまで拡大し、最高額を300万円から500万円へ引き上げます。
- 中小企業・小規模事業者の事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援、従業員の雇用維持のための雇用調整助成金等の拡充、雇用保険の給付日数延長、雇用対策の実施、観光をはじめとする風評被害に対する対策の強化と行政の指定外の寺社や史跡等の復旧費用補助を検討します。また、農林水産業等支援として、農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施、経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援の実施を行います。
- 経験を有する災害ボランティア団体等と行政、ボランティア団体同士の連携がスムーズとなるシステムを構築し、きめ細かく機能的に連携した被災者支援が可能となる環境を整えます。
- 被災された方や被災地を支援する際の負担を軽減するための税制を創設します。
 - ・「災害損失控除」は、災害による損失控除を、雑損控除とは別に創設します。災害損失控除以外の所得控除等（雑損控除を含む）をまずは適用し、最後に災害損失控除を適用する結果、所得税の負担が軽減されます。控除しきれない金額は雑損控除同様に繰越ができるようにします。
 - ・「ボランティア活動支援税制」は、災害支援ボランティア活動を行うときの交通費等の実費について、自己負担分を税額控除することで活動を支援します。
 - ・「防災設備等導入促進のための設備投資税制」を創設し、設備の耐震化や防火設備の導入を支援します。

《国家公安・拉致問題》

国民の立場に立った警察行政への転換

- 暮らしの安全を守るために警察官定員を増員します。特に、地域生活の安全、保育園・幼稚園・小学校等の子どもの安全を一層高めるため、退職した警察官等がその担い手となる制度を創設します。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れ、安心して安全な日本を世界にアピールしていくためにも、国際連携やテロ対策の強化を推進します。航空保安体制、入管管理規制、テロ目的の資金移動、麻薬取締等の監視を強化します。

犯罪被害者等に対する支援

- 国内犯罪被害者やその家族に対する支援を充実します。また、190回通常国会で成立した、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた国民の遺族及び障害が残った方への弔慰金の支給を行う「国外犯罪被害者弔慰金の支給に関する法律」の周知徹底を図ります。
- 万引きや集団窃盗の被害が相次いでいることから、啓蒙教育の推進や厳罰化、常習犯対策、盗品取引に関する通報の努力規定等を含めた法制化を検討します。

IR（カジノを含む統合型リゾート）への対応

- IR法の審議で明白になった、「賭博の違法性阻却の問題」「カジノ事業者が貸金業者としてカジノ内で融資を可能としている」「IR施設におけるカジノ面積の制限がない」「マネーロンダリング対策が不十分」「カジノ設置周辺の治安対策が不十分」「法律に明記されず省庁で決める政令事項があまりに多い」などの数多くの問題点については解決されておらず、誘致を目指す都道府県・政令市が事業者と整備計画を策定し、国が選定するプロセスには入るべきではありません。

ギャンブル依存症対策

- ギャンブル依存症患者の増加が懸念されています。わが党が提出した「ギャンブル依存症対策基本法案」の留意事項は成立した与党案の付帯決議に盛り込まれました。今後も、当事者であるギャンブル依存症の患者団体や家族の会などと連携し、ギャンブル依存症対策を進めます。

拉致問題解決に全力を尽くす

- 北朝鮮に拉致された被害者及び被害者のご家族の高齢化が進んでいます。主権と人権の重大な侵害である拉致問題について、これまでの関係者が一体となって取り組んできた国際世論への喚起が身を結び、国連人権理事会が拉致問題を「人道に対する罪」に認めました。今後とも国際社会と連携して断固たる措置を実施し、「特定失踪者」も含め全ての拉致被害者の救出に全力をあげます。
- 拉致交渉等を政府拉致対策本部及び警察で行い、外務省も含めたオールジャパンで取り組みます。米国をはじめ、関係各国の協力も得ながら、直接交渉への道筋に向けて、全力で取り組みます。

《新しい公共・NPO》

「新しい公共」の推進と共生社会の実現

- ともに生きる社会＝「共生社会」の実現に向けて、全ての人に居場所と出番があり、支え合いと活気のある社会をつくる「新しい公共」をさらに積極的に進めていきます。「新しい公共」の担い手である、NPOやNGO、地域の協同組合や自治会など多様な活動を応援していきます。担い手と緊密に連携しながら、その経営基盤や運営力、資金力の強化、人材育成・基盤強化のための政策・予算措置に取り組みます。
- 個人やNPO・NGOなど市民団体・企業など多様な主体が、「当事者」として公益活動に参加し、それぞれの特性を活かし、役割と責任を担いながら協働（ネットワーク化と連携）を進め、「共生社会」実現に向けた当事者たちの「協働の場」を広げていく環境を整備します。
- 社会的事業推進のための法人・認定制度や情報公開制度の見直し、ICTなどを活用した公益活動や社会事業の推進、政府・自治体の意思決定プロセスへの参加の促進、大規模災害時の政府・自治体との連携構築などに取り組み、「新しい公共」をさらに広げていきます。
- シェアリングエコノミーやクラウドファンディングなどのイノベーションについては、安全や雇用の安定を前提としつつ後押しし、新しいサービスや社会的起業の発展を促進し、活発な経済活動が展開され、よい循環の中で持続可能な社会を実現します。

NPO法人制度・中間支援組織支援

- 認証期間の短縮やインターネットを活用した情報開示の強化等を内容とする「改正NPO法」の成立を踏まえ、今後も各地域の実情に合った多様なNPOが活躍することができるよう環境整備に向けて取り組みます。
- 「新しい公共」の担い手の中核となる団体は未だに人的・財政的・組織的基盤が弱いことから、その事業推進力が十分ではありません。「新しい公共」をさらに推進するため、地域での活動や組織運営の基盤の強化に資するよう、中間支援組織などに対する国の新たな財政的な支援制度の創設に取り組みます。またこれまで地域で公共を担ってきた協同組合、自治会などについて、活動や組織運営の充実・強化のための施策や支援措置について検討を進めます。

寄附税制の拡充、資金調達と運営支援、官民連携の強化

- 認定NPOや公益法人等に対する寄附税制を維持・拡充します。遺贈・相続財産寄附やフ

ードバンクへの食品寄附といった現物寄附の推進等、寄附文化の醸成につながる税制面での支援措置について改善を図ります。あわせて、特定寄附信託（プランドギビング）において、現金だけでなく土地・建物等も信託対象となるよう制度改正に取り組みます。

- 創業補助金や信用保証制度をはじめ、中小企業が利用できる制度をNPO法人や地域の協同組合など「新しい公共」の担い手への普及・利用拡大を進めるとともに、さらなる拡充へ制度改正の検討を進めます。また、こうした金融制度面の支援により、市民金融（NPOバンク）が機能し、新しい公共の担い手が資金を得やすくするよう、制度改正に取り組みます。公共調達等における取り扱い、就労・起業、空き家等の遊休資産活用などにおける支援を進め、地域社会の課題解決と雇用創出を図ります。「難病の子どもの資金支援法」（仮称）を制定し「〇〇ちゃんを救え」等の資金を提供した人に対して認定NPO並みの税の減免措置を検討します。
- 「休眠預金活用法案」を成立させ、毎年700億円ともいわれる休眠預金を民間の公益活動のために活用される制度を2019年に実現しました。制度を通じて、未来のための投資として、子ども・若者支援、生活困窮者支援、地域活性化に対する支援をはじめ、再生可能エネルギー事業者、子育て事業者、社会的起業や、新しい公共の担い手の育成などに資する活用を可能にします。指定活用団体に決まった日本民間公益活動連携機構（JANPIA）並びに資金分配団体が、公正性と透明性をもって、成果主義のみに拘泥することなく、地域のニーズに合った資金分配を行うよう注視していきます。あわせて地域の受け皿として課題解決と資金循環を促進する役割を担うコミュニティ財団の育成と、NPO法人等の信頼性・透明性向上に向けた取り組みを進めます。
- 成果評価に基づき歳出削減があった分を払い戻す「ソーシャル・インパクト・ボンド」による地域課題解決やクラウドファンディング等の手法を用いた「ふるさと投資（地域活性化小口投資）」による地域のソーシャルビジネス支援等、官民の連携により民間の資金を「新しい公共」の担い手につなげる制度を進め、社会的投資の基盤整備を進めます。
- 弁護士や税理士などの専門家による「プロボノ」*を促進するとともに、NPOなど「新しい公共」の担い手と、国・地方自治体職員との人的交流を拡大することにより、担い手支援を進めます。

*「プロボノ」とは、弁護士、会計士、デザイン、IT系など、専門家が自分の専門知識やスキルを活かしておこなう社会貢献活動のこと。

民間公益活動

- 民間公益活動を活性化させるため、所轄庁の体制が地域によって差があることを是正することをはじめ、公益認定基準の見直し、公益法人の会計基準の見直し、公益信託制度の抜本改革、誰でもアクセス可能な情報公開制度の構築などにより、民間の公益事業の自立的発展を後押しします。

ソーシャルビジネス（社会的起業）・コミュニティビジネスの推進

- 女性や若者、高齢者、障がい者の雇用・起業の場としても期待されているソーシャルビジネスやコミュニティビジネスをさらに推進し、地域での社会課題解決と雇用創出を図ります。ソーシャルビジネス等について、政府・自治体の調達等での優遇や就労・起業支援施策の拡充、空き家等の遊休資産活用促進、「社会的投資促進税制」の検討、国民へのPRなどの支援に取り組みます。

大規模災害時における官民連携とボランティア活動支援

- 大規模災害において、NPOをはじめとする災害ボランティアの役割は重要度を増すとともに期待が高まっています。各地で大規模災害が発生した際にも、官民連携した支援活動が展開されてきました。しかし、官民連携による支援活動の際の協議の場は制度上位置付けられておらず、災害のたびに関係機関に呼びかけ、調整が行われているのが現状です。今後、災害時から復興時にかけてスムーズな連携が取れるよう、その協議の場への国・自治体の参加や位置付けを明確化するなど、平時から官民連携の支援に向けた環境整備を進めます。あわせて、大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う認定NPO法人・公益法人等への指定寄附金が速やかに適用されるよう、その制度化に取り組みます。
- 被災地支援のボランティア活動を促進するため、自己負担分について税額控除を可能にします。

ワーカーズコープ法の制定

- 労働者協同組合（ワーカーズコープ）を「新しい公共」の重要な担い手の一つとして位置付け、組合員が協同で出資し、協同で経営し、働く意志のある者による就労機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、働く意志のある者がその有する能力を有効に発揮できる社会の実現に資することを目的とする、労働者協同組合法（ワーカーズコープ法）の法制化実現に取り組みます。

オープンガバメント（開かれた公共）

- 行政が独占してきた公共政策にかかわる情報を活用しやすい形で公開することにより、行政の透明性と信頼性を向上させます。情報通信技術を活用した効率的な情報共有やコラボレーションを通じ、市民・企業など多様な主体が政策決定プロセスに参画して、ともに公共を担うオープンガバメント（開かれた公共）への転換を進めます。「新しい公共」の担い手が、行政とともにビッグデータやクラウド、ソーシャルメディアなどを活用して新た

な社会的事業や公的サービスを創出・充実させることにより、地域における公共を強くしなやかなものへと発展させます。

- 2030年代に原発ゼロ社会を目指すとした旧民主党政権の決定に関し、国民が学習や討議を通じて課題について熟慮し、その結果を把握する新しい手法である「討論型世論調査」が大きな役割を果たしました。この方式はこれまで世界中で多くの実績を積み重ねてきたものですが、政府の政策決定過程の一部に位置付けられたのは世界で初めてでした。日本政府の将来の選択として重要なだけでなく、国民一人ひとりにとっても、大事な課題について討論型世論調査を積極的に行えるように環境整備を進めます。
- 行政の審議会は利益代表的な性格が強く、年齢、男女比に偏りがあります。若者、女性、障がい者等、多様な当事者の参加により、広く意見が反映されるよう、審議会等の委員構成の見直しを図ります。

《海洋》

海洋・離島政策の推進

- 世界第6位の海洋面積を誇る海洋大国として、EEZに潜在するメタンハイドレート、レアメタルなどの海洋資源開発を積極的に進めるほか、洋上風力発電やCO₂海底貯留（CCS）の事業を加速します。
- 世界全体の17%の船腹量を占め、海事クラスターの中核として我が国の発展に大きく寄与している日本商船隊を支援し、世界の海運の公共インフラとしての航路開発に積極的に貢献する観点から、砕氷船及び人工衛星を用いた北極海航路の気象・海象の観測強化、海図（チャート）作成に取り組むとともに、巨大船の夜間航行の解禁など、国内航路の利用拡大に必要な措置を講じます。
- 「有人国境離島地域保全特別措置法」に基づき、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全を進めます。

《 I T 》

行政の I C T 化推進

- 行政の I C T 化を強かに推進するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、マイナンバー制度を積極的に利活用することにより、徹底した行政のスリム化とコスト削減を図ります。
- 行政手続きを原則として電子申請に統一し、手続きをネットで完結できるようにし、行政手続きにおける添付書類の削減、または廃止を可能にする「デジタルファースト法」を制定しました。I T 技術等の進展にも留意しつつ、国民の利便性向上と行政の効率化に向けて、政府全体で取り組んでいきます。
- マイナンバーカードについては、国民が利便性を実感でき、情報漏洩に心配ない普及方法を検討します。

サイバー世界の安全

- サイバー犯罪・テロなどへの対処並びに、マイナンバーをはじめとする様々な分野における個人情報の漏えいを防ぐため、法律等の整備を進めます。内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）の権限拡大・強化により、地方自治体のネットワークや重要インフラ施設（原子力発電所等）の直接監視、外国に対する窓口の一本化、総合的かつ体系的な研究・分析体制の整備、警察はじめ関係機関の連携など、実効的な対処態勢の確立を図ります。
- サイバー上の活動の多様化・複雑化に伴い、国際連携の強化とともに、実効的なセキュリティの確保に向け、アクティブ・ディフェンスを可能にする法制度の整備を検討します。
- 政府の各情報会議（インテリジェンス・コミュニティ）に属する者の共通の教育・訓練を実施するとともに、安定した人材確保のため、通常の人事異動に拘束されない柔軟なキャリアパスを策定し、機密情報の漏洩防止機能の強化を図ります。

I T 政策の推進に向けた環境整備と人材育成

- 政府全体の I T 政策を技術的観点から推進する政府 C T O（Chief Technology Officer）を設置するとともに、各府省においても C T O を設置し、データ利活用の推進や、情報システムの互換性の確保とコストダウンを図ります。
- 小学校からプログラミング教育を実施するとともに、高校の科目「情報」で大学受験をできるようにするなど、I T 人材の育成に向けた取り組みを進めます。

I T 技術を利用した新産業分野への対応

- 科学研究費補助金（研究費）をさらに増やし、ITやIoT分野（特に、ソフトウェア、サイバーセキュリティ等）の予算を重点的に拡充します。また、交通事故の削減、高齢者等の移動の支援や渋滞の解消などに資する自動運転の実現に向けて、特定条件下における完全自動運転（レベル4）について、可能な限り早期に実現します。
- 新たな成長産業として期待され、社会変革にもつながる「シェアリングエコノミー」を推進するため、自主規制や業界のガイドライン作成を支援するとともに、既存産業との整合性を図りつつ、技術の進歩に応じた規制制度となるよう柔軟に対応を進めます。
- フィンテックベンチャーが求める規制緩和（中間的業者の扱い・国内発行残高の半額の供託金）やオープンAPIについては早急に結論を出すとともに、スタートアップ支援（税制優遇、補助金等）の拡充を目指します。
- プラットフォーム型ビジネスに伴う、取引条件の不透明・不公正、データ寡占、個人情報漏洩、プラットフォーム上での違法・不適切な行為等の問題に対応するルール整備を早急に進めます。

《宇宙》

宇宙の開発利用推進

- 新型基幹ロケット「H3」や先進光学・先進レーダ衛星の開発など、世界トップクラスの宇宙開発能力を維持・強化するための先端的な研究開発を推進するとともに、「はやぶさ2」による小惑星探査を通じた生命起源の探求といった宇宙科学・探査を戦略的に推進します。
- 宇宙産業の基盤技術の維持・発展に向けて、政府系宇宙インフラ（安全安心、気象、測位、リモートセンシング等）の維持、定期的更新とさらなる拡充を図ります。
- 宇宙関連の政府研究開発を充実するとともに、目標とする市場毎の特性に応じた戦略的な資源配分と実証を実行します。
- 宇宙システム及びサイバースystemが、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう宇宙開発利用を推進します。具体的には、宇宙関係の装備・技術について、欧米等との研究開発及びミッション機材の相乗り（ホステッド・ペイロード）等の協力関係を強化します。
- 宇宙活動法（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律）及び衛星リモセン法（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律）の施行を踏まえ、ベンチャー企業をはじめとした民間事業者の宇宙ビジネスへの参入を促進します。
- 準天頂衛星システムが、2018年に4機体制となり、2023年を目処に7機体制を目指していることを踏まえ、高精度衛星測位データ及び衛星リモートセンシングデータを用いた農機や建機の自動走行等による生産性革命を推進します。

《行政改革・行政刷新》

財政健全化

- 誰もが、税金を何に使ったかを確認、チェックできる仕組みを強化します。旧民主党政権では「行政事業レビュー」を導入し、国が行う5,000を超える全事業を統一シートで公表してきました。法定化により着実な実効性を確保するとともに、外部性と公開性、使いやすさ、用途の総覧性をさらに高め、予算編成過程、基金事業など用途の透明化を強化します。
- 異次元金融緩和の前提であった「持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」という政府・日本銀行の共同声明の内容は実質的に反故にされ、事実上の財政ファイナンスにより財政危機、金融危機のマグマは溜まり続ける一方です。
- 経済・財政・金融・予算に係る新たな枠組みについて法律を制定します。
- プライマリーバランスの黒字化をはじめとする財政の健全化を目指します。
- ICT、ビッグデータ等を活用し、予算の執行状況をリアルタイムで把握できる環境に変え、税金の使いみちの透明化と検索一覧性を向上させます。
- 予算にかかわる職員の責任強化などを規定する「予算執行職員責任法改正案」、会計検査院の実地検査事項の検査報告書への記載義務付けなどを規定する「会計検査院法改正案」の成立を図ります。

国民の知る権利の保障

- 国民の財産であり、国の根幹をささえるはずの「公文書」などについて、改ざんや破棄、公表の拒否を防ぐため、「公文書改ざん防止法案」「情報公開法改正法案」「隠ぺい情報提出促進法案」や「特定秘密保護法等の改正案」等を成立させ、国民の知る権利を保障します。
- 「公文書改ざん防止法案」により、行政文書の指定範囲を拡大し、保存期間の上限を最長30年に設定することにより、行政文書の作成・保存・移管・廃棄が恣意的に行われないようにします。
- 情報公開法を改正し、行政機関の長に、自発的に分かりやすい情報提供を義務付けるとともに、不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大します。不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載することにより、運用の明確化を図ります。また、開示請求手数料を安くするなどし、手続きの簡素化を図ることで、税金の用途や行政情報を透明化します。
- 「隠ぺい情報提出促進法案」により、行政機関の恣意性を排除するため、情報監視審査会に対し、これら秘匿の適否を判断する権限を与えて、適切な情報の提供や、黒塗り部分の開示を促進させます。

- 特定秘密保護法の運用改正の年にあたり、政府の独立公文書管理監がCRO（チーフ・レコード・オフィサー）を兼任して、ますます十分な監視の役割を果たせなくなっている状況に鑑み、特定秘密の監視に関する第三者機関を設置する一方、特定秘密保護のための情報監視審査会が政府に情報提示を求めやすくするような措置を講じると同時に、特定秘密以外の不開示情報の判断を検証する権限を与えます。
- 統計庁を設置し、国が実施している統計を、原則一元化します。「経済財政等将来推計委員会設置法案」等により、「経済財政等将来推計委員会」を国会の下に設置し、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を政府から独立して実施させるとともに、国が行う統計などについてチェックする機能を持たせます。

調達改革・PFI

- 公共事業が増加する中、入札・契約のプロセスや契約内容の透明性・競争性が確保されているかを厳しくチェックします。落札環境の透明性を高め、不断の入札・調達制度改革を進めることでムダを排除し適正化を実現します。
- 随意契約、指名競争入札、いわゆる「一者応札」における情報公開の徹底、請負時の労働条件の適正化を実現する法整備を行います。
- また、国及び地方公共団体が公共施設整備を行う際、まずはPFIでの実施可否を検討する制度の導入に向けた検討を進めます。

国家公務員総人件費・特別会計改革・独立行政法人改革

- 既得権や癒着の構造を断ち切るために、常に行政構造の見直しを続けます。「行政改革実行法」を早期に制定し、国の取り組む行政改革の理念、行革実行体制を確立し、実際に取り組む施策を明確にすることで、国民本位の行政を実現します。
- 独立行政法人等政府機関・基金・官民ファンド・特別会計等を徹底的に見直し、スリム化・透明化を進めます。
- 内閣による機動的な組織再編、予算の企画立案機能の強化などを実行する等、既得権益を排し、「官権政治」から「民権政治」へ転換する仕組みを導入します。
- 担当事務事業の予算を適正に削減した公務員が評価される仕組みを導入します。
- 労働基本権を回復して、労働条件を交渉で決める仕組みを構築するとともに、職員団体等との協議と合意を前提としつつ、国家公務員総人件費2割を目標に、その削減を目指します。

《公務員制度改革》

公務員制度改革

- 労働基本権を回復して、労働条件を交渉で決める仕組みを構築するとともに、職員団体等との協議と合意を前提としつつ、国家公務員総人件費2割を目標に、その削減を目指します。
- 公務員のワークライフバランスを推進するため、超過勤務縮減の徹底、業務の効率化や職場環境の改善等働き方改革の具体化に向けた取り組みの実施、テレワークの推進強化等を行います。特に、子育て、介護等を行っている者については配慮するようにします。

男女共同参画

真の男女共同参画社会の実現

- 女性も男性もライフスタイルや境遇にかかわらず、社会の一員として能力を発揮できる社会をつくりまします。
- チャレンジする女性を応援します。女性の人生の様々な場面での選択を広げ、家庭で、職場で、社会で女性の力が発揮されるよう、より一層の男女共同参画社会の実現を図ります。
- 女性に対するあらゆる形態の差別や経済的な不利益を解消し、社会における女性の立場の向上を図ります。女性の価値観や経験などを十分に反映させ、活力ある社会の実現につなげまします。
- 過去の経験や習慣、周囲の環境などから身につく「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）」が、女性の可能性を閉ざしています。男女共同参画社会への理解を高めるとともに、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促し、性別役割分担意識を固定させないため、ジェンダー平等教育やダイバーシティ研修を推進します。
- 2030年までの完全なジェンダー平等「203050」達成を目指し、全ての女性と女子のエンパワーメントを図ります。

多様な価値観と人権の尊重

- 結婚によって姓の変更を求められることが、本人の尊厳を傷つけ、キャリア形成の妨げとなることがあります。また、行政や企業に膨大な事務コストを発生させています。女性の社会進出を進め、さらに女性の能力をさらに社会に活かしていくため、夫婦の選択により別姓を法律上可能とする「選択的夫婦別姓法案」の成立に全力を尽くします。
- 社会の構造変化に対応し、男女共同参画社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税・社会保障制度の実現に取り組みまします。
- 年金の第3号被保険者の見直しを検討するとともに、共稼ぎ世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含めて、控除全体の見直しを行います。
- 女性の人権と平等を確保するため、個人通報制度や調査制度を有する「女子差別撤廃条約選択議定書」を早期に批准します。
- 出生届から「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載する欄を削除するなど戸籍法の改正を行い、婚外子差別を是正します。
- 「無戸籍児」問題の解決に向け、民法772条の嫡出推定規定等を改正します。離婚による婚姻の解消の場合、離婚に先行して事実上の離婚状態にある期間が存在することが

社会通念上一般的と考えられることから、こうした事実関係をもとに、一定の条件のもとで推定排除を認める規定を民法、戸籍法に追加します。

- 生殖医療の現状を踏まえた法整備の検討、出生届の様式変更など婚外子差別の全面撤廃、子どもの出自を知る権利の明定を進めていきます。
- 「LGBT差別解消法」を制定します。性的指向・性自認（SOGI）による差別や偏見、ハラスメントをなくすよう、支援団体とも協力して取り組みます。世界の25ヶ国で同性婚が認められており、G7で同性間のパートナーシップを保障する法律がないのは日本だけです。パートナーシップ制度の拡充・法制化の検討や、戸籍変更要件の緩和など、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題の解消に向けた法整備を進めます。

政治分野における男女共同参画

- 国民民主党が主導して成立させた「政治分野の男女共同参画推進法」を厳正に運用し、取り組みの実態調査及び情報収集、必要な啓発活動、環境の整備、人材の育成等、必要な施策を策定・実施し、男女の候補者数を「できる限り均等」にするという目標を達成するよう努めます。
- 女性候補者比率30%目標の達成を目指します。国政選挙のクォータ制（割り当て制）を法制化し、政治分野の男女不均衡の是正を先導します。国民民主党の取り組み状況・実績の「見える化」を一層進めます。
- 女性が立候補を決意するには、経済的、社会的、心理的な多くの障壁が存在し、中でも社会に根強く残る性別役割分担意識が女性の立候補の大きな妨げとなっています。本人が決意しても、家族や親族の強い反対で断念に追い込まれることも少なくありません。議員になっても、家事・育児等との両立が困難、同僚議員等からのハラスメントなどで、議員を続けることを諦める「2期目の壁」も存在します。女性の立候補を後押しする施策を展開するとともに、女性が議員活動を続けていくための環境整備に取り組みます。

職業生活における男女共同参画

- 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする「202030」目標の達成と、女性の職場における活躍を推進するため、管理職・役員における女性の登用について具体的な目標を設定するなど、実効性のある推進計画を策定します。
- 2018年の調査においても女性の平均給与額は男性の73.3%であり、賃金格差は開いたままです。男女間賃金格差と女性労働者の非正規比率などについて、企業等が把握し目標を設定するよう義務付けます。同じ価値の仕事をするれば同じ賃金が支払われるよう、「同一価値労働同一賃金」を法定化します。

- 公務職場においても、非正規職員（臨時・非常勤職員）の7割を女性が占めており、官製ワーキングプア問題は看過できません。処遇改善、雇用の継続を確保するため、労働契約法及びパートタイム労働法の趣旨が適用されるよう、必要な法整備を図ります。
- 男女共同参画の観点から、事業場等における付帯設備の普及やそれに関する啓発に取り組みます。
- DVやストーカー、性暴力被害者が就業を継続できるよう、加害者の接近や個人情報開示を防ぐ等の支援策を検討します。
- 就職・採用活動において、採用する側という優位な立場を悪用したハラスメントが深刻化しています。ハラスメントをなくす取り組みを進めるとともに、女性の身だしなみやマナーを理由に、就職活動や職場でヒール靴の着用を強制する社会慣行を改めるよう、呼びかけていきます。

* 厚生労働セクションの下記の2項目も参照

- <子育て>

子育てと仕事との両立

- <働き方>

女性の雇用

防災・災害対応における男女共同参画

- 防災計画等の策定に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた母親、外国人等、災害時に困難を抱える状況にある当事者の声が反映されるよう、意思決定の場への女性の参画を進めます。
- 女性の防災リーダー育成を進め、避難所・仮設住宅の運営に女性が参画し、責任者としての役割を担うことができるようにします。女性や性的指向・性自認で困難を抱える人のニーズ把握や相談に応じる体制の整備、知識・経験を有するNPO等との連携など、災害対応における男女共同参画を推進します。
- 常温で長期間の保存が可能な乳児用液体ミルクは、そのまま飲むことができ、授乳時の調乳の手間も省けることから、乳児用粉ミルクに比べて、授乳者の負担軽減や安全面で利点があり、災害時の備えにも活用可能です。乳児用液体ミルクの普及を進めます。

医療・研究現場における男女共同参画

- 医学部入試において女性差別が行われていたことが明らかになりました。女性医師が圧倒的に少ない現状に鑑みても、女性差別的慣行があったならば是正し、再発防止措置を徹底します。女性医療従事者の就業継続・再就業支援、就労環境整備等を強化します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるよう、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。
- 雇用形態・給与等の処遇や研究資金等、女性研究者の研究環境について男女共同参画の観点から点検し、見直しを促します。研究活動と子育ての両立を実現する体制整備を進

めます。

- 教育・研究現場でのアカデミックハラスメントなどハラスメント対策を推進し、意識、慣行の見直しを促進します。
- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援、リカレント教育（学び直し）の支援など、家庭の様々な事情に沿った施策を行います。

農林水産業・自営業・起業における男女共同参画

- 農山漁村や自営業における女性の産休・育休、所得保障、社会保険料免除について、実態把握・調査研究を実施し、改善策の導入を目指します。
- 社会的起業・小規模企業等へのマイクロクレジット・金融支援、第二創業など、中小・小規模企業の女性経営者を支援します。

男女共同参画に関する調査・分析の推進

- 「女性の貧困」の正確な実態把握を行うための調査・統計を整備します。
- 障がいがあること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることや性的指向や性自認を理由として、複合的に困難な状況に置かれている場合について、きめ細かな実態把握を行い、施策に反映させます。
- 家事・育児・介護など、無償労働の負担の男女間の極端な偏りを是正し、公平に分担することは、人が人らしく生活できる男女共同参画社会の大前提です。無償労働の把握、分析及び経済的・社会的評価のための調査・研究を推進し、無償労働を公正に認識、評価し、男女がともに担う社会の実現に取り組みます。
- 男女共同参画に影響のある政府の施策については、ジェンダー統計の整備を推進するとともに、世論の動向を把握します。各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すようにします。

男性の家庭生活参画を推進

- 男性を含め一定期間の育児休業の付与を事業主に義務化します。男女ともに育休中の賃金補償を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。また、育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。
- 育児休業や短時間勤務の取得を性別や雇用形態にかかわらず促進するため、育休の一定期間を父親に割り当てる「パパクオータ制」導入を推進します。
- 長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行を変革し、働く一人ひとりのワーク・ライフ・インテグレーション（仕事と生活の統合）を実現します。

- 父母が互いに支えあうコペアレンティング（夫婦協働育児）と、子育てシェア等の推進により、「3歳児神話」*から脱却します。
- 介護離職を防ぐため、介護休業期間の延長や、介護休暇を時間単位で取得できるようにするなど、制度の見直しを行います。
- *3歳までは母親が子育てに専念すべきという考え方。

「おひとりさま」老後の安心

- ひとり暮らしのお年寄りや老夫婦などが、気の合った仲間と助け合いながら共同生活をするグループリビングやシェアハウス、子育て世帯・ひとり暮らし・大人だけの世帯がともに暮らすコレクティブハウス等を支援します。
- 保証人制度の見直しや家賃補助など、借家住まいの単身高齢者支援に取り組みます。
- 地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりと一体となって高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の中間的な施設の拡大を図り、安全・安心な高齢者居住を実現します。リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図ります。
- 身寄りのない単身者の入院時の身元保証や生活支援、死後の手続き、共同墓地を含む埋葬地の確保、デジタル遺品の処理、残されるペットの問題など、終活にともなう制度上の不備を解消します。

孤独に寄り添う

- 多くの人が悩み、苦しんでいる「孤独」の問題に向き合います。「孤独」とは、ひとり暮らしや未婚であるなど、物理的にひとりであることを指すではありません。学校や職場、家庭、病院等で孤独を感じる方々を支援します。
- 孤独は心身に大きなストレスを与え、喫煙や肥満より健康に悪影響を及ぼすという調査もあります。また、孤独による経済的・社会的な損失は大きく、現代の「社会問題」と捉えて対策を講じます。
- イギリスでは孤独問題担当大臣が設けられ、フランスでも高齢者の孤立問題を担当する大臣が置かれるなど、孤独への取り組みが始まっています。わが国にも、孤独対策の担当大臣を設置します。
- 相談ダイヤル「よりそいホットライン」の大幅拡充だけでなく、SNS カウンセリング、ソーシャルワーカーによる対面相談、社会とのつながりを持てるようにするための居場所づくりなど、個々の課題解決のためのサポート体制を強化します。また、ソーシャルワーカーの養成を推進することや民生委員・児童委員の経済的負担を軽減することなどにより、地域で相談や支援活動を行う人材を確保します。

#Me Too 性暴力被害者支援

- 被害者の心身に多大な苦痛を与え、人格や尊厳を著しく侵害する性暴力被害の特性に鑑み、ワンストップ支援センターの整備促進、支援員育成、財政支援を行い、警察への届けの有無に関係なく、適切かつ十分な被害者支援を行うことができるよう、「性暴力被害者支援法」を制定します。
- 性犯罪を巡る裁判で無罪判決が相次ぎ、被害者が激しく抵抗し、それを抑え込む暴行・脅迫がなければ被告の故意は認められにくい刑事司法の現実が明らかになりました。被害者が驚きや恐怖で凍り付き、抵抗できない例は珍しくありません。暴行・脅迫、心身喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するよう刑法の性犯罪規定見直しを検討します。また、2017年刑法改正時に「心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと」とした附帯決議の着実な履行を求めます。
- 刑法性犯罪規定の見直しに際しては、障害に乗じた性犯罪に対する処罰規定、地位や関係性を利用した性行為に対する処罰規定の創設、監護者等性交等罪の適用範囲拡大、性交同意年齢の引き上げなど、被害当事者や支援団体の声を踏まえた改正を実現します。
- 刑法性犯罪規定の見直しに際しては、障害に乗じた性犯罪に対する処罰規定、地位や関係性を利用した性行為に対する処罰規定の創設、監護者等性交等罪の適用範囲拡大、性交同意年齢の引き上げなど、被害当事者や支援団体の声を踏まえた改正を実現します。
- 刑事裁判手続において、被害者のプライバシーを擁護し、二次被害を防ぐため、被害者の同意をめぐって、犯罪事実と無関係の被害者の過去の性遍歴等を証拠として提示することを原則として禁止する「レイプシールド法」を導入します。
- いわゆる「デートレイプドラッグ」を悪用した性犯罪が急増しています。啓発を進め、被害を防止するとともに、被害者支援に取り組みます。
- アフターピル（緊急避妊薬）を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。
- 10代の望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢にふさわしい性教育を行います。
- 性暴力・性虐待被害者や若年妊娠等について、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。
- 障がい児・者に対する性暴力の実態を把握するため、調査研究を行います。

性ビジネスへの対策強化

- アダルトビデオ（AV）出演強要やJKビジネス被害を防止し、被害者救済や支援、加害者取り締まりを強化するとともに、必要な改善策を講じます。
- 人身取引、児童買春は重大な犯罪です。我が国における人身取引被害者の多くは、売春

等による性的搾取を受けています。人身取引根絶に向けた対策を強化します。

- メディアにおける性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響について調査を進め、対応策を検討します。「女性の性を商品化する風潮」を変える取り組みを進めます。
- 性風俗産業従事者に対する差別を是正するため、法制度上の不備を見直し、権利を守ります。

あらゆる暴力の根絶

- 配偶者や交際相手からの暴力（DV）、ストーカーなど、被害者の置かれた立場に応じた幅広い取り組みを進めます。DVが繰り返される家庭の3割で、子どもたちへの暴力、虐待が行われているとのデータもあり、児童虐待とDVは密接につながっています。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化を図ります。
- 被害の未然防止、被害者救済には加害者対策が必須です。加害者のカウンセリング・治療、調査分析、加害者更生に取り組む団体への支援、人材育成などについて、法整備を検討します。
- SNSを活用した、誰もが相談しやすい窓口の整備を早急に進めます。

困難を抱える女性への包括的な支援

- DVや性犯罪被害、家族破綻、貧困、障害、社会的孤立など、様々な困難を抱えた若年女性が増えているにもかかわらず、法律の狭間にあって適切な支援を受けにくい状況が指摘されています。人生のそれぞれの段階で適切な支援が受けられるよう、包括的な体制を構築します。
- 現在の婦人保護事業は、売春防止法を根拠としており、制度と実態がかい離しています。女性の自立や社会復帰への支援など、新たな法整備を検討します。

リプロダクティブヘルス／ライツの確立

- 女性が、子どもを産む・産まない、性的指向・性自認（SOGI）等にかかわらず、また人生の段階に応じて、健康保持・向上のために必要な支援を受けられるよう施策を拡充します。
- リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康・権利）を守るための施策の拡充を図り、女性が自己決定権に基づいて、心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう総合的に支援します。
- 不妊治療時に、仕事と治療が両立できる環境整備を図ります。
- 2019年の通常国会で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不

能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、真摯に反省し、心から深くおわびするとともに、国が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給します。

性差に着目した医療の充実

- 女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目しつつ、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。女性の健康、性差医療等に係る調査研究・統計を行うとともに、その成果等について、教育・研修及び普及・啓発を推進します。
- 適切な性・生殖に関する情報の提供を進めるため、若い世代の男性（泌尿器科）、女性（婦人科）の検診の普及促進を図ります。
- 女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」は若年化が進み、20～40歳代で発症するケースが急増しています。若い女性への普及啓発を一層進めるとともに、患者が治療と仕事や子育てを両立できるよう支援します。
- 男性は、女性に比べ肥満者の割合が高く、喫煙飲酒者の割合も高い統計があり、精神面でも孤立しやすく、自殺者数を見ても男性が多くなっているなど、男性に固有の病気、傾向に着目し、生涯を通じた健康保持策を推進します。
- 更年期障害の軽減、成年期、高齢期における健康づくりを支援します。

男女共同参画に関わる条約の批准

- 国内法を整備し、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（ILO第111号条約）、「パートタイム労働に関する条約」（ILO第175号条約）、「母性保護条約（改正）に関する改正条約」（ILO第183号条約）、「家事労働者のためのディーセントワークに関する条約」（ILO第189号条約）を早期に批准します。
- 女性差別撤廃条約選択議定書を批准します。

ハラスメントの禁止

- あらゆるハラスメントを禁止し、ハラスメントをなくす取り組みを進めます。
- ILO「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約批准に向けて、国内の環境整備に取り組みます。

消費者・食品安全

消費者の権利の確保

- 「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場から、「消費者の権利の保障」を第一に、消費者行政強化と消費者保護に取り組みます。消費者庁及び消費者委員会が消費者基本法の基本理念を踏まえ、供給サイドではなく消費者の立場から消費者行政にあたるよう、チェック機能をしっかり果たしていきます。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センター地方移転の白紙撤回

- 消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転は、消費者庁における消費者行政の司令塔機能をはじめ、それぞれが果たすべき役割や機能及び専門的人材の維持・確保に支障をきたすことが想定され、消費者行政並びに消費者保護のさらなる推進・強化に逆行するものであることから、地方移転の対象から外すとともに、検討・試行を中止し、白紙撤回すべきと考えます。

消費者行政の強化

- どこに住んでいても消費生活相談が受けられるよう、消費生活センターの全自治体への設置を推進します。地方消費者行政を継続的に下支えする財源を確保し、消費者行政担当者や消費生活相談員に対する研修体制の構築、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善による人材確保等に取り組み、地方消費者行政の強化、消費生活相談機能の充実・強化を図ります。
- 消費者団体訴訟制度の実効性の確保と持続的活用に向けて、消費者裁判手続特例法の円滑な施行と運用、同制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体等への財政面・情報面等の必要な支援、その空白地域の解消に取り組みます。
- 消費者の生命・身体に被害をもたらす事故の原因究明を図り、被害の発生・拡大の防止を進めるため、消費者安全調査委員会の体制を人員・財政面で強化します。
- 消費者教育推進法に基づく、消費者の権利である消費者教育を、学校、職場、地域などにおいて、関係省庁の連携や多様な主体の参加により幅広く推進します。

消費者保護の推進

- 不招請勧誘対策やインターネット取引等における虚偽・誇大広告対策といった、特定商取引法や消費者契約法改正の際に先送りとなった論点については、消費者委員会専門調査会における議論を踏まえ、引き続き消費者被害の発生・拡大の防止及び救済に向けて必要な

法整備を進めます。

- 悪徳商法・特殊詐欺等による、特に高齢者や障がい者等に対する消費者被害を防止するため、地域における見守り活動の推進、消費者ホットラインの周知と利便性の向上、多様な媒体を通じた広報活動の充実・強化に取り組みます。あわせて、その担い手である消費者団体における専門人材の育成や財政面・情報面等の支援を進めます。
- 多重債務問題を抜本的に解決するため、ヤミ金融業者など悪質業者に対する取り締まりの徹底やセーフティネット貸付の拡充により、消費者被害を未然に防ぎます。

食品の安全・安心の確保

- 安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、原料原産地表示の対象を原則として全ての加工食品に拡大するとともに、食品トレーサビリティの促進、食品添加物、遺伝子組み換え食品表示やアレルギー表示、販売の多様化にあわせた表示内容といった、消費者目線の食品表示制度の実現へ見直しを進めます。
- 輸入食品が量・件数ともに増加しているのに対し、検査率は低下しています。輸入食品の監視体制を強化し、違反・違法食品の流通を防止するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するとともに、トレーサビリティ制度の確立に向けて、米国の食品安全強化法など国際的動向を参考に必要な法整備に取り組みます。
- 廃棄食品の横流し・再販売事件の再発防止に向けて、消費者庁と厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係省庁の連携と廃棄物処理法並びに食品リサイクル法に基づく監視・チェック機能の強化により実効性のある、製造・流通・廃棄まで一貫したトレーサビリティと監視体制の整備に取り組みます。
- 我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されていることから、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。
- 食品ロスの削減に向け、消費者や事業者に対する普及・啓発、サプライチェーン全体の連携やフードバンク等の取り組みを支援します。
- 特定保健用食品や機能性表示食品をはじめとする、いわゆる「健康食品」については、消費者による商品の有効性や安全性についての誤認や過信が起こらないよう、科学的根拠に基づく情報公開、表示・広告の適正化等について、消費者委員会専門調査会の議論を踏まえ、制度全体の一体的な見直しを進めます。あわせて、不適切な表示の取り締まりを一層強化します。

電力小売自由化への対応

- 電気小売り事業が全面自由化されましたが、電源構成や環境影響に関する情報開示については義務化されていません。電源構成等について十分な情報提供がなされなければ、消費者の知る権利・選択の権利が阻害されることになり、市場に歪みが生じます。消費者の選

択に資するため、全ての電気について、電源構成等の情報開示の義務化を進めます。

公益通報者保護制度の見直し

- 現行の公益通報者保護制度は、通報対象事実の制限や通報者の範囲が狭く、保護要件が厳しいなどの理由から、公益通報が抑制され、公益通報者が不利益な取扱いを受ける事案が生じています。消費者保護に必要な情報が活かされ、違法行為の是正・抑止に実効性あるものとなるよう、法改正をはじめ、制度の見直しを進めます。

法務

人権尊重

- 無実の人が罪を負わされる「えん罪」をなくすため、「取調べの録音録画（可視化）制度」の対象事件（今の法律では全事件のわずか3%程度）をさらに拡大します。同時に、公正な事後検証が裁判所などでできるよう、取り調べについて、最初から最後まで録音録画を実現します。
- 現在の再審請求手続きは大変複雑で、再審を受けるための壁となっています。この再審請求手続きを見直して再審への門戸を開き、真にえん罪のない社会を目指します。
- 死刑再審無罪者に国民年金の給付等を行うための国民年金の特例を設ける法改正の実現や、成年被後見人の選挙権回復等のための公選法改正案の成立といった人権回復の法改正を行ってきました。今後もさらなる人権の尊重と回復に向けた制度の改正を目指します。

差別解消

- 一人ひとりの基本的人権をさらに尊重する社会、多様な個性や価値観が認められる人権尊重社会を実現するために、人権を守る「人権委員会」を設置する法律をつくります。
- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度というものがあります。これを定めている関係条約の選択議定書を日本が批准することを目指します。
- 女性差別撤廃条約選択議定書を批准します。
- レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーをはじめとする「性的少数者」などが差別を受けない社会をつくるため、性的指向や性自認（SOGI）で差別させないための施策を盛り込んだ「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（通称：LGBT差別解消法案）を国会に提出しました、本法案成立に向けて取り組んでいきます。性的指向・性自認（SOGI）による差別や偏見、ハラスメントをなくすよう、支援団体とも協力して取り組みます。
- 世界の25ヶ国で同性婚が認められており、G7で同性間のパートナーシップを保障する法律がないのは日本だけです。パートナーシップ制度の拡充・法制化の検討や、戸籍変更要件の緩和など、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題の解消に向けた法整備を進めます。
- 嫡出でない子（結婚していない男女間に生まれた子）の権利の保護を図ることを目的として、出生届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を記載する欄を削除する戸籍法改正を目指します。
- 2016年の190回通常国会で法律が作られた「ヘイトスピーチ対策」への取り組みを拡大し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見すえ、人種・民族・出

身などを理由とした差別を禁止する法律の制定など国際人権基準に基づき、差別撤廃に向けた取り組みを加速します。

刑法の性犯罪規定見直し

- 性犯罪を巡る裁判で無罪判決が相次ぎ、被害者が激しく抵抗し、それを抑え込む暴行・脅迫がなければ被告の故意は認められにくい刑事司法の現実が明らかになりました。被害者が驚きや恐怖で凍り付き、抵抗できない例は珍しくありません。暴行・脅迫、心身喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するよう刑法の性犯罪規定見直しを検討します。また、2017年刑法改正時に「心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと」とした附帯決議の着実な履行を求めます。
- 刑法性犯罪規定の見直しに際しては、障がいに乗じた性犯罪に対する処罰規定、地位や関係性を利用した性行為に対する処罰規定の創設、監護者等性交等罪の適用範囲拡大、性交同意年齢の引き上げなど、被害当事者や支援団体の声を踏まえた改正を実現します。

企業の法的支援

- 中小企業等に事業用の資金を貸し付ける場合には、その会社のことや「保証」の制度を知らない人を保護するため、会社経営者本人以外を保証人にすること（第三者保証）を法律で禁止します。
- 会社を新たに起こしたり、経営をしたり、親から子へ経営を引き継がせたりするときに弁護士等が法律上の支援をする制度等を充実させ、中小企業経営がより発展し、より長く続けられるようにします。

法曹養成改革

- 経済的な面や学歴などその人が置かれた立場に関係なく、様々な経歴や専門性をもった人が法曹（裁判官・検事・弁護士）として活躍できる機会をつくるために、多くの問題・課題を抱えている現在の法曹養成の制度を根本から見直します。
- 法曹を目指す人は、法科大学院を卒業した上で司法試験を受けることが原則となっていますが、法曹志望者の法科大学院離れが進行しています。法曹志願者数の減少に歯止めをかけ、より良い法曹養成制度にするため、司法試験の受験資格、方法及び試験科目並びに司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じます。

個人の尊重・選択的夫婦別姓

- 選択的夫婦別姓を実現します。女性が結婚・出産後も働き続けるだけではなく、社会のリーダーとして活躍することも増えてきました。しかし、結婚のときに女性の多くが改姓することによって、それまで「旧姓で」積み上げてきた経歴が本人とつながらなくなる問題や愛着ある姓を変更せざるを得ないといった同一性喪失の問題が生じてきました。また、少子化社会が進んで一人っ子が増え、一人っ子同士が結婚すると、婚姻する両者の家系・家名を存続することはできないという問題も多くなってきました。これらの問題の解決を可能とする、選択的夫婦別姓制度を導入します。
- 2016年の改正で短縮されたものの、民法には、女性にのみ100日の再婚禁止期間が定められています。これは、女性が出産した場合、その子の父が前の夫なのか今の夫であるのかを決める「嫡出推定」という決まりがあるためです。改めて、再婚禁止期間と嫡出推定の規定を整理し直し、女性の離婚、次の結婚、出産時期による「父子関係」の決め方を実状にあわせて明確にすると同時に、女性にだけある再婚禁止期間をなくすように取り組みます。嫡出推定規定を整理することで、無戸籍児の救済につなげます。

社会復帰支援

- 犯罪は総数が減る一方で、罪を犯した者が刑期を終了した後や、深く反省をしたことで早めに刑務所などの矯正施設から出ることができた後も、職や住環境が調わずに、また罪を繰り返してしまう「再犯率」が高いことが問題となっています。「再犯防止を推進する法律」をもとに、刑期を終了した人たちが二度と罪を犯さないで済むよう、高齢者や障がいのある人、薬物依存歴のある人など、実情に応じた矯正プログラムの見直しや、刑期終了後の就職支援等の充実を図ります。
- 矯正施設を出た元受刑者の社会復帰は、保護司等のボランティアによって支えられています。しかし、いま保護司の人たちの高齢化となり手の減少に直面しています。保護司を含めた保護観察制度を社会の変容にあわせて見直します。

登記問題

- 相続などの時に行わなければならない登記が行われていない土地、所有者がわからなくなった空き地・空き家問題、自分が所有しているという意識がないままに所有関係が不明になったり、相続の際に権利が分割され複雑化してしまったりしたため、整備が進まない山林問題が生じています。これを踏まえ、地方公共団体が地域整備事業を行う場合の用地取得が迅速にできるよう法整備を行います。

外国人労働者の受け入れ

- 活力ある日本社会の実現には、外国人労働者が必要であり、その能力が存分に発揮され、国民との協働・共生が地域社会や生活の現場においても推進されることが大前提です。
- 特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受け入れのあり方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な上限の設定、③適切な外国人労働の待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実の8項目を早急に再検討するよう政府に求めます。
- 外国人を受け入れるのなら、大都市圏ばかりでなく、人材確保が困難な地方へも必要とされる人材が集まるよう、人材の確保や生活支援、11以上の言語に対応したワンストップセンターの整備などに取り組む地方自治体等に対して、制度・財政上の裏付けをもって支援するよう政府に求めています。
- 地域や職場、学校での交流事業の支援、日本語教育の機会確保、また外国人対応が増えている自治体への政府からの支援を求めます。

「アジアの時代」の世界的共生外交

- 21世紀は成長の中心がアジアに移り、政治・経済でもアジアの相対的な影響が大きくなる「アジアの時代」となっています。アジア太平洋地域をはじめ、世界との共生を促進し、世界的なパワーシフトが起こりつつある中で、日本の未来を見据えた外交戦略を進めます。
- 日米同盟を基軸としつつ、同じ価値観を共有する国との関係を強化して国際社会が共有してきた秩序や多国間の合意を尊重し、国連やASEAN+3等の国際機関や、APECなどの経済協力の枠組みを通じた多国間協調外交を推進し、アジア太平洋地域をはじめ、成長市場とともに日本の持続可能な平和と繁栄を創造します。
- 開かれた国益を追求し、保護主義・一国主義に陥ることなく、自由で公正なルールに基づく高いレベルの経済連携を主導し、世界の平和と繁栄に貢献します。日米通商交渉、RCEP等の自由貿易交渉を行うにあたっては、自由貿易を前提としつつ、自動車や農業分野などを中心に安易に妥協することを許さず、日本の国益を守ることを最優先に位置付け、主体的・戦略的な経済外交を推進します。
- INF協定やイランの核合意、中東和平といった、国際的な平和への取り組みが危機に瀕する中、世界の平和と安全を追求する国際的努力を積極的にリードします。
- 日韓両国間では、1965年に締結した日韓請求権協定により、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認されています。韓国内で元朝鮮半島出身労働者(元徴用工)による訴訟が相次いでおり、我が国の企業へ賠償を求める等の動きがありますが、国際法を尊重した適切な対応を行うよう、日韓請求権協定に基づく協議を行い、我が国の企業の利益を守ります。慰安婦に関する最終合意についても、韓国に対し誠実に順守することを厳しく求めます。

SDGs(持続可能な開発目標)2030アジェンダの推進

- 国際社会が合意した「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に取り組みます。「誰一人取り残さない」を掲げる2030アジェンダのグローバルな取り組みに、NPO、NGO、民間セクター等とともに、国全体で、各地域においても貢献していきます。課題先進国として「人間の安全保障」の理念に基づき、気候変動対策、クリーンエネルギーの推進、人権の保護、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント、包摂的(インクルーシブ)で公正な社会の構築など、道義的かつ持続可能な途上国の経済開発に、日本として積極的な役割を果たしていきます。

- 人間の安全保障の理念に基づき、また、政府開発援助（ODA）の対GNI比0.7%という国際目標に向けて、戦略的に拠出先を絞り込むとともに、ODAの拡充や積極的活用や「見える化」に取り組み、貧困削減、持続可能な成長、平和構築、民主化支援などを進め、途上国の発展に寄与します。
- 「パリ協定」を順守、推進し、気候変動・温暖化対策を進めます。食料安全保障、水不足対策、砂漠化、生物多様性の喪失等の深刻化する「地球環境問題」の克服に努めます。日本の強みである技術力や人材、プログラム構築等、民間力も生かし責任ある立場で貢献します。
- アフリカ開発会議（TICAD）等を通して、アフリカ諸国等との関係強化を図ると同時に、中東諸国を含めた資源外交を強化します。
- 国際社会に対する深刻な脅威であるテロ勢力の拡大に対応して、在外邦人の安全の確保策や、入国管理規制・テロ目的の資金移動の監視、麻薬取引の厳格な監視、国際的な取り組みに対する協力等、国際テロ対策に取り組みます。テロの温床となっている紛争や差別、過激なナショナリズム、貧困問題の解決に積極的に取り組みます。
- UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）等の国際機関やNGO、市民社会等との連携のもと、世界各地の難民問題に関する国際的な取り組みを支援します。我が国の周辺事態における難民の発生について対応策を検討します。
- 国連改革を進め、安保理常任理事国入りを目指します。

経済外交

- 日米通商交渉、RCEP等の自由貿易交渉を行うにあたっては、自由貿易の重要性を強調するとともに、自動車や農業分野などを中心に日本の国益を守ることを最優先に位置付け、日本が主体的・戦略的な経済外交を推進します。
- 通商交渉経過の透明性を確保するため「重大通商交渉情報提供促進法案」の成立を目指します。

ソフトパワー外交の積極的推進

- 日本と日本国民の文化力・我が国のソフトパワーを駆使して文化交流を促進し、NGOとの連携のもと、外国世論への積極的な働き掛けを中心とする戦略的なパブリック・ディプロマシーを強化します。世界の中の「文化立国日本」としての立ち位置を確立します。
- 我が国への理解や交流の担い手を育てるため、海外における日本文化や、日本語教育の普及、留学生の招へいに努めます。また、海外留学等を推進し、ITを活用するなどした幼児期からの国際交流等も重視します。

核兵器のない世界の実現

- 2017年7月、国連で核兵器禁止条約が採択されましたが、安倍政権はその交渉に参加すらしませんでした。唯一の戦争被爆国として、「非核三原則」を堅持し「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に核保有国と非核保有国の橋渡しに取り組み、国際社会において主導的な役割を担います。

安全保障政策（現実的平和主義）

- 戦後日本が追求してきた「平和主義」と「専守防衛」を堅持し、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の領土、領海、国民の生命及び財産を守るという観点や、集団安全保障に基づいて国際的な責任を果たすという視点からの新たな要請を不断に検討し、必要な対策をとっていきます。具体的には「現実的平和主義」を基本理念に、「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」を安全保障政策の原則としています。
- 「近くは現実的」の原則に基づき、日本の領土・領海を着実に守ります。海上保安庁の体制を強化し、自衛隊やその他の政府機関との連携を深め、グレーゾーン事態に海上保安庁と自衛隊が適切に迅速に対応し 事態の深刻化を防ぐため、シームレスな対応を可能とする「領域警備法案」の成立に取り組みます。
- 「遠くは抑制的に」の原則に基づき、安倍政権が強行に成立させた安保法制を廃止する「平和安全法制整備法廃止法案」や、日本から遠く離れた外国の領域や、地球の裏側に行っても他国軍の後方支援をすることのないよう、安保法制の必要な見直しを行う、「周辺事態法改正案」「国際平和安全法廃止法案」を成立させます。現実的な安全保障、立憲主義に基づき安保法制を改正します。
- 「人道支援は積極的に」の原則に基づき、国連の平和維持活動（PKO）や災害派遣活動に、自衛隊の救命救急活動の強化や国会による監視など万全の体制を整備した上で積極的に参加します。国際的な人道支援活動のニーズに合わせ、DDR（武装解除・社会復帰支援）、SSR（治安部門改革）などの活動メニューを追加した「PKO法改正案」を提出しました。なお、現代のPKO5原則が国際社会のニーズに合致しているかを不断に検証し、国際の平和に「積極的に」貢献できる体制を整えてまいります。
- 激変する安全保障環境に、日米安保体制をさらに安定的に強固なものにしていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠です。日本の外交・安全保障の基軸である日米同盟を深化させます。
- 日米同盟を基軸に、現実的な安全保障体制を構築していきます。中国の急速な軍備拡大の状況、頻繁な領空・領海侵犯、ロシアによる北方領土への新型ミサイル配備や北朝鮮のミサイルの脅威など、変化する安全保障環境や、防衛技術の進歩、サイバー、宇宙などの新たな領域等に対処できるよう、専守防衛に徹しつつ、効率的で効果的に、日本の防衛力を維持・整備します。例えば、いずも型DDH護衛艦へのF-35B搭載等は、広範な排他的経済水域を守る上での効果的な運用についても、あくまで憲法の許容する、必要最小限の実力の範囲内に留めるよう、歯止めを検討してまいります。

○防衛予算の規律を取り戻します。厳しい財政状況の中で、効率的な防衛調達を進めるべきです。安倍政権はイージスアショア2基^{*1}や、最新鋭戦闘機F35、147機^{*2}の調達を決めましたが、米国からの兵器調達「対外有償軍事援助（FMS）」は、増加を続け、2011年度の約10倍、約7000億円に達しています。防衛予算は過去最大となり、硬直化も危険なレベルです。防衛予算を厳しく見直します。

*1 2基で2400億円、30年間の維持運営費を含め4389億円。

*2 一機116億円の見積もり（一兆円超）

○日米地位協定は“現代の治外法権”ともいえる不平等協定と指摘されています。日本政府はすべての基地管理権を米軍へ委譲しており、日本の国土、領空、領海の管理に空白地帯を生じさせています。事件事故が発生した場合にも日本の公権力が及ばない状態が放置され、各種訓練の事前通知なども不十分なままとなっています。米軍、軍人、軍属、その家族に対する国内法の原則順守、日本による米軍基地の管理権などについて、米国と協議します。利便性の向上にもつながる、横田、岩国空域及び管制権の返還を求めます。

○在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施し、抑止力の維持を図りつつ、日米地位協定の改定を提起し、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげます。約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を実現させます。

○在日米軍の配備態勢は、日米同盟の実効性を担保しつつ、時代や技術の変化とともに不断に見直すべきです。沖縄の民意を尊重し、軟弱地盤の問題もある名護市辺野古の埋め立ては中止し、在日米軍専用施設の7割が集中する沖縄の負担軽減を求め、同県内の移設を前提とする現行の普天間飛行場返還計画を見直します。

○東南アジア諸国の海洋警察力などのキャパシティ・ビルディングを支援しつつ、域内諸国との二国間・多国間の安全保障協力・交流を促進していきます。

○イージスアショアの配備については、国民に対し費用対効果を含む戦略上の必要性について納得する説明が尽くされていること、さらに、配備候補地に対し、候補地の適正性、健康被害、安全確保体制等について、正確で詳細な説明を行った上、地元の合意を得ない限り配備しません。

北朝鮮問題（核・ミサイル・拉致問題）

- 米朝関係が対話局面に転換し、2018年6月及び2019年2月末に2度の米朝首脳会談が行われましたが、北朝鮮の「完全で、検証可能で、不可逆的な非核化（CVID）」にコミットする意思はいまだ示されていません。日本をはじめ、国際社会は一致して、北朝鮮が完全な核・ミサイル廃棄に向けた検証可能な具体的な行動を起こすよう制裁を維持すると同時に、米朝の対話の継続に全面的に協力して行くべきです。
- 完全な非核化と日本を射程にするミサイルの廃棄が確実にならない合意では、日本に対する核・ミサイルの脅威が固定化してしまいます。日本も当事者として、国際社会と協力し非核化のプロセスにおける査察・検証などに人的・技術的協力を行う用意があることを示し、積極的に関与していくべきです。
- 米朝間の非核化の対話の進展とともに、ミサイル・拉致問題の包括的解決を進めるべきです。日本は「拉致問題の解決なしに経済支援はない」という姿勢を貫きつつも、米朝対話に並行して、自らの努力で北朝鮮との対話へと持ち込み、打開策を見出すよう最大限の努力をすべきです。
- 北朝鮮に拉致された被害者及び被害者のご家族の高齢化が進んでいます。主権と人権の重大な侵害である拉致問題について、これまでの関係者が一体となって取り組んできた国際世論への喚起が身を結び、国連人権理事会が拉致問題を「人道に対する罪」に認めました。今後とも国際社会と連携して断固たる措置を実施し、「特定失踪者」も含め全ての拉致被害者の救出に全力をあげます。
- 拉致交渉等を政府拉致対策本部及び警察で行い、外務省も含めたオールジャパンで取り組みます。米国をはじめ、関係各国の協力も得ながら、直接交渉への道筋に向けて、全力で取り組みます。

主権・領土

- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配しています。同諸島を巡って解決すべき領有権の問題は存在せず、今後とも平穏かつ安定的に維持・管理していきます。
- 我が国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日露間の諸合意及び法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉を進めます。
- 主権を曖昧にした二島（歯舞群島、色丹島）の先行返還は受け入れられません。日本政府の北方領土に関する主張が後退したと受け取られないよう、政府が北方領土四島の主権を対外的に周知していくように求めます。
- 日露間の経済協力については、領土問題が解決しないまま、過度な経済協力を約束させられることがあってはなりません。国益を損ねるようなことがないよう交渉を注視していき

ます。

- 我が国固有の領土である竹島の問題は、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めています。
- 排他的経済水域等の根拠となる離島の命名等、引き続き「海洋国家」として離島の安定的な維持・管理のための取り組みを進めていきます。
- 国際的な企業活動等に従事する在外邦人・企業の安全を確保するための態勢を構築します。

憲法

基本姿勢

- 憲法は、主権者である国民が国を成り立たせるに際し、国家権力の行使について統治機構のあり方を定めた上で一定の権限を与えると同時に、その権限の行使が国民の自由や権利を侵害することのないよう制約を課すものであって、時の権力が自らの倫理観を国民に押しつけるものではないことを確認して、国民とともに憲法の議論を進めます。
- 私たちは、日本国憲法が掲げ、戦後70年間にわたり国民が大切に育ててきた「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念を堅持し、自由と民主主義を基調とした立憲主義を断固として守ります。憲法9条をはじめとする現行憲法の条文について、論理的整合性、法的安定性に欠ける恣意的・便宜的な憲法解釈の変更は許されません。
- その上で、象徴天皇制のもと、「知る権利」を含めた新しい人権、地方自治の保障等を含む統治機構改革など、時代の変化に対応した未来志向の憲法を国民とともに構想していきます。

基本的人権

- 基本的人権は、人間が人間として生まれてきたことにより、誰もが当然に享有する権利です。
- 基本的人権は、他人の基本的人権との衝突を回避するために調整されることはあっても、「公益」や「公の秩序」といった他の価値の後回しにされるものではありません。
- この基本原理を踏まえて、環境権、知る権利など新しい人権を憲法にどのように位置付けるのか、議論を深めます。

国会

- 統治機構改革を進める中で、国と地方の役割分担、中央機能の役割分担と監視・抑制機能のあり方の議論を深めます。

行政

- 国民主権の実効性を高めるため、真の政治主導と内閣主導の実現を目指して、内閣法や国家行政組織法などを見直し、体制を整備します。

衆議院の解散権の制限

○時の政権が解散権を濫用することのないように、内閣総理大臣による衆議院の解散権の制約について議論します。

地域主権

○国と地方の役割を抜本的に見直し、国の役割は、外交、安全保障、社会保障制度やマクロ経済政策等に限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担うこととします。

平和主義と安全保障

○国が自衛権を行使できる限界を曖昧にしたまま、憲法9条に自衛隊を明記するべきではありません。海外の紛争に武力をもって介入しない、憲法9条の平和主義の根幹を覆すことは許されません、平和主義を断固として守ります。

緊急事態

- 緊急事態に対しては、必要に応じて既存の法制度を見直し、万全な対応ができる体制を構築することとし、基本的人権を尊重した下で緊急事態への対応を行います。
- 緊急事態が生じた場合にあっては、立法府の存在が確保され、国民主権が保障されるよう、国会議員の任期に関する規定のあり方を含め検討します。

憲法裁判所

○政治、行政に恣意的な憲法解釈をさせないために、憲法裁判所の設置検討など違憲審査機能の拡充を図ります。

改正手続き

- 憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから、国民の自由や、権利を守ることにあります。したがって、憲法の改正にあたっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意のもとでの成立を目指すべきであり、その発議に衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする考え方には合理性があります。
- 憲法解釈を恣意的に歪めたり、改正の中身を問うこともなく、改正手続きの要件緩和を先行させることには、立憲主義の本旨に照らして反対です。
- 国民投票法を改正します。国民投票運動等の公正な実施を図り、資金力の多寡等による不公正を防止するため、政党等によるスポットCMを禁止するとともに、運動資金の規制強化、インターネット運動の規制（運動主体の表示）、投票日当日の国民投票運動禁止等を

行います。国民投票広報協議会による広報活動を充実強化し、憲法改正に関する国民の判断に資する情報提供・環境整備を推進します。また、国政選挙の選挙期間と国民投票の期日等が重ならないようにします。

女性天皇、女性宮家

○象徴天皇制のもと、歴史上例がある女性天皇の即位を法制上可能とします。これまで前例のない女系天皇については慎重に議論を進めます。また、女性皇族が皇族以外の男性と結婚される場合に、皇籍を離脱せず、女性宮家を創設できるよう、皇室典範を改正します。

家計第一

